

神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 < 臨時特別号 >

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	行財政局給与課	1
条例	神戸市におけるAIの活用等に関する条例	企画調整局デジタル戦略部	3
条例	神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	企画調整局デジタル戦略部	10
条例	神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	地域協働局区役所課	21
条例	神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	地域協働局地域活性課	25
条例	神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例	地域協働局地域活性課	27
条例	公示方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	行財政局法務支援課	28
条例	学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例	行財政局法務支援課	85
条例	神戸市行政手続条例及び神戸市民の意見提出手続に関する条例の一部を改正する条例	行財政局行政管理課	88
条例	執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例	行財政局業務改革課	94
条例	神戸市職員定数条例の一部を改正する条例	行財政局組織編成課	108
条例	職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例	行財政局人事課	110
条例	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例	行財政局給与課	113
条例	神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例	行財政局給与課	116
条例	神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例	行財政局財務課	149
条例	神戸市立博物館条例等の一部を改正する条例	文化スポーツ局博物館管理課	172
条例	神戸市介護保険条例の一部を改正する条例	福祉局介護保険課	175
条例	神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	こども家庭局家庭支援課	181
条例	神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例	環境局業務課	184
条例	神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例	環境局環境保全課	189

令和6年3月29日 神戸市公報 < 臨時特別号 >

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市漁港管理条例の一部を改正する等の条例	経済観光局農水産課	200
条例	地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	経済観光局農政計画課	206
条例	神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例	建設局公園部管理課	212
条例	神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例	経済観光局農水産課	245
条例	神戸市下水道条例等の一部を改正する条例	建設局下水道部経営管理課	250
条例	河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する条例	建設局河川課	259
条例	神戸市営住宅条例の一部を改正する条例	建築住宅局住宅管理課	261
条例	神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例	建築住宅局建築指導部 建築安全課	264
条例	神戸市立須磨ヨットハーバー条例の一部を改正する条例	港湾局経営課	278
条例	神戸市水道条例の一部を改正する条例	水道局経営企画課	279
条例	神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局総務部教職員課	290
条例	神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例	福祉局監査指導部	292
条例	神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例	福祉局国保年金医療課	326
条例	神戸市立青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局学校教育部児童生徒課	329
規則	神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局学校支援部健康教育課	331
規則	神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則	行財政局税務部税制企画課	333
規則	保健所及び神戸市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則	健康局保健所保健課	345
規則	神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	建築住宅局住宅管理課	348
規則	神戸市下水道事業基金条例施行規則の一部を改正する規則	建設局下水道部経営管理課	357
規則	神戸市職員衛生管理規則等の一部を改正する規則	行財政局業務改革課	365
規則	神戸市事業者選定委員会規則	行財政局業務改革課	368
規則	神戸市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	経済観光局農水産課	370
規則	神戸市営住宅譲渡条例施行規則等を廃止する規則	行財政局法務支援課	377

令和6年3月29日 神戸市公報 < 臨時特別号 >

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	企画調整局デジタル戦略部	381
規則	神戸市政調査会規則	企画調整局産学連携推進課	397
規則	神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	地域協働局地域活性課	400
規則	神戸市職員退職手当金条例施行規則等の一部を改正する等の規則	行財政局給与課	404
規則	神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	建設局公園部計画課	418
規則	神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則の一部を改正する規則	環境局業務課	421
規則	神戸市立海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則	経済観光局農水産課	427
規則	神戸市宅地保全審議会規則等を廃止する規則	行財政局業務改革課	428
規則	神戸市立水産体験学習館条例施行規則の一部を改正する規則	経済観光局農水産課	429
規則	神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	環境局環境保全課	431
規則	神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局政策課	451
規則	神戸市小磯記念美術館条例施行規則の一部を改正する規則	文化スポーツ局博物館管理課	455
規則	神戸市ポートアイランドホール条例施行規則等の一部を改正する規則	文化スポーツ局スポーツ企画課	457
規則	神戸市会計規則等の一部を改正する規則	会計室会計課	461
規則	神戸市港湾施設条例施行規則及び須磨海岸を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則	港湾局経営課	486
規則	執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則	行財政局業務改革課	492
規則	公示方法の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則	行財政局法務支援課	497
規則	神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する等の規則	行財政局財務課	501
規則	神戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	消防局警防部消防団支援課	513
規則	神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局介護保険課	515

令和6年3月25日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市におけるAIの活用等に関する条例

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例

公示方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例

神戸市行政手続条例及び神戸市民の意見提出手続に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例

神戸市立博物館条例等の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正す

る条例

神戸市漁港管理条例の一部を改正する等の条例

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例

神戸市下水道条例等の一部を改正する条例

河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例

神戸市立須磨ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例

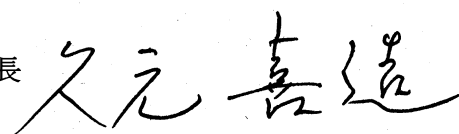
神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市立青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例

令和6年3月29日

神戸市長



神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第24号

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(34) [略]</p> <p><u>(35) 災害応急対応等派遣手当</u></p> <p>(36) [略]</p> <p><u>（災害応急対応等派遣手当）</u></p> <p><u>第38条 災害応急対応等派遣手当は、</u> <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が</u></p>	<p style="text-align: center;">（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(34) [略]</p> <p><u>(35) 削除</u></p> <p>(36) [略]</p> <p><u>第38条 削除</u></p>

発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（規則で定める者を除く。）に対して支給し、その額は、日額1,000円とする。

2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあつては、日額2,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条及び第38条の規定は、令和6年1月1日から適用する。

神戸市におけるA Iの活用等に関する条例を次のように公布する。

神戸市条例第25号

神戸市におけるA Iの活用等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 A Iの活用等（第5条－第10条）

第3章 雑則（第11条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるA Iの活用等に関する基本的な指針の策定、リスクアセスメントの実施、市民及び事業者によるA Iの効果的な活用その他市が実施すべき責務を定めること等により、市民の権利利益を保護しつつ効果的かつ効率的な市政を推進するとともに、市民及び事業者によるA Iの効果的な活用を促進し、もって持続可能な人間中心の社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) A I 人工知能関連技術（人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術）をいう。
- (2) 生成A I A Iを用いて、質問その他の電子計算機に対する指令に応じて当該A Iの有する知的な機能の活用により得られた結果を文書、画像、音声、動画、プログラムその他これらに類するものにより自動的に回答するよう作成されたプログラムをいう。

(基本理念)

第3条 市は、A Iの活用並びに市民及び事業者によるA Iの効果的な活用を進めるための施策(以下「A Iの活用等」という。)に関し、次に掲げる理念(以下「基本理念」という。)を基本とする。

- (1) 人間の尊厳、基本的人権及び社会の多様性を尊重し、人間を支援する技術としてA Iを活用すること。
- (2) 個人及び社会が抱える様々な課題の解決を図り、持続可能な社会を実現するためにA Iを積極的に活用すること。
- (3) 生命、身体及び財産に対する安全性及びプライバシーに十分配慮してA Iを活用すること。
- (4) A Iの活用が、社会に潜在的に存在する偏見及び先入観を助長し、不当な差別をもたらすことのないよう公平性を最大限確保するとともに、A Iの判断についての透明性の確保に留意して活用すること。
- (5) 必要な情報セキュリティを確保してA Iを活用すること。
- (6) A Iが市民の権利利益に影響を与える可能性を有していることを認識し、その活用についての責任の所在を明確にして、市民に対する責任を果たすことに留意すること。
- (7) A Iの効果及びリスクを適切に判断する能力を持った職員の育成に努めるとともに、市民及び事業者がA Iの効果及びリスクを判断することに資する情報の提供に努めること。
- (8) A Iに関する公正な競争環境の維持及び社会全体のイノベーションの促進に貢献するよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、A Iが安全かつ効果的に活用される社会の実現に資するため、前条に定める基本理念にのっとり、A Iの活用等を実施する責務を有する。

第2章 A Iの活用等

(基本指針の策定)

第5条 市は、市のA Iの活用等に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 本市におけるA Iの活用に関する基本的な事項

(2) 次条第1項に規定する評価及び検討(以下「リスクアセスメント」という。)

に関する事項として次に掲げるもの

ア リスクアセスメントを実施する処分その他の行為(以下「処分等」という。)の範囲

イ リスクアセスメントの項目、手法その他のリスクアセスメントの実施に関する基本的な事項

(3) 市民及び事業者がA Iを効果的に活用するための施策の実施に関する基本的な事項

(4) 神戸市立の学校における、A Iを適正に活用するための教育に関する基本的な事項

(5) 第9条第1項に規定する市に協議し、その同意を得なければならない業務及びA Iの機能の範囲

(6) 前各号に掲げるもののほか、本市におけるA Iの活用等に関し必要な事項

3 市は、基本指針を定めるに当たっては、この条例及びA Iに関する法令その他のA Iに関する制度が全体として調和が保たれたものとなるよう努めるものとする。

4 市は、基本指針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 市は、A Iの進展及びA Iに関する制度、環境その他の社会情勢の変化を勘案し、必要があるときは、基本指針を変更しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項に規定する基本指針の変更について準用する。

(リスクアセスメント)

第6条 市は、次に掲げる処分等のうち、前条第2項第2号アに該当するものとして基本指針に定めるものにA Iを活用するに当たっては、当該活用について、あらかじめ、当該A Iの活用が市民の権利利益に影響を与える可能性及びその大きさを評価し、行政運営を効率化しつつ市民の権利利益に与える危害を可能な限り低減するための手法を検討しなければならない。

- (1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に定める処分（ただし、同法第3条第1項に定める処分及び同条第2項に定める行為を除く。）
- (2) 神戸市行政手続条例（平成8年3月条例第48号）第2条第3号に定める処分（ただし、同条例第3条に定める行為を除く。）
- (3) 神戸市民の意見提出手続に関する条例（平成16年3月条例第57号）第2条第4号アに定める政策案等に関する事務
- (4) その他市民生活に重大な影響を与えるおそれがあるもの

2 公益上、緊急を要するものにA Iを活用する必要があるため、リスクアセスメントを実施することが困難であるときは、前項の規定は適用しない。

3 市は、前項の規定によりリスクアセスメントを実施しないときは、当該A Iの活用開始後速やかに第1項の規定に準じた評価及び検討を行うよう努めるものとする。

（生成A I等を活用する場合の責務）

第7条 市長は、安全性が確認されたものとして別に定める場合を除き、本市の機関等（本市又は本市の機関（議会を除く。）をいう。）の職員が職務上知り得た情報のうち神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条各号に掲げる情報を含む指令を、生成A Iその他これに類するもの（以下「生成A I等」という。）に対して与えないよう措置しなければならない。

2 神戸市議会基本条例（平成24年6月条例第4号）第7条及び第9条の趣旨を踏まえ、市長その他の執行機関は、議会に対し説明を行う場合において生成A I等を活用するときは、その判断に委ねることなく、自ら責任を負って説明を行わなければならない。

（市民及び事業者によるA Iの効果的な活用）

第8条 市は、市民及び事業者がA Iを効果的に活用できるよう、A Iの活用に関する広報活動、事業者に対するA Iの活用に関する助言、A Iを適正に活用するための教育を通じたA Iに関する知識の着実な普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（受託事業者等の責務）

第9条 市の処分等に関する事業について請け負い、又は委託を受けた者（地方

自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定を受けた者を含む。以下「受託事業者等」という。）は、当該事業（以下「受託事業等」という。）のうち第5条第2項第5号に該当するものとして基本指針に定めるものに同号に該当するものとして基本指針に定める範囲の機能を有するA Iを活用しようとするときは、あらかじめ、市に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 受託事業者等は、受託事業等処理するに当たって知り得た情報のうち神戸市情報公開条例第10条各号に掲げる情報を含む指令を、生成A I等に対して与えようとするときは、あらかじめ、市に協議し、その同意を得なければならない。

（神戸市A I活用アドバイザー）

第10条 市長は、本市におけるA Iの活用等について助言を求めるため、A Iに関する技術、法律等に関して優れた識見を有する者を神戸市A I活用アドバイザーとして任命することができる。

- 2 神戸市A I活用アドバイザーは、非常勤とする。
- 3 基本指針を定め、又は変更しようとする場合、リスクアセスメントを行う場合その他本市におけるA Iの活用等を検討する場合において、必要があると認めるときは、神戸市A I活用アドバイザーの意見を聴くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、神戸市A I活用アドバイザーに関し必要な事項は、市長が定める。

第3章 雑則

（施行細目の委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第9条の規定は、令和7年4月1日以後に締結する契約について適用する。

（準備行為）

3 この条例を施行するために必要な神戸市 A I 活用アドバイザーの任命その他の準備行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正)

4 神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（本市の機関等の責務）</u></p> <p><u>第2条の2 本市の機関等の職員は、職務上知り得た情報のうち神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条各号に掲げる情報を含む指令を、次の各号に掲げるものに対して与えてはならない。ただし、安全性が確認されたものとして市長が別に定める場合を除く。</u></p> <p><u>(1) A I チャットボット（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他の電子計算機に対する指令に応じて</u></p>

当該知的機能の活用により得られた結果を自動的に回答するよう作成されたプログラムをいう。)

(2) その他前号に類するもの

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第26号

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年9月条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる既定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。

(6) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第2欄又は別表第2の第2欄に掲げる機関が行う別表第1の第3欄又は別表第2の第3欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の第2欄に掲げる機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けるときは、

(1)～(4) [略]

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第2欄又は別表第2の第2欄に掲げる機関が行う別表第1の第3欄又は別表第2の第3欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第2欄に掲げる機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けるときは、

当該システムから取得した情報を利用することができる。

- 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するもの（利用特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、給付金であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第5号。以下「省令」という。）で定めるものの支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報（以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。）を含む。）を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該

この限りでない。

- 3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの（同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、給付金であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第5号。以下「省令」という。）で定めるものの支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報（以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。）を含む。）を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個

システムから取得した情報を利用することができる。

4 [略]

別表第1 (第4条関係)

項	機関	事務
[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]
6	市長	神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例(昭和46年4月条例第13号)に定める高齢期移行者医療費助成に関する事務
7	市長	神戸市子ども医療費助成に関する条例(昭和48年4月条例第6号)に定める子ども医療費助成に関する事務
8	市長	神戸市重度障害者医療費助成に関する条例(昭和48年4月条例第7号)に定める重度障害者医療費助成に関する事務
9	市長	神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年3月条例第73号)に定めるひと

人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 [略]

別表第1 (第4条関係)

項	機関	事務
[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]

	り親家庭等医療費助成 に関する事務
--	----------------------

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2 (第4条関係)				別表第2 (第4条関係)			
項	機関	事務	特定個人情報	項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護及び療養介護医療の支給決定を受けた障害者の療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護及び療養介護医療の支給決定を受けた障害者の療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの				(7) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
			[略]				[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
19	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	19	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
		(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定め					

			るもの
[略]	[略]	[略]	[略]
21	[略]	[略]	[略]
22	市長	神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例による高齢期移行者医療費助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの。</p> <p>(4) 生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3</p>

[略]	[略]	[略]	[略]
21	[略]	[略]	[略]

			<p>年法律第38号)による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報(以下「特定公的給付支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
23	市長	神戸市子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			(3) 生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
			(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
			(6) 特定公的給付支給関係情報であって規則で定めるもの
24	市長	神戸市重度障害者医療費助成に関する条例による重度障害者医療費助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			(3) 生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
			(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			(5) 戸籍又は除かれた戸籍の副本

			<p>に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報（以下「戸籍関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
			(6) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
			(7) 療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
			(8) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
			(9) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			(10) 特定公的給付支給関係情報であって規則で定めるもの
25	市長	神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費助成の実施に関する事務であって規則で定める	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護等関係情報であって</p>

		もの	<p>規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(5) 戸籍関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 特定公的給付支給関係情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	----	--

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第27号

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市区の設置等に関する条例(平成31年3月条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(区の事務所の出張所の位置、名称及び所管区域)			(区の事務所の出張所の位置、名称及び所管区域)		
第4条 須磨区役所及び西区役所に支所を置き、その位置、名称及び所管区域は次の表のとおりとする。			第4条 須磨区役所及び西区役所に支所を置き、その位置、名称及び所管区域は次の表のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
須磨区	神戸市	[略]	須磨区	神戸市	[略]
役所北	須磨区		役所北	須磨区	
須磨支	中落合		須磨支	中落合	
所	2丁目		所	2丁目	

	2 番 6	
	号	
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

第 5 条 北区役所、北神区役所、垂水区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]
北神区役所淡河出張所	[略]	[略]
垂水区役所明舞出張所	神戸市垂水区狩口台 1 丁目 16 番 2 号	神陵台 1 - 9 丁目、南多聞台 1 - 8 丁目、狩口台 1 - 7 丁目
[略]	[略]	[略]

	2 番 5	
	号	
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

第 5 条 北区役所、北神区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]
北神区役所淡河出張所	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(福祉事務所条例の一部改正)

第 2 条 神戸市福祉事務所条例(昭和26年10月条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第1条関係）			別表第2（第1条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
神戸市	神戸市	[略]	神戸市	神戸市	[略]
須磨福	須磨区		須磨福	須磨区	
社事務	中落合		社事務	中落合	
所北須	2丁目		所北須	2丁目	
磨支所	2番6号		磨支所	2番5号	

（保健所及び保健センター条例の一部改正）

第3条 保健所及び神戸市保健センター条例（平成10年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）

名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市須磨保健センター	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号及び同区中落合2丁目2番6号	神戸市須磨保健センター	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号及び同区中落合2丁目3番1号
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第28号

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

神戸市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（情報通信技術を利用する方法による手続等）</u></p> <p>第34条 <u>法第74条に規定する届出、提出、通知、交付、縦覧又は閲覧（以下「手続等」という。）について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定により電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子</u></p>	

計算機とを電気通信回線で接続した
電子情報処理組織をいう。)を使用
する方法その他の情報通信の技術を
利用する方法により行う場合におい
て必要な事項は、規則で定める。

第35条～第41条 [略]

第34条～第40条 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第29号

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例

神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																				
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立玉津地域福祉センター</td> <td>神戸市西区玉津町小山字川端180番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>地の3</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立玉津地域福祉センター	神戸市西区玉津町小山字川端180番	[略]	<u>地の3</u>	[略]	[略]	<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立玉津地域福祉センター</td> <td>神戸市西区玉津町出合字古瀬204番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>地の4</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立玉津地域福祉センター	神戸市西区玉津町出合字古瀬204番	[略]	<u>地の4</u>	[略]	[略]
名称	位置																				
[略]	[略]																				
神戸市立玉津地域福祉センター	神戸市西区玉津町小山字川端180番																				
[略]	<u>地の3</u>																				
[略]	[略]																				
名称	位置																				
[略]	[略]																				
神戸市立玉津地域福祉センター	神戸市西区玉津町出合字古瀬204番																				
[略]	<u>地の4</u>																				
[略]	[略]																				

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

公示方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

神戸市条例第 30 号

公示方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(図書館条例の一部改正)

第 1 条 神戸市立図書館条例(昭和25年10月条例第206号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第 8 条 [略]	第 8 条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(食肉センター条例の一部改正)

第 2 条 神戸市立食肉センター条例(昭和29年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第9条 [略]	第9条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

（都市公園条例の一部改正）

第3条 神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金）	（利用料金）
第16条の2 [略]	第16条の2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、前項の承認をしたときは、	3 市長は、前項の承認をしたときは、

その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
4、5 [略]	4、5 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第23条の2 [略]	第23条の2 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(児童福祉施設等に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第11条 [略]	第11条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5、6 [略]	5、6 [略]

(御影公会堂条例の一部改正)

第5条 神戸市立御影公会堂条例（昭和34年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第17条 [略]	第17条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(老人福祉施設条例の一部改正)

第6条 神戸市立老人福祉施設条例（昭和38年10月条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料及び利用料金)	(使用料及び利用料金)
第8条 [略]	第8条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及びこれらの利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	6 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及びこれらの利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
7、8 [略]	7、8 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第11条 [略]	第11条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(監査委員条例の一部改正)

第7条 神戸市監査委員条例（昭和39年3月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表の方法)	(公表の方法)
第6条 監査委員の行う公表に関して	第6条 監査委員の行う公表に関して

は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

は、監査委員において、特に必要があると認めるものを除くほか、神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）の定めるところによる。

（収入証紙条例の一部改正）

第8条 神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（収入証紙の売りさばき）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定による売りさばき人及び売りさばき所を指定したときは、直ちに、これを<u>公表</u>しなければならない。指定を取り消したとき又は売りさばき所を変更したときも、同様とする。</p>	<p>（収入証紙の売りさばき）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定による売りさばき人及び売りさばき所を指定したときは、直ちに、これを<u>告示</u>しなければならない。指定を取り消したとき又は売りさばき所を変更したときも、同様とする。</p>

（「財政事情」の公表に関する条例）

第9条 神戸市「財政事情」の公表に関する条例（昭和39年3月条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表の方法)	(公表の方法)
第4条 「財政事情」の公表は、 <u>インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</u>	第4条 「財政事情」の公表は、 <u>市公報によりこれを行なう。ただし、市長は必要に応じ市公報によるほか、適宜、他の方法によりその要旨を公表することができる。</u>
	2 <u>前項の市公報掲載文書は、公表の日から6箇月間市長の指定した場所において公開閲覧に供するものとする。</u>
	3 <u>前項の閲覧に関する必要な事項は、市長が定める。</u>

(集会所条例の一部改正)

第10条 神戸市立集会所条例（昭和40年4月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第13条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第13条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(路外駐車場条例の一部改正)

第11条 神戸市立路外駐車場条例（昭和42年3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第13条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 5 [略]	(指定管理者の指定等) 第13条 [略] 2、3 [略] 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 5 [略]

(厚生年金住宅条例の一部改正)

第12条 神戸市厚生年金住宅条例（昭和44年3月条例第46号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（指定管理者の指定等）	（指定管理者の指定等）
第17条 [略]	第17条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	5 市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

（総合福祉センター条例の一部改正）

第13条 神戸市立総合福祉センター条例（昭和44年10月条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第15条 [略]	第15条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(ひとり親家庭支援センター条例の一部改正)

第14条 神戸市ひとり親家庭支援センター条例（昭和44年10月条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第7条 [略]	第7条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(自然の家条例の一部改正)

第15条 神戸市立自然の家条例（昭和48年3月条例第70号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。別表第2号に規定する繁忙日を承認したときも、同様とする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。別表第2号に規定する繁忙日を承認したときも、同様とする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(婦人会館条例の一部改正)

第16条 神戸市立婦人会館条例（昭和48年3月条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第13条 [略]	第13条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。	3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。
4 [略]	4 [略]

(港湾施設条例の一部改正)

第17条 神戸市港湾施設条例(昭和48年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)

第42条 [略]	第42条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(文化ホール条例の一部改正)

第18条 神戸文化ホール条例（昭和48年4月条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
4、5 [略]	4、5 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第15条 [略]	第15条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又	2 市長は、指定管理者の指定をし、又

はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(丸山コミュニティ・センター条例の一部改正)

第19条 神戸市立丸山コミュニティ・センター条例（昭和48年12月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第15条 [略]	第15条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(消費生活センター条例の一部改正)

第20条 神戸市消費生活センター条例（昭和49年4月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第11条 [略]	第11条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(六甲山牧場条例の一部改正)

第21条 神戸市立六甲山牧場条例（昭和50年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
5～7 [略]	5～7 [略]

<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
--	--

(海づり公園条例の一部改正)

第22条 神戸市立海づり公園条例（昭和51年4月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>5、6 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、そ</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>5、6 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、そ</p>

の旨を公表するものとする。

の旨を告示するものとする。

(須磨ヨットハーバー条例の一部改正)

第23条 神戸市立須磨ヨットハーバー条例（昭和53年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(青少年会館条例の一部改正)

第24条 神戸市青少年会館条例（昭和55年4月条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第14条 [略]	第14条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(国際会議場条例の一部改正)

第25条 神戸国際会議場条例（昭和55年10月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)

<p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
--	--

(国際展示場条例の一部改正)

第26条 神戸国際展示場条例(昭和55年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
<p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u></p>	<p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u></p>

するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第19条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第19条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
--	--

(水産会館条例の一部改正)

第27条 神戸市立水産会館条例（平成56年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。 3 [略]	(指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。 3 [略]

(文化センター条例の一部改正)

第28条 神戸市立文化センター条例（昭和56年8月条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(ポートアイランド市民広場条例の一部改正)

第29条 ポートアイランド市民広場条例(昭和56年12月条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第21条 [略]	第21条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程の一部改正)

第30条 神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程（昭和56年12月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員の氏名等の <u>公表</u>)	(委員の氏名等の <u>公告及び掲示</u>)
第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所並びに1号委員又は2号委員の別その他必要な事項を <u>インターネットの利用その他適切な方法により公表する。</u>	第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所並びに1号委員又は2号委員の別その他必要な事項を <u>公告するとともに、その公告の内容を施行地区内の適当な場所に</u>

公告の日から起算して10日間掲示しなければならない。

(博物館条例の一部改正)

第31条 神戸市立博物館条例（昭和57年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第13条 [略]	第13条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(ポートアイランドホール条例の一部改正)

第32条 神戸ポートアイランドホール条例（昭和59年3月条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	(利用料金) 第8条 [略] 2 [略] 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。 4、5 [略] (指定管理者の指定等) 第17条 [略] 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(青少年科学館条例の一部改正)

第33条 神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)

第21条 [略]	第21条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(自然環境活用センター条例の一部改正)

第34条 神戸市立自然環境活用センター条例（昭和59年3月条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(農村環境改善センター条例の一部改正)

第35条 神戸市立農村環境改善センター条例（昭和60年4月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第19条 [略]	第19条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程の一部改正)

第36条 神戸国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程（昭和61年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員の氏名等の <u>公表</u>)	(委員の氏名等の <u>公告及び掲示</u>)
第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所、1号委員又	第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び住所、1号委員又

<p>は2号委員の別その他必要な事項を <u>インターネットの利用その他適切な 方法により公表する。</u></p>	<p>は2号委員の別その他必要な事項を <u>公告するとともに、その公告の内容 を施行地区内の適当な場所に公告の 日から起算して10日間掲示しなけれ ばならない。</u></p>
--	---

(しあわせの村条例の一部改正)

第37条 神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>

はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第38条 神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第20条 [略]	第20条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(ふれあいのまちづくり条例の一部改正)

第39条 神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
4 [略]	4 [略]

(埋蔵文化財センター条例の一部改正)

第40条 神戸市埋蔵文化財センター条例（平成3年3月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第10条 [略]	第10条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(男女共同参画センター条例の一部改正)

第41条 神戸市男女共同参画センター条例（平成3年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第20条 [略]	第20条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第42条 神戸市立小磯記念美術館条例（平成4年3月条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第13条 [略]	第13条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(在宅障害者福祉センター条例の一部改正)

第43条 神戸市立在宅障害者福祉センター条例（平成4年10月条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条の5 [略]	第5条の5 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
4、5 [略]	4、5 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第19条 [略]	第19条 [略]

2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(産業振興センター条例の一部改正)

第44条 神戸市産業振興センター条例（平成4年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第21条 [略]	第21条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(こうべまちづくり会館条例の一部改正)

第45条 神戸市立こうべまちづくり会館条例（平成5年3月条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第20条 [略]	第20条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第46条 道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成5年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第12条 [略]	第12条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又	4 市長は、指定管理者の指定をし、又

はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(こうべ市民福祉交流センター条例の一部改正)

第47条 神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（平成6年1月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第20条 [略]	第20条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(体育施設条例の一部改正)

第48条 神戸市立体育施設条例（平成8年3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(新開地アートひろば条例の一部改正)

第49条 新開地アートひろば条例（平成8年4月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(ファッション美術館条例の一部改正)

第50条 神戸ファッション美術館条例（平成8年10月条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>	<p style="text-align: center;">(指定管理者の指定等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>

はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(市営住宅条例の一部改正)

第51条 神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第68条 [略]	第68条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
5～9 [略]	5～9 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第74条 [略]	第74条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公</u>	5 市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告</u>

<p>表するものとする。</p> <p>6 [略]</p>	<p>示するものとする。</p> <p>6 [略]</p>
-------------------------------	-------------------------------

(ものづくり工場条例の一部改正)

第52条 神戸市ものづくり工場条例（平成9年10月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(水産体験学習館条例の一部改正)

第53条 神戸市立水産体験学習館条例（平成10年1月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第22条 [略]	第22条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(太閤の湯殿館条例の一部改正)

第54条 神戸市立太閤の湯殿館条例（平成11年3月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
4、5 [略]	4、5 [略]

<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
--	--

(風見鶏の館等条例の一部改正)

第55条 神戸市風見鶏の館等条例（平成11年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>3 [略]</p>

(生涯学習支援センターその他の施設条例の一部改正)

第56条 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例（平成12年3月条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第21条 [略]	第21条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(有馬温泉の館条例の一部改正)

第57条 神戸市有馬温泉の館条例（平成13年4月条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 [略]	2 [略]

<p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
---	---

(身体障害者社会参加支援施設条例の一部改正)

第58条 神戸市立身体障害者社会参加支援施設条例(平成15年3月条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第7条 [略]	第7条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(臨床研究情報センター条例の一部改正)

第59条 神戸臨床研究情報センター条例(平成15年3月条例第61号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（利用料金）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者の指定等）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（利用料金）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者の指定等）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

（有馬温泉観光交流センター条例の一部改正）

第60条 神戸市立有馬温泉観光交流センター条例（平成15年3月条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(こうべ市歯科センター条例の一部改正)

第61条 神戸市立こうべ市歯科センター条例 (平成16年3月条例第41号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第62条 神戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長の公表)	(市長の公表)
第4条 法第58条の2第3項の規定による公表は、毎年11月30日までに、インターネットの利用 <u>その他適切な方法により</u> 行うものとする。	第4条 法第58条の2第3項の規定による公表は、毎年11月30日までに、 <u>公告</u> 、インターネットの利用 <u>その他市長が定める方法により</u> 行うものとする。

(文学館条例の一部改正)

第63条 神戸文学館条例（平成18年3月条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部改正)

第64条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例(平成18年9月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(利用料金)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>
---	---

(ゆかりの美術館条例の一部改正)

第65条 神戸ゆかりの美術館条例（平成18年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又</p>

はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(海外移住と文化の交流センター条例の一部改正)

第66条 神戸市立海外移住と文化の交流センター条例(平成20年12月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第22条 [略]	第22条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
3 [略]	3 [略]

(こども初期急病センター条例の一部改正)

第67条 神戸こども初期急病センター条例(平成22年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第20条 [略]	第20条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	5 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(ふたば学舎条例の一部改正)

第68条 神戸市立ふたば学舎条例（平成22年3月条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第9条 [略]	第9条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、第2項及び前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、第2項及び前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。

5、6 [略] (指定管理者の指定等)	5、6 [略] (指定管理者の指定等)
第18条 [略]	第18条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(デザイン・クリエイティブセンター神戸条例の一部改正)

第69条 デザイン・クリエイティブセンター神戸条例(平成24年3月条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第13条 [略]	第13条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 市長は、前3項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	5 市長は、前3項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
6、7 [略] (指定管理者の指定等)	6、7 [略] (指定管理者の指定等)
第24条 [略]	第24条 [略]
2 市長は、指定管理者の指定をし、又	2 市長は、指定管理者の指定をし、又

はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(洞川教育キャンプ場条例の一部改正)

第70条 神戸市立洞川教育キャンプ場条例(平成27年10月条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4、5 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例の一部改正)

第71条 神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例(平成28年9月条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第19条 [略]	第19条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(こべっこあそびひろば条例の一部改正)

第72条 神戸市こべっこあそびひろば条例（平成30年12月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第15条 [略]	第15条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。
5 [略]	5 [略]

(海洋博物館条例の一部改正)

第73条 神戸海洋博物館条例（令和元年9月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第8条 [略]	第8条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を <u>告示</u> するものとする。
5、6 [略]	5、6 [略]
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第17条 [略]	第17条 [略]

2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取り消した</u> ときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取消した</u> ときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(こども本の森神戸条例の一部改正)

第74条 こども本の森神戸条例（令和2年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等)	(指定管理者の指定等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取り消した</u> ときは、その旨を <u>公表</u> するものとする。	4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を <u>取り消した</u> ときは、その旨を <u>告示</u> するものとする。

(西神中央ホール条例の一部改正)

第75条 西神中央ホール条例（令和3年9月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を<u>告示</u>するものとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を<u>告示</u>するものとする。</p>

(都市景観条例の一部改正)

第76条 神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を<u>公表するものとする。</u></p> <p>(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除の手続)</p> <p>第30条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を<u>公表するものとする。</u></p>	<p>(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を<u>告示しなければならない。</u></p> <p>(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除の手続)</p> <p>第30条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を<u>告示しなければならない。</u></p>

(児童センター条例の一部改正)

第77条 神戸市立児童センター条例（令和4年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p>

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例を次のように公布する。

神戸市条例第31号

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 学校法人の助成に関する条例（昭和26年4月条例第19号）
- (2) 神戸市営住宅譲渡条例（昭和28年4月条例第19号）
- (3) 神戸市公債条例（昭和29年4月条例第22号）
- (4) 耐火構造住宅附属施設譲渡条例（昭和32年1月条例第47号）
- (5) 神戸市統計調査条例（昭和32年6月条例第18号）
- (6) 神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）
- (7) 神戸市違法駐車等の防止に関する条例（平成6年4月条例第2号）
- (8) 地方独立行政法人神戸市民病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成21年3月条例第55号）
- (9) 公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例（平成31年3月条例第45号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6号及び次項から附則第4項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

（収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する日前に売りさばかれた収入証紙（第6号の規定による廃止前の神戸市収入証紙条例（次項において「旧条例」という。）第4条の規定により無効とされるものを除く。以下同じ。）は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により使用することができる。
- 3 旧条例第3条第1項の規定により売りさばき人として指定されていた者で第6号の規定の施行の際現に買い受けた収入証紙を保有しているものは、市長が

定めるところにより、附則第1項ただし書に規定する日から令和7年6月30日までに当該収入証紙を返還しなければならない。この場合において、市長は、その定めるところにより、現金を還付するものとする。

4 前項に規定する者を除くほか、現に収入証紙を保有する者は、附則第1項ただし書に規定する日から令和10年3月31日までの間に限り、市長が定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。

(市営住宅条例の一部改正)

5 神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第28条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(譲渡する住宅の家賃の減免等)</u></p> <p><u>第28条 市長は、神戸市営住宅譲渡条例(昭和28年4月条例第19号)の規定に基づき、市営住宅の譲渡契約(その譲渡代金の支払方法が全額即金払であるものを除く。)を締結したときは、当該市営住宅の所有権を移転するまでの家賃を免除することができる。この場合において、市長は、当該市営住宅の敷地の地代に相当する額を徴収することができる。</u></p>

2 前項の市営住宅の譲渡契約を解除したときは、市長は、譲渡代金の割賦金の納付に係る月の翌月以後の家賃を徴収する。

神戸市行政手続条例及び神戸市民の意見提出手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第32号

神戸市行政手続条例及び神戸市民の意見提出手続に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続条例の一部改正)

第1条 神戸市行政手続条例(平成8年3月条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行政指導の方式)	(行政指導の方式)
第33条 [略]	第33条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。	4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 既に文書(前項の書面を含む。)	(2) 既に文書(前項の書面を含む。)

又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（意見公募手続）

第37条 [略]

2、3 [略]

4 意見の提出は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）を明らかにした書面又は電磁的記録によりしなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当すると

又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（意見公募手続）

第37条 [略]

2、3 [略]

4 意見は、次の各号のいずれかに掲げる方法により提出しなければならない。

(1) 規則等制定機関が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信

(2) 規則等制定機関が指定する送信先への電子メールの送信

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則等制定機関が適当であると認める方法

5 意見を提出しようとする者は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当すると

きは、第1項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) 納付すべき金銭について定める法令若しくは条例の制定若しくは改廃により又は当該法令若しくは条例の規定による金銭の納付に係る歳入予算の執行に当たり必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法令又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

(3)～(7) [略]

(8) 次に掲げるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

ア 申請、届出、金銭の納付その他の手続における当該手続の方法の多様化又は簡素化によるその負担の軽減又は利便性の向上に資することを目的とするもの

イ [略]

ウ ア及びイに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げ、様式の改廃（審査基準、処分基準若しくは行政指導指針の適用に当たり必要な事項又は届出に関する事

きは、第1項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) 納付すべき金銭について定める法令又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法令又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

(3)～(7) [略]

(8) 次に掲げるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

項（当該事項が記載された様式による届出が第35条に規定する届出の形式上の要件となる場合に限る。）の記載欄を設ける場合を除く。）その他の形式的な変更

（結果の公示等）

第41条 [略]

2～4 [略]

5 規則等制定機関は第37条第5項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。

(1)、(2) [略]

（結果の公示等）

第41条 [略]

2～4 [略]

5 規則等制定機関は第37条第6項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。

(1)、(2) [略]

（市民の意見提出手続に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市民の意見提出手続に関する条例（平成16年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(意見提出の期間及び方法)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 意見の提出は、次に掲げる事項を明らかにした書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりしなければならない。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p>	<p>(意見提出の期間及び方法)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 意見は、次の各号のいずれかに掲げる方法により提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>実施機関が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信</u></p> <p>(2) <u>実施機関が指定する送信先への電子メールの送信</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当であると認める方法</u></p> <p><u>3 意見を提出しようとする市民は、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

神戸市条例第33号

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表第1及び別表第2に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、臨時的な行政課題について調査審議する審議会その他の一時的又は臨時的な附</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>契約の相手方の選定に係る審査会</u>、臨時的な行政課題について調査審議する審</p>

属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

議会その他の一時的又は臨時的な附属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表第1（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

別表（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
神戸市宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による宅地造成工事規制区域の指定その他重要事項についての調査審議に関する事務	
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ

定評価委員会	
神戸市消防局指定管理者選定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
神戸市技能奨励賞選考委員会	神戸市技能奨励賞（優れた技能を有し、伝統的技能の継承や従来の技能の改善及び改良に取り組むとともに、技能の研鑽 ^{さん} 及び向上のための計画を有している本市に在住し、かつ、在勤する若い技能者に贈呈する賞をいう。）の受賞者の選考に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ

	る審査に関する事務
神戸市政調査会	本市の政策形成に関する重要事項についての調査研究及び審議に関する事務

	る審査に関する事務

(2) [略]

(2) [略]

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理運営に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理運営に係る評価に関する事務
[略]	[略]

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理の委託に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理委託に係る評価に関する事務
[略]	[略]

(4) 教育委員会の附属機関

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市校区調整審議会	神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区についての調査審議に関する事務

附属機関	担任する事務
神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会	教育振興基本計画（教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）の進捗状況に係る点検

			及び評価に関する事務
		神戸市校 区調整審 議会	神戸市立学校設置条例 (昭和39年3月条例第 87号)に基づき設置さ れた小学校、中学校及 び義務教育学校の校区 についての調査審議に 関する事務
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2 (第1条関係)

附属機関	担任する事務
神戸市事 業者選定 委員会	契約の相手方の選定に関 する事務

備考 この表に掲げる附属機関は、担
任する事務の欄に規定する事務の必
要性に応じて執行機関が設置する。

(博物館条例の一部改正)

第2条 神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第23条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館・美術館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>協議会に博物館分科会及び小磯記念美術館分科会を設置する。</u></p> <p>6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第20条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p>

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第3条 神戸市立小磯記念美術館条例(平成4年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(博物館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>美術館に置く博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項に規定する博物館協議会については、神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)第12条の定めるところに</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(美術館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p>

<p><u>よる。</u></p>	<p><u>2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他市長が適当であると認める者の中から市長が委嘱する。</u></p> <p><u>3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。</u></p> <p><u>4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
-------------------	---

(市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部改正)

第4条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成6年3月条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表)	(公表)
第15条 [略]	第15条 [略]

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かななければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かななければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4項中「当

<p>項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>
--	--

（市民の安全の推進に関する条例の一部改正）

第5条 神戸市民の安全の推進に関する条例（平成10年1月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

目次	目次
前文	前文
第1章～第7章 [略]	第1章～第7章 [略]
<u>第8章</u> [略]	<u>第8章 神戸市安全なまちづくりに 関する懇話会（第26条）</u>
附則	<u>第9章</u> [略]
	附則
	<u>第8章 神戸市安全なまちづく りに関する懇話会 （懇話会の設置）</u>
	<u>第26条 市長の附属機関として、神戸 市安全なまちづくりに関する懇話会 （以下「懇話会」という。）を置く。</u>
	<u>2 懇話会は、市長の諮問に応じ、安全 に関する基本的施策及び市域におけ る安全なまちづくりに関する基本的 事項を調査審議するものとする。</u>
	<u>3 懇話会は、安全に関する施策及び 市域における安全なまちづくりに関 する事項に関し、市長に意見を述べ ることができる。</u>
	<u>4 前3項に定めるもののほか、懇話 会の組織及び運営に関し必要な事項 は、規則で定める。</u>
<u>第8章</u> [略]	<u>第9章</u> [略]
<u>第26条、第27条</u> [略]	<u>第27条、第28条</u> [略]

（屋外広告物条例の一部改正）

第6条 神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（規格及び許可の基準）	（規格及び許可の基準）
第13条 [略]	第13条 [略]
<p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p>	<p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p>
(1)、(2) [略]	(1)、(2) [略]

（男女共同参画の推進に関する条例の一部改正）

第7条 神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成15年3月条例第57号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（雇用等の分野における男女共同参画の推進）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>（雇用等の分野における男女共同参画の推進）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p><u>4 市は、男女共同参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者の表彰を行い、当該取組を公表するものとする。</u></p> <p><u>第16条の2 市長の附属機関として、神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 選考委員会は、前条第4項に規定する事業者の表彰に係る受賞者の選考に関する事務を行う。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

(市民等からの申出の処理)

第20条

市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合で、必要があると認めるときは、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴いた上で、適切な措置を講じるものとする。

(市民等からの申出の処理)

第20条 市長の附属機関として、男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

<p><u>3</u> 市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p>	<p><u>6</u> 市長は、前項の措置を行うに当たって、必要があると認めるときは、<u>第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>7</u> 前各項に定めるもののほか、市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
---	--

(交通安全対策会議条例の廃止)

第8条 神戸市交通安全対策会議条例(昭和46年3月条例第59号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第34号

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例(昭和24年9月条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>7,930</u>人(うち福祉事務所職員 <u>975</u>人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,125</u>人(うち教育職員 <u>8,375</u>人)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>7,990</u>人(うち福祉事務所職員 <u>1,002</u>人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,049</u>人(うち教育職員 <u>8,282</u>人)</p>

(6) 消防職員 <u>1,473人</u>	(6) 消防職員 <u>1,457人</u>
(7)、(8) [略]	(7)、(8) [略]
(9) 交通局の職員 <u>979人</u>	(9) 交通局の職員 <u>1,013人</u>
(10) 水道局の職員 <u>573人</u>	(10) 水道局の職員 <u>609人</u>
(11) 合計 <u>20,179人</u>	(11) 合計 <u>20,217人</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第35号

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の件

職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
休職の事由	勤続年数区分	休職の期間		休職の事由	勤続年数区分	休職の期間	
負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病を除く。）による法第28条第2項第1号の休職	2年未満	1年	休職の事由となる疾病が、公務上の負傷又は疾病に起因する蓋然性を有する場合であって、任命権者が特に必要と認めるときは、期間を延長することができる。	負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病を除く。）による法第28条第2項第1号の休職	2年未満	1年	
	2年以上4年未満	2年			2年以上4年未満	2年	
	4年以上	3年			4年以上	3年	
[略]		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]		[略]		[略]		[略]	
(注) 1 公務上の負傷又は疾病とは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条の規定に基づき公務災害として認定された負傷又は疾病をいう。 2 通勤とは、地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。 3、4 [略]				(注) 1 通勤とは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。 2、3 [略]			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第36号

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例(平成14年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>令和6年4月分から令和7年3月分 までの市長及び副市長の給料月額に係 る特別職の職員で常勤のものゝの給与に</p>	<p>令和5年4月分から令和6年3月分 までの市長及び副市長の給料月額に係 る特別職の職員で常勤のものゝの給与に</p>

<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和6年度</u>の6月1日</p>	<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和5年度</u>の6月1日</p>

<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の222.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の222.5</u>（市長にあつては<u>100分の222.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の222.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>	<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の227.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の227.5</u>（市長にあつては<u>100分の227.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の227.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

神戸市条例第37号

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(昇給等の基準)	(昇給等の基準)
第4条 [略]	第4条 [略]
2～11 [略]	2～11 [略]
12 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定に	12 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定に

より当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第2条第1項の規定による短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員、第4条の3に規定する任期付短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に該当する職員をいう。以下同じ。）以外の職員の勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び任期付職員法第4条の規定により採用された職員（以下「任期付フルタイム勤務職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 [略]

より当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第2条第1項の規定による短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員、第4条の3に規定する任期付短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に該当する職員をいう。以下同じ。）以外の職員の勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 [略]

(住居手当)

第8条の3 [略]

2 住居手当の支給区分及びその月額
は、4,000円（借家又は借間を住居と
している者であつて人事委員会規則
で定めるものについては、19,000円）
を超えない範囲内において、人事委
員会規則で定める。ただし、人事委員
会規則で特に定める者については、
これらの額に15,000円を超えない範
囲内において、人事委員会規則で定
める額を加算した額とすることがで
きる。

3 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 医療職給料表(1)の適用
を受ける職員又はこれに準ずる者で
あつて人事委員会規則で定めるもの
の職のうち採用による欠員の補充が
困難であると認められる職で人事委
員会規則で定めるものには、月額
251,700円を超えない範囲内の額を、
採用の日の属する月の翌月（その日
が月の初日であるときは、その日の
属する月）から35年以内の期間、初任
給調整手当として支給する。

(住居手当)

第8条の3 [略]

2 住居手当の支給区分及びその月額
は、4,000円（借家又は借間を住居と
している者であつて人事委員会規則
で定めるものについては、19,000円）
を超えない範囲内において、人事委
員会規則で定める。

3 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 次の各号に掲げる職に新
たに採用された職員には、当該各号
に掲げる額を超えない範囲内の額
を、採用の日の属する月の翌月（その
日が月の初日であるときは、その日
の属する月）から、第1号に掲げる職
に係るものにあつては35年以内、第
2号に掲げる職に係るものにあつて
は21年以内、第3号に掲げる職に係
るものにあつては5年以内の期間、
初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受け
る職員又はこれに準ずる者であつ
て人事委員会規則で定めるものの

職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 251,700円

(2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 8,500円

(3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 2,500円

2、3 [略]
(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2～5 [略]

6、7 [略]
(期末手当等)

第19条 職員に対しては、別に条例の定めるところにより、期末手当等を支給する。

職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 251,700円

(2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 8,500円

(3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 2,500円

2、3 [略]
(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2～5 [略]

6 任期付職員法第4条の規定により採用された職員については、第4条第6項から第11項まで及び第8条の2第4項の規定は、適用しない。

7、8 [略]
(期末手当等)

第19条 職員に対しては、別に条例の定めるところにより、期末手当等(会計年度任用職員にあつては、期末手

(パートタイム会計年度任用職員の
給与等)

第20条の2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、前各条(第19条を除く。)の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員に支給される給料に相当する報酬(以下「基本報酬」という。)、第8条の2(第4項を除く。)、第10条、第10条の6、第10条の7及び第13条から第16条の2までの規定によりフルタイム会計年度任用職員に支給される手当の例により計算して得た額の報酬並びに第19条の規定による期末手当等とする。

2～10 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に5,000円をそれぞれ加算した額とする。

当)を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の
給与等)

第20条の2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、前各条(第19条を除く。)の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員に支給される給料に相当する報酬(以下「基本報酬」という。)、第8条の2(第4項を除く。)、第10条、第10条の6、第10条の7及び第13条から第16条の2までの規定によりフルタイム会計年度任用職員に支給される手当の例により計算して得た額の報酬並びに第19条の規定による期末手当とする。

2～10 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。

<p>3 [略]</p> <p>別表第2 消防職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に<u>5,000円</u>をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p> <p>別表第2 消防職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に<u>3,700円</u>をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>3 [略]</p>
---	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第3 教育職給料表（第3条関係）							別表第3 教育職給料表（第3条関係）						
ア [略]							ア [略]						
イ 教育職給料表(2)							イ 教育職給料表(2)						
職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		[略]	[略]	314,200 (333,800) (353,400) (381,900)	[略]	[略]			[略]	[略]	314,200	[略]	[略]
備考							備考						
1、2 [略]							1、2 [略]						
3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は総括主幹教諭及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、中段の括弧内の給料月額は専門官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は統括官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。													
ウ、エ [略]							ウ、エ [略]						
オ 教育職給料表(5)							オ 教育職給料表(5)						

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	298,600 (325,000) (353,400) (381,900)	[略]	[略]

備考

1、2 [略]

3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は総括主幹教諭及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、中段の括弧内の給料月額は専門官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は統括官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	298,600	[略]	[略]

備考

1、2 [略]

別表第4 医療職給料表 (第3条関係)

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	[略]	[略]	[略]
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	[略]	[略]	[略]
	1	167,100	192,900	224,800			
	2	168,200	194,600	226,600			
	3	169,300	196,300	228,400			
	4	170,400	198,000	230,100			
	5	171,500	199,600	231,800			
	6	172,600	201,300	233,500			
	7	173,700	203,000	235,200			
	8	174,800	204,700	237,000			
	9	176,100	206,200	238,800			
	10	177,500	207,900	240,500			
	11	178,800	209,500	242,200			
	12	180,100	211,100	243,800			
	13	181,200	212,700	244,900			
	14	182,500	214,500	246,700			
	15	183,800	216,300	248,500			
	16	185,100	218,100	250,100			
	17	186,600	219,700	251,400			
	18	188,200	221,700	253,300			
	19	189,800	223,700	255,200			
	20	191,400	225,700	257,100			
	21	192,900	227,700	258,500			
	22	194,600	229,300	260,500			
	23	196,300	230,900	262,500			
	24	198,000	232,500	264,500			
	25	199,600	234,000	265,800			
	26	201,300	235,400	267,600			
	27	203,000	236,900	269,400			
	28	204,700	238,400	271,200			
	29	206,200	239,400	272,500			
	30	207,900	241,000	274,500			
	31	209,500	242,600	276,500			
	32	211,100	244,200	278,500			
	33	212,700	245,400	279,900			
	34	214,500	247,200	281,800			
	35	216,300	249,000	283,800			
	36	218,100	250,700	285,700			
	37	219,700	251,900	286,900			
	38	220,600	253,600	288,700			
	39	221,500	255,300	290,400			
	40	222,400	257,000	292,200			
	41	223,400	258,100	293,600			
	42	224,200	259,500	295,400			
	43	225,000	260,900	297,000			
	44	225,800	262,300	298,800			
	45	226,500	263,100	300,100			
	46	227,500	265,000	302,000			
	47	228,500	266,900	303,800			
	48	229,500	268,800	305,600			
	49	229,800	270,200	306,900			
	50	230,800	272,000	308,800			
	51	231,800	273,900	310,700			
	52	232,800	275,800	312,500			
53	233,300	277,200	314,000				

別表第4 医療職給料表 (第3条関係)

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	[略]	[略]	[略]
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	[略]	[略]	[略]
	1	159,500	185,300	217,200			
	2	160,600	187,000	219,000			
	3	161,700	188,700	220,800			
	4	162,800	190,400	222,500			
	5	163,900	192,000	224,200			
	6	165,000	193,700	225,900			
	7	166,100	195,400	227,600			
	8	167,200	197,100	229,400			
	9	168,500	198,600	231,200			
	10	169,900	200,300	232,900			
	11	171,200	201,900	234,600			
	12	172,500	203,500	236,200			
	13	173,600	205,100	237,800			
	14	174,900	206,900	239,600			
	15	176,200	208,700	241,400			
	16	177,500	210,500	243,000			
	17	179,000	212,100	244,700			
	18	180,600	214,100	246,600			
	19	182,200	216,100	248,500			
	20	183,800	218,100	250,400			
	21	185,300	220,100	252,300			
	22	187,000	221,700	254,300			
	23	188,700	223,300	256,300			
	24	190,400	224,900	258,300			
	25	192,000	226,400	260,100			
	26	193,700	227,800	261,900			
	27	195,400	229,300	263,700			
	28	197,100	230,800	265,500			
	29	198,600	232,300	267,300			
	30	200,300	233,900	269,300			
	31	201,900	235,500	271,300			
	32	203,500	237,100	273,300			
	33	205,100	238,700	275,100			
	34	206,900	240,500	277,000			
	35	208,700	242,300	279,000			
	36	210,500	244,000	280,900			
	37	212,100	245,700	282,700			
	38	213,000	247,400	284,500			
	39	213,900	249,100	286,200			
	40	214,800	250,800	288,000			
	41	215,800	252,400	289,800			
	42	216,600	253,800	291,600			
	43	217,400	255,200	293,200			
	44	218,200	256,600	295,000			
	45	218,900	257,900	296,700			
	46	219,900	259,800	298,600			
	47	220,900	261,700	300,400			
	48	221,900	263,600	302,200			
	49	222,700	265,400	304,100			
	50	223,700	267,200	306,000			
	51	224,700	269,100	307,900			
	52	225,700	271,000	309,700			
53	226,600	273,000	311,600				

54	234,300	279,200	315,900
55	235,300	281,100	317,700
56	236,300	283,000	319,500
57	236,800	284,500	320,500
58	237,600	286,100	322,400
59	238,400	287,700	324,300
60	239,200	289,200	326,200
61	239,500	290,300	327,200
62	240,200	291,800	329,000
63	240,900	293,300	330,700
64	241,700	294,800	332,400
65	241,900	295,700	333,400
66	242,600	297,400	334,500
67	243,400	299,100	335,500
68	244,100	300,700	336,500
69	244,400	302,000	337,600
70	245,100	303,600	338,500
71	245,800	305,200	339,400
72	246,600	306,700	340,300
73	246,700	307,400	341,000
74	247,300	308,600	341,800
75	248,000	310,000	342,600
76	248,700	311,400	343,400
77	249,000	312,200	344,200
78	249,600	313,600	344,800
79	250,100	315,000	345,400
80	250,600	316,200	345,900
81	250,700	316,800	346,500
82	251,200	317,800	347,000
83	251,600	318,800	347,500
84	252,000	319,700	348,000
85	252,300	320,200	348,500
86	252,800	320,900	348,900
87	253,300	321,600	349,200
88	253,700	322,200	349,500
89	254,000	322,600	349,800
90	254,500	323,300	350,100
91	255,000	323,900	350,400
92	255,500	324,400	350,700
93	255,800	324,900	351,000
94	256,300	325,400	351,300
95	256,800	325,900	351,600
96	257,300	326,400	351,900
97	257,700	326,900	352,200
98		327,400	352,400
99		327,900	352,700
100		328,400	353,000
101		328,900	353,200
102			353,500
103			353,800
104			354,000
105			354,200
106			354,500
107			354,800
108			355,000
109			355,200
110			355,500

54	227,600	275,000	313,500
55	228,600	276,900	315,300
56	229,600	278,800	317,100
57	230,600	280,700	319,000
58	231,400	282,300	320,900
59	232,200	283,900	322,800
60	233,000	285,400	324,700
61	233,800	286,900	326,600
62	234,500	288,400	328,400
63	235,200	289,900	330,100
64	236,000	291,400	331,800
65	236,700	292,900	333,400
66	237,400	294,600	334,500
67	238,200	296,300	335,500
68	238,900	297,900	336,500
69	239,600	299,600	337,600
70	240,300	301,200	338,500
71	241,000	302,800	339,400
72	241,800	304,300	340,300
73	242,500	305,600	341,000
74	243,100	306,800	341,800
75	243,800	308,200	342,600
76	244,500	309,600	343,400
77	245,200	311,000	344,200
78	245,800	312,400	344,800
79	246,300	313,800	345,400
80	246,800	315,000	345,900
81	247,300	316,100	346,500
82	247,800	317,100	347,000
83	248,200	318,100	347,500
84	248,600	319,000	348,000
85	249,000	319,800	348,500
86	249,500	320,500	348,900
87	250,000	321,200	349,200
88	250,400	321,800	349,500
89	250,800	322,500	349,800
90	251,300	323,200	350,100
91	251,800	323,800	350,400
92	252,300	324,300	350,700
93	252,700	324,900	351,000
94	253,200	325,400	351,300
95	253,700	325,900	351,600
96	254,200	326,400	351,900
97	254,600	326,900	352,200
98		327,400	352,400
99		327,900	352,700
100		328,400	353,000
101		328,900	353,200
102			353,500
103			353,800
104			354,000
105			354,200
106			354,500
107			354,800
108			355,000
109			355,200
110			355,500

	111			355,700			
	112			355,900			
	113			356,100			
	114			356,400			
	115			356,600			
	116			356,800			
	117			357,000			
	118			357,200			
	119			357,400			
	120			357,600			
	121			357,800			
	122			358,000			
	123			358,200			
	124			358,400			
	125			358,600			
	126			358,800			
	127			359,000			
	128			359,100			
	129			359,200			
	130			359,400			
	131			359,600			
	132			359,700			
	133			359,800			
	134			360,000			
	135			360,200			
	136			360,300			
	137			360,400			
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に5,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

	111			355,700			
	112			355,900			
	113			356,100			
	114			356,400			
	115			356,600			
	116			356,800			
	117			357,000			
	118			357,200			
	119			357,400			
	120			357,600			
	121			357,800			
	122			358,000			
	123			358,200			
	124			358,400			
	125			358,600			
	126			358,800			
	127			359,000			
	128			359,100			
	129			359,200			
	130			359,400			
	131			359,600			
	132			359,700			
	133			359,800			
	134			360,000			
	135			360,200			
	136			360,300			
	137			360,400			
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第6 級別基準職務表（第3条関係）		別表第6 級別基準職務表（第3条関係）	
(1)～(3) [略]		(1)～(3) [略]	
(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表		(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表	
職務 の級	基準となる職務	職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]	[略]	[略]
3級	高等学校の主幹教諭、 <u>総括主幹教諭、専門官又は統括官の職務</u>	3級	高等学校の主幹教諭の職務
[略]	[略]	[略]	[略]
(5)、(6) [略]		(5)、(6) [略]	
(7) 教育職給料表(5)級別基準職務表		(7) 教育職給料表(5)級別基準職務表	
職務 の級	基準となる職務	職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]	[略]	[略]
3級	小学校、中学校、義務教育学校	3級	小学校、中学校、義務教育学校

	又は特別支援学校の主幹教諭、 <u>総括主幹教諭、専門官又は統括官の職務</u>
[略]	[略]

(8)、(9) [略]

別表第7 育児休業代替任期付職員及び任期付フルタイム勤務職員の職務の級 (第4条関係)

[略]

附 則

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当するものにあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得

	又は特別支援学校の主幹教諭の職務
[略]	[略]

(8)、(9) [略]

別表第7 育児休業代替任期付職員の職務の級（第4条関係）

[略]

附 則

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員 63歳

（職員退職手当金条例の一部改正）

第2条 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（職員）	（職員）
第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で常時勤務に服するこ	第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で常時勤務に服するこ

とを要するものをいう。ただし、次に掲げる者その他規則で定める者を除く。

(1)、(2) [略]

(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員_{の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者}

2、3 [略]

（退職手当からの控除）

第20条 神戸市職員の給与等に関する条例第23条第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げるものについては、退職手当から控除することができる。

（施行細則の委任）

第21条 [略]

附 則

第14条 令和7年3月31日に退職した者であつて、次の各号のいずれにも該当するものに係る退職手当金条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額（附則第14条に規定する者にあつては、退職日給料月額及び退職日給料月額に附則別表の左欄に掲げる退職日における年齢の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計

とを要するものをいう。ただし、次に掲げる者その他規則で定める者を除く。

(1)、(2) [略]

(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員_{の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条又は第5条の規定により採用された者}

2、3 [略]

（施行細則の委任）

第20条 [略]

附 則

額。第9条の5第1項及び附則第3条において同じ。) 」と、同項第1号中「又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」とあるのは、「若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は附則第14条に規定する者」とする。

- (1) その者が退職した日において、
地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する者のうち、介護業務に従事する職員(規則で定める者に限る。)であつたこと。
- (2) その者が退職した日において、
満60歳未満であつたこと。
- (3) その者が退職する日までに、本条の規定の適用を受けたい旨を記載した申出書を任命権者に提出し、任命権者の承認を受けたこと。

附則別表 (附則第14条関係)

退職日における年齢	割合
満45歳以上満50歳未満	100分の45
満50歳以上満55歳未満	100分の40
満55歳以上満58歳未満	100分の30
満58歳以上満60歳未満	100分の20

(旅費条例の一部改正)

第3条 旅費条例(昭和27年7月条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 赴任 <u>新たに採用された職員</u> (本市の要請により国家公務員若しくは他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となつた者又は<u>専門的な知識経験等を有する者</u>その他市長が定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</p> <p>(4)、(5) [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 赴任 <u>新たに採用された職員</u> (本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となつた者その他市長が定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</p> <p>(4)、(5) [略]</p>

2、3 [略] <u>(赴任に伴う旅費の調整)</u>	2、3 [略]
第20条 [略]	第20条 [略]

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当等の支給)	(期末手当等の支給)
第1条 [略]	第1条 [略]
2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)のうち規則で定めるものには、職員の例により <u>期末手当等</u> を支給する。	2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)のうち規則で定めるものには、職員の例により <u>期末手当</u> を支給する。
3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち規則で定めるものには、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める基準に従い、 <u>期末手当等</u> を支給する。	3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち規則で定めるものには、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める基準に従い、 <u>期末手当</u> を支給する。
附 則	附 則

1～18 [略]	1～18 [略] 19 フルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の135」とする。
----------	---

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務1日につき <u>34,300</u> 円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任	[略]	前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務1日につき <u>34,200</u> 円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任	[略]

命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める額	命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める額
備考 [略]	備考 [略]

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

<p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、<u>統括官、専門官、総括主幹教諭</u>、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であるものに限る。）及び実習助手をいう。ただし、人事委員会規則で定める者を除く。</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であるものに限る。）及び実習助手をいう。ただし、人事委員会規則で定める者を除く。</p>
--	--

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第7条 神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p>	<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p>
<p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市職員の給与等に関する条</p>	<p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市職員の給与等に関する条</p>

例（昭和26年3月条例第8号）第10条の6第1項及び神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）第3条の2に規定する職 (2) [略] 2 [略]	例（昭和26年3月条例第8号）第10条の6第1項に規定する人事委員会規則で指定する職 (2) [略] 2 [略]
---	--

（災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正）

第8条 神戸市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成7年6月条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項及び大規模災害からの復興に	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する災害派遣手当、武

関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

別表（第2条関係） [略]

備考

- この表において「本市の区域内に滞在した期間」とは、災害対策基本法第32条第1項若しくは大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の8に規定する職員が本市の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期

力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

別表（第2条関係） [略]

備考

- この表において「本市の区域内に滞在した期間」とは、災害対策基本法第32条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する職員が本市の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間をいう。

間をいう。	
2 [略]	2 [略]

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用された職員を除く。)	(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u> の規定により採用された職員を除く。)
(2) 非常勤職員(地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用された職員を除く。)	(2) 非常勤職員(地方公務員法 <u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u> の規定により採用された職員を

(3)～(5) [略]

3 [略]

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第1号に規定する地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び同法附則第5項に規定する職員(以下「労務職員」という。)である派遣職員を除く。第6条及び第9条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(報告)

第9条 [略]

除く。)

(3)～(5) [略]

3 [略]

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第1号に規定する地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び同法附則第5項に規定する職員(以下「労務職員」という。)である派遣職員を除く。第6条及び第9条第1項において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(報告)

第9条 [略]

2 人事委員会の第2条第1項各号に規定する事務の処理に資するため、任命権者は、人事委員会規則で定め

<p>(報告)</p> <p>第19条 [略]</p>	<p><u>るところにより、企業職員である派遣職員及び労務職員である派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第19条 [略]</p> <p><u>2 人事委員会の第10条各号に規定する事務の処理に資するため、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、企業職員である退職派遣者及び労務職員である退職派遣者の特定法人における処遇の状況等並びに企業職員である退職派遣者及び労務職員である退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。</u></p>
-----------------------------	--

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(山間部等業務手当)</u></p> <p>第15条 <u>山間部等業務手当は、経済観光局又は建設局に勤務する職員で次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務 日額450円</u></p> <p><u>(2) 山間部等の劣悪な自然環境の場所における調査等の業務のうち規則で定めるもの 日額300円</u></p> <p>(教育委員会職員手当)</p> <p>第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p><u>(鳥獣捕獲業務手当)</u></p> <p>第15条 <u>鳥獣捕獲業務手当は、経済観光局に勤務する職員で鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額450円とする。</u></p> <p>(教育委員会職員手当)</p> <p>第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

(1)～(4) [略]

(5) 小学校又は中学校に勤務する統括官、専門官、総括主幹教諭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（教育委員会規則で定めるものを除く。）のうち2以上の異なる学年の児童又は生徒で編制されている学級に係る業務 日額290円

(6) 夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、統括官、専門官、総括主幹教諭、主幹教諭、教諭及び助教諭（本務として夜間学級に従事する者に限る。）の職務 その者の給料月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第43号）第3条第1項に規定する教職調整額を含む。）に100分の10を乗じて得た額を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

附 則

1、2 [略]

3 給与条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に対する第37条第6号の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と同条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とす

(1)～(4) [略]

(5) 小学校又は中学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（教育委員会規則で定めるものを除く。）のうち2以上の異なる学年の児童又は生徒で編制されている学級に係る業務 日額290円

(6) 夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、主幹教諭、教諭及び助教諭（本務として夜間学級に従事する者に限る。）の職務 その者の給料月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第43号）第3条第1項に規定する教職調整額を含む。）に100分の10を乗じて得た額を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

附 則

1、2 [略]

る。

(職員退職手当金条例の特例に関する条例の廃止)

第11条 神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例(令和2年3月条例第47号)は、廃止する。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第12条 神戸市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和4年3月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法 <u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の本市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法 <u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の本市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p>

<p>第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
--	--

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第13条 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（新給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置）</p>	<p>附 則</p> <p>（新給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置）</p>
<p>第13条 暫定再任用職員の給料月額</p>	<p>第13条 暫定再任用職員の給料月額</p>

は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 [略]

（新給与条例における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第18条の規定によりみなして適用する第10条の規定による改正後の神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務

は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 [略]

（新給与条例における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第18条の規定によりみなして適用する第10条の規定による改正後の神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務

職員の勤務時間を、一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 [略]

(改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第19条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「派遣条例」という。）第2条第2項第1号の規定を適用し、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、派遣条例第2条第2項第1号及び第2号の規定を適用する。

(施行細則の委任)

第20条 [略]

職員の勤務時間を、一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 [略]

(施行細則の委任)

第19条 [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条の規定並びに第13条の規定による改正後の神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第19条及び第20条の規定は、令和5年4月1日より適用する。

(職員退職手当金条例附則第14条及び附則別表の規定の失効)

- 3 第2条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例附則第14条及び附則別表の規定は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(施行細則の委任)

- 4 第1条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第2条から第4条まで及び第10条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

神戸市条例第38号

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 削除</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 修学又は学業成績に関する証明</u> <u>(高等学校に限る。)</u> 1件につき <u>300円</u></p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 農業委員会の行う土地の現況証明</u> 1筆につき <u>600円</u></p>

(17)～(37の3) [略]

(38) 動物の愛護及び管理に関する

法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項又は同法第18条第1項の規定により抑留された犬を除く。次号において同じ。）

ア 生後91日以上の犬又は猫 1

頭につき 2,000円

イ 生後91日未満の犬又は猫 10

頭につき（10頭に満たない端数は、10頭とする。） 2,000円

(38の2) 動物の愛護及び管理に関する

法律第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬又は猫、同法第36条第2項の規定により収容された動物及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第27条第1項の規定により収容された飼い犬の返還

ア 当該動物の飼養及び保管に要

した費用 1頭又は1羽1日につき 600円

イ 当該動物の返還に要する費用

1頭又は1羽につき 3,500円

(17)～(37の3) [略]

(38) 削除

(39) 狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき 3,000円

(40)～(42) [略]

(42の2) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録又は同法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査

1種別（同法第10条第2項第4号に規定する種別をいう。）1件につき 1万5,000円

(43)～(69の30) [略]

(70) 削除

(71)～(91の10) [略]

(92)から(131)まで 削除

(132) 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定により本市が同条第1項の許可に関する権限を行う場合における同条第3項の手数料 当該受けようとする許可に係る1通行経路につき

(39) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき

3,000円

(40)～(42) [略]

(42の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録又は同法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査

1種別（同法第10条第2項第4号に規定する種別をいう。）1件につき 1万5,000円

(43)～(69の30) [略]

(70) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく登録票の交付又は更新若しくは再交付
1件につき 3,400円

(71)～(91の10) [略]

(92)から(132の20)まで 削除

200円

(133) [略]

(134) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に関する工事（以下この号において「当該工事」という。）の許可又は同法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る工事の計画の変更（以下この号において「当該変更」という。）の許可の申請に対する審査

ア 当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁（以下この号において「切土等」という。）に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万5,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては2万5,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては3万5,000円、2,000平方メート

(133) [略]

(134) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事（以下この号において「当該工事」という。）の許可又は同法第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に係る工事の計画の変更（以下この号において「当該変更」という。）の許可の申請に対する審査

当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁（以下この号において「切土等」という。）に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万2,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては2万1,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものに

ルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては5万2,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては6万5,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては8万6,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては13万5,000円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては21万円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては33万4,000円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては47万9,000円、10万平方メートルを超えるものにあつては62万5,000円、当該変更が切土等の工事に係るものでない場合にあつては1万円

イ 当該工事の土石の堆積に係る土地又は当該変更が土石の堆積に係るものである場合の当該変更後の土石の堆積に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万2,000円、500平方メートルを超え1,000平

あつては6万7,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては11万円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては17万円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては25万円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては34万円、10万平方メートルを超えるものにあつては42万円、当該変更が切土等の工事に係るものでない場合にあつては1万円

方メートル以内のものにあつては1万4,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては1万6,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては2万円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては2万9,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては3万2,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては3万9,000円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては5万3,000円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては7万3,000円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては10万9,000円、10万平方メートルを超えるものにあつては13万3,000円、当該変更が土石の堆積に係るものでない場合にあつては1万円

(135)～(157) [略]

(158) 前各号、次条から第7条まで

(135)～(157) [略]

(158) 前各号、次条から第4条の4

に定めのない事項の証明 1件につき 300円

第5条 市長は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下別表第9において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下別表第9において「令」という。）の規定に基づく事務につき、別表第9に定める額の手数料を徴収する。

第5条の5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下別表第13において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下別表第13において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第13に定める額の手数料を徴収する。

第6条 市長は、健康局保健所健康科学研究所に検査を依頼する者に対し、別表第16に定める額の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。

第7条 市長は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく事務につき、別表第17に定める額の手数料を徴収する。

までに定めのない事項の証明 1件につき 300円

第5条 市長は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下別表第9において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第9に定める額の手数料を徴収する。

第5条の5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下別表第13において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下別表第13において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第13に定める額の手数料を徴収する。

<p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> 第2条各号及び第5条から第7条までに規定する手数料は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。<u>ただし、第2条第37号の2、第37号の3、第47号及び第158号に規定する手数料（同条第37号の2、第37号の3及び第158号に規定する手数料にあつては、健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。）については、申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第5条から<u>第7条までに規定する手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、後納することができる。</u></p> <p><u>(1) 官公署のためにする事務に係る手数料であるとき</u></p> <p><u>(2) 特別の理由があるものとして規則で定めるとき</u></p> <p>3、4 [略]</p> <p><u>第10条～第12条</u> [略]</p>	<p><u>第6条</u> [略]</p> <p><u>第7条</u> 第2条各号に規定する手数料は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。<u>ただし、同条第37号の2、第37号の3、第47号及び第158号に規定する手数料（同条第37号の2、第37号の3及び第158号に規定する手数料にあつては、健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。）については、申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>官公署のためにする事務に係る第5条から第5条の7までに規定する手数料は、後納することができる。</u></p> <p>3、4 [略]</p> <p><u>第8条～第10条</u> [略]</p>
--	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第4条関係）			別表第3（第4条関係）		
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料	
[略]	[略]		[略]	[略]	
3 法第11条	[略]	[略]	3 法第11条	[略]	[略]
第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	浮き屋根式	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000	第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	浮き屋根式	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000
	特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	キロリットル未満のもの <u>145万円</u>		特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	キロリットル未満のもの <u>118万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万
		キロリットル未満のもの <u>172万円</u>			キロリットル未満のもの <u>141万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ
		ロリットル未満のもの <u>192万円</u>			ロリットル未満のもの <u>159万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キ			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キ
		ロリットル未満のもの <u>236万円</u>			ロリットル未満のもの <u>195万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キ			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キ
	ロリットル未満のもの <u>274万円</u>		ロリットル未満のもの <u>227万円</u>		
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キ		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キ		
	ロリットル未満のもの <u>564万円</u>		ロリットル未満のもの <u>455万円</u>		
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キ		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キ		
	ロリットル未満のもの <u>724万円</u>		ロリットル未満のもの <u>582万円</u>		
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの		
	<u>879万円</u>		<u>707万円</u>		
[略]	[略]		[略]	[略]	
備考 [略]			備考 [略]		
別表第7（第4条の3関係）			別表第7（第4条の3関係）		
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料	
1 高圧ガス	[略]	[略]	1 高圧ガス	[略]	[略]
保安法第5	高圧ガス保安法第5条第1項	[略]	保安法第5	高圧ガス保安法第5条第1項	[略]

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの (当該移動式製造設備について液石法第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、 6,000円)	
	[略]	[略]
[略]	[略]	

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
	[略]	[略]
[略]	[略]	

別表第8 (第4条の4関係)

事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この表において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

別表第8 (第4条の4関係)

事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この表において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

別表第9 (第5条関係)

種別	区分	手数料(1件につき)
[略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物の位置	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	[略]

別表第9 (第5条関係)

種別	区分	手数料(1件につき)
[略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の新築又は	建築物(同一敷地内建築物を除く。以下52の項において同じ。)の数が1である場合	[略]

及び構造の認定の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
53 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造等の許可の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	[略]
	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における建築物の位置及び構造等の許可の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	[略]
	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
55～57 [略]		[略]
58 令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替に係る認定の申請		2万7,000円
59～61 [略]		[略]
62 [略]	[略]	[略]

備考

- 1 規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 2、3 [略]
- 4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

増築等に係る認定の申請に対する審査	建築物の数が2以上である場合	[略]
53 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物に対する容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査	建築物の数が1である場合	[略]
	建築物の数が2以上である場合	[略]
54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は増築等の許可の申請に対する審査	建築物の数が1である場合	[略]
	建築物の数が2以上である場合	[略]
55～57 [略]		[略]
58～60 [略]		[略]
61 [略]	[略]	[略]

備考

- 1 令は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 2、3 [略]
- 4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

法律をいう。

5～7 [略]

8 52から54までの項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

別表第16（第6条関係）

種別	手数料（1件につき）
1 試験・検査	20,000円
2 文書交付	1,000円

備考

- 1 特に期日を定め急速施行を要する場合の手数は、この表に定める金額の3倍以内の額において、規則で定める。
- 2 本市に事務所又は住居を有しない者の手数料は、この表及び前項の規定によって算定される金額の2倍以内の額において、規則で定める。
- 3 特別の調査又は特別の費用を要する事務を依頼する場合の手数は、この表及び前2項の規定にかかわらず、規則で定める。

別表第17（第7条関係）

種別	特定計量器の区分		手数料
	非自動はかり	ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
1 計量法第19条第1項の規定により本市が行う定期検査又は同法第20条第1項の規定により指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者（次項に掲げるものを除く。）		ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
		ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1,900円
		ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	2,200円

律（平成27年法律第53号）をいう。

5～7 [略]

8 52及び54の項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

	ひょう量が500 キログラムを超 え1トン以下の もの	3,200円	
イ	棒はかり又は光電式以外のば ね式指示はかりのうち直線目盛 りのみがあるもの	250円	
ウ	ア又はイに 掲げるもの以 外のもの	ひょう量が100 キログラム以下 のもの	500円
		ひょう量が100 キログラムを超 え250キログラ ム以下のもの	900円
		ひょう量が250 キログラムを超 え500キログラ ム以下のもの	1,500円
		ひょう量が500 キログラムを超 え1トン以下の もの	2,200円
		ひょう量が1ト ンを超え2トン 以下のもの	3,800円
		ひょう量が2ト ンを超え5トン 以下のもの	6,900円
		ひょう量が5ト ンを超え10トン	10,900円

		以下のもの	
		ひょう量が10ト ンを超え20トン 以下のもの	15,600円
		ひょう量が20ト ンを超え30トン 以下のもの	19,800円
		ひょう量が30ト ンを超え40トン 以下のもの	22,500円
		ひょう量が40ト ンを超え50トン 以下のもの	31,400円
		ひょう量が50ト ンを超えるもの	54,100円
		分銅又は定量おもり若しくは定量増おも り	10円
		皮革面積計	2,700円
2 特定計量器検定検 査規則（平成5年通 商産業省令第70号） 第39条第1項に規定 する特定計量器の所 在の場所で定期検査 を受けようとする者 であって本市の提供 に係る検査設備を使 用しようとするもの	非自 動は かり	ひょう量が5トン以下のもの	18,500円
		ひょう量が5トンを超え10トン以 下のもの	33,000円
		ひょう量が10トンを超え20トン以 下のもの	48,200円
		ひょう量が20トンを超え30トン以 下のもの	52,400円
		ひょう量が30トンを超え40トン以 下のもの	67,700円
		ひょう量が40トンを超え50トン以 下のもの	79,700円

	ひょう量が50トンを超えるもの	102,400円
3	計量法第127条第3項に規定する検査を受けようとする者	8,300円

備考

1 手数料は、1の項及び2の項にあっては1個につき、3の項にあっては1件につき徴収する。

2 1の項において、非自動はかりのうち最小の目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ(1)に規定する目量をいう。）又は表記された感量（同号イ(2)に規定する感量をいう。）がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、同項に掲げる手数料の額の2倍の額とする。

(手数料条例の一部改正)

第2条 神戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後		第2条による改正前	
別表第8（第4条の4関係）		別表第8（第4条の4関係）	
事務の区分	手数料	事務の区分	手数料
[略]	[略]	[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の11第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]	[略]	[略]

(健康科学研究所手数料条例等の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 神戸市健康科学研究所手数料条例 (昭和24年4月条例第106号)
- (2) 神戸市特殊車両通行許可申請手数料条例 (昭和47年3月条例第50号)
- (3) 神戸市計量検査手数料条例 (平成12年3月条例第69号)
- (4) 神戸市動物の引取り等に係る手数料及び費用の納付に関する条例 (平成24年3月条例第49号)

(男女共同参画センター条例の一部改正)

第4条 男女共同参画センター条例 (平成3年4月条例第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p>第4条 センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>図書コーナー</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>駐車場</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(使用料)</p>	<p>(施設)</p> <p>第4条 センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>資料室</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>交流コーナー</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(使用料)</p>

第8条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）及び
駐車場を利用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第8条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後									改正前								
別表（第8条関係）									別表（第8条関係）								
(1) 施設の使用料									(1) 施設の使用料								
施設		使用料（単位 円）							施設		使用料（単位 円）						
名称	面積 （単位 平方メートル）	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後5時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	終日 （午前9時から午後9時まで）	名称	面積 （単位 平方メートル）	定員 （単位 人）	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後5時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	終日 （午前9時から午後9時まで）	
セミナー室	(1・2)	[略]	10,500	14,000	8,600	22,100	20,300	28,100	(1・2)	[略]	256	11,400	15,300	13,400	23,900	25,700	34,000
	(1)	[略]	6,400	8,600	5,300	13,500	12,500	17,300	(1)	[略]	160	7,000	9,400	8,200	14,700	15,800	20,900
	(2)	[略]	95	96	4,400	5,900	5,200	9,200	9,900	13,100							
	(3)	[略]	3,500	4,600	2,800	7,300	6,700	9,300	(3)	[略]	54	3,800	5,000	4,400	7,900	8,400	11,200
	(4)	[略]	2,900	3,800	2,300	6,000	5,500	7,700	(4)	[略]	36	3,100	4,200	3,600	6,500	7,000	9,200
	(5)	[略]	2,100	2,900	1,800	4,500	4,200	5,800	(5)	[略]	25	2,300	3,100	2,700	4,800	5,200	6,800
備考									備考								
使用者が第1条に規定する目的以外の目的のためにセミナー室の使用をする場合において、入場者から3,000円を超える入場料等を収受するとき、又は営利を目的として使用するときの使用料の額は、この表に規定する額に <u>100分の500の範囲</u> 内において規則で定める割合を乗じて得た額とする。									使用者が第1条に規定する目的以外の目的のためにセミナー室の使用をする場合において、入場者から3,000円を超える入場料等を収受するとき、又は営利を目的として使用するときの使用料の額は、この表に規定する額に <u>500パーセント</u> を乗じて得た額とする。								

(2) [略]

(3) 駐車場の使用料

1台あたり最初の30分につき150円、以降10分につき50円の範囲内において規則で定める額。この場合において、10分未満の端数が生じたときは、10分として計算する。

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第4号、第16号及び第70号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

神戸市立博物館条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第39号

神戸市立博物館条例等の一部を改正する条例

(博物館条例の一部改正)

第1条 神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(観覧料等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 博物館において開催される展示を 観覧しようとする者は、次の各号に 掲げる展示の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額の観覧料を納付 しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別展 <u>4,000円</u>の範囲内にお いて市長が定める額</p>	<p>(観覧料等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 博物館において開催される展示を 観覧しようとする者は、次の各号に 掲げる展示の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額の観覧料を納付 しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別展 <u>2,000円</u>の範囲内にお いて市長が定める額</p>

3 [略]	3 [略]
4 前項の特別利用券の料金は、 <u>8,000</u> 円 の範囲内において規則で定める額とする。	4 前項の特別利用券の料金は、 <u>4,000</u> 円 の範囲内において規則で定める額とする。
5 [略]	5 [略]

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第2条 神戸市立小磯記念美術館条例（平成4年3月条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入館料等)	(入館料等)
第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料を納付しなければならない。ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、 <u>4,000</u> 円の範囲内で市長が定める。	第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料を納付しなければならない。ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、 <u>2,000</u> 円の範囲内で市長が定める。
2 [略]	2 [略]
3 前項の特別入館券の料金は、 <u>8,000</u> 円の範囲内で規則で定める額とする。	3 前項の特別入館券の料金は、 <u>4,000</u> 円の範囲内で規則で定める額とする。

(ゆかりの美術館条例の一部改正)

第3条 神戸ゆかりの美術館条例（平成18年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（入館料等）</p> <p>第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額（特別に展示を行う場合は、<u>4,000円</u>の範囲内で市長が定める額）の入館料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（入館料等）</p> <p>第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額（特別に展示を行う場合は、<u>2,000円</u>の範囲内で市長が定める額）の入館料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第40号

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(保険料率)</p> <p>第8条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,979円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げ</p>	<p style="text-align: center;">(保険料率)</p> <p>第8条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,560円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げ</p>

る者 50,140円

(3) 政令第39条第1項第3号に掲げ

る者 54,088円

(4) 政令第39条第1項第4号に掲げ

る者 71,064円

(5) 政令第39条第1項第5号に掲げ

る者 78,960円

(6) 次のいずれかに該当する者

90,804円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

る者 53,760円

(3) 政令第39条第1項第3号に掲げ

る者 57,600円

(4) 政令第39条第1項第4号に掲げ

る者 69,120円

(5) 政令第39条第1項第5号に掲げ

る者 76,800円

(6) 次のいずれかに該当する者

84,480円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）を給与所得及び公的年金等所得の合計額として

算出した額とし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者

97,911円

ア、イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者

116,072円

ア、イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者

132,258円

ア、イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者

142,128円

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者

88,320円

ア、イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者

111,360円

ア、イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者

126,720円

ア、イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者

130,560円

ア、イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者

150,024円

ア、イ [略]

(12) 次のいずれかに該当する者

173,712円

ア、イ [略]

(13) 次のいずれかに該当する者

185,556円

ア、イ [略]

(14) 次のいずれかに該当する者

205,296円

ア、イ [略]

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 225,036円

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,556円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,556円」とある

ア、イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者

134,400円

ア、イ [略]

(12) 次のいずれかに該当する者

153,600円

ア、イ [略]

(13) 次のいずれかに該当する者

161,280円

ア、イ [略]

(14) 次のいずれかに該当する者

176,640円

ア、イ [略]

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 192,000円

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,200円」とある

のは、「34,348円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,556円」とあるのは、「53,693円」と読み替えるものとする。

(延滞金)

第17条 [略]

2～4 [略]

- 5 第1項の規定により保険料の納付義務者又は特別徴収義務者が延滞金を保険料又は納入金に加算して納付し、又は納入すべき場合において、これらの者が納付し、又は納入した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額又は納入金の額に達するまでの間におけるその納付し、納入した金額の取扱いについては、地方税法第20条の9の4第2項の規定を準用する。

6 [略]

のは、「34,560円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,200円」とあるのは、「53,760円」と読み替えるものとする。

(延滞金)

第17条 [略]

2～4 [略]

- 5 第1項の規定により保険料の納付義務者又は特別徴収義務者が延滞金を保険料又は納入金に加算して納付し、又は納入すべき場合において、これらの者が納付し、又は納入した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額又は納入金の額に達するまでの間におけるその納付し、納入した金額の取扱いについては、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の9の4第2項の規定を準用する。

6 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第41号

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

神戸市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>神戸市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例</u> （趣旨）	<u>神戸市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例</u> 例 （趣旨）
第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定等に基づき、 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第</u>	第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定等に基づき、 <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設の設備</u>

12条第1項に規定する女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(女性自立支援施設に配置する職員及びその員数に関する基準)

第2条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項第1号に係るものに限る。)は、次条に定めるもののほか、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。)第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

(施設長に関する基準)

第3条 基準省令第9条第1項第1号の規定に基づき置かれる施設長は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6条において同じ。)であってはならない。

(法第65条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第5条 法第65条第1項に規定する条

及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(婦人保護施設に配置する職員及びその員数に関する基準)

第2条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項第1号に係るものに限る。)は、次条に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号。以下「基準省令」という。)第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

(施設長に関する基準)

第3条 基準省令第8条第1項の規定に基づき置かれる施設長は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6条において同じ。)であってはならない。

(法第65条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第5条 法第65条第1項に規定する条

<p>例で定める基準（同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、基準省令第1条第3号から第5号までに定める基準に定めるところによる。</p> <p>（<u>女性自立支援施設</u>の設置者に関する基準）</p> <p>第6条 <u>女性自立支援施設</u>の設置者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。</p>	<p>例で定める基準（同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、基準省令第1条第3号に定める基準に定めるところによる。</p> <p>（<u>婦人保護施設</u>の設置者に関する基準）</p> <p>第6条 <u>婦人保護施設</u>の設置者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。</p>
--	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第42号

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条— <u>第5条の2</u> ）	第1章 総則（第1条— <u>第5条</u> ）
第2章～第7章 [略]	第2章～第7章 [略]
附則	附則
（市の基本的責務）	（市の基本的責務）
第3条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に際しては、廃棄物の発生の抑制及び再利用等の促進により、廃	第3条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に際しては、廃棄物の発生の抑制及び再利用等の促進により、廃

棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理及び地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 [略]

3 市は、廃棄物の再利用等による減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進し、及び支援するよう努めなければならない。

4～6 [略]

(助言又は指導)

第3条の2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに環境の美化を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(相互協力)

第5条の2 市、市民及び事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに環境の美化の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第2章 [略]

(家庭系一般廃棄物の排出方法)

第10条の2 [略]

2 土地又は建物の占有者は、家庭系一般廃棄物を市が行う収集の際に排出しようとするときは、第9条第1

棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

2 [略]

3 市は、廃棄物の再利用等による減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

4～6 [略]

第2章 [略]

(家庭系一般廃棄物の排出方法)

第10条の2 [略]

2 土地又は建物の占有者は、家庭系一般廃棄物を市が行う収集の際に排出しようとするときは、第9条第1

項に規定する計画で定める排出方法に従い、所定の場所その他市長が指定する場所に排出しなければならない。

(共同住宅の所有者等の義務)

第10条の2の2 共同住宅の用に供する建築物の所有者（所有者以外にその建築物の管理について権原を有する者がある場合は、所有者及びその者）は、その居住者に第9条第1項に規定する計画で定める家庭系一般廃棄物の排出方法を周知しなければならない。

(仲介業者等の義務)

第10条の2の3 共同住宅に係る賃借の代理又は媒介を行う宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）は、共同住宅に入居しようとする者に第9条第1項に規定する計画で定める家庭系一般廃棄物の排出方法を周知しなければならない。

（家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止）

第10条の2の4 市が行う収集の際に第10条の2の規定に基づき排出された家庭系一般廃棄物（飲料又は食品

項に規定する計画で定める所定の場所その他市長が指定する場所に排出しなければならない。

（家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止）

第10条の2の2 市が行う収集の際に前条の規定に基づき排出された家庭系一般廃棄物（飲料又は食品を収納

を収納していた缶、瓶、ポリエチレンテレフタレート製ボトルその他の規則で定めるものに限る。) については、次に掲げる者以外の者は、これを収集し、又は運搬してはならない。

(1)、(2) [略]

第10条の2の5、第10条の2の6

[略]

(命令)

第10条の2の7 市長は、第10条の2

の4各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。

第57条 第10条の2の7の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

していた缶、瓶、ポリエチレンテレフタレート製ボトルその他の規則で定めるものに限る。) については、次に掲げる者以外の者は、これを収集し、又は運搬してはならない。

(1)、(2) [略]

第10条の2の3、第10条の2の4

[略]

(命令)

第10条の2の5 市長は、第10条の2

の2各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。

第57条 第10条の2の5の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第2条 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p><u>(共同住宅に係る家庭系一般廃棄物の集積施設等)</u></p> <p><u>第10条の2の2 共同住宅の用に供する建築物であって規則で定めるもの</u> <u>(以下この条において「共同住宅」という。)の所有者又は共同住宅を建設しようとする者は、当該共同住宅に係る専用の家庭系一般廃棄物の集積施設その他これに類する施設を設置するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>第10条の2の3～第10条の2の7</u></p> <p>[略]</p> <p>(命令)</p> <p><u>第10条の2の8 市長は、第10条の2の5各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。</u></p> <p>第57条 <u>第10条の2の8の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p><u>第10条の2の2～第10条の2の6</u></p> <p>[略]</p> <p>(命令)</p> <p><u>第10条の2の7 市長は、第10条の2の4各号に掲げる者以外の者が同条の規定に違反して収集し、又は運搬したときは、規則で定めるところにより、同条の規定を遵守すべきことをその者に対して命ずることができる。</u></p> <p>第57条 <u>第10条の2の7の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第43号

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせ、<u>又は災害を発生させる</u>おそれのある土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境及び自然環境の保全を図る<u>とともに、市民の生活</u></p>

(定義)

第2条 この条例において「土砂埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験若しくは検査等のための試料の堆積を行う行為を除く。）をいう。

2、3 [略]

4 この条例において「土砂等の不適正な処理」とは、第7条の土壤安全基準に適合しない土砂埋立て等その他の市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第5号の災害の発生のおそれを除く。）のある土砂埋立て等をいう。

(土地所有者の責務)

第5条 [略]

2 土地所有者は、その所有する土地において、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、自ら周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置を講じ

の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土砂埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験若しくは検査等のための試料のたい積を行う行為を除く。）をいう。

2、3 [略]

(土地所有者の責務)

第5条 [略]

2 土地所有者は、その所有する土地において、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、自ら周辺地域の生活環境及び自然環境の保全並びに生活の安全の確保の

なければならない。

3 [略]

(市民の責務)

第6条 市民は、自ら地域の生活環境及び自然環境を保全するため、地域において土砂等の不適正な処理が行われないう配慮するとともに、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 [略]

(許可の申請)

第12条 第8条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、特定事業の事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類並びに図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(11) [略]

ために必要な措置を講じなければならない。

3 [略]

(市民の責務)

第6条 市民は、自ら地域の生活環境及び自然環境を保全し、並びに生活の安全を確保するため、地域において土砂等の不適正な処理が行われないう配慮するとともに、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 [略]

(許可の申請)

第12条 第8条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、特定事業の事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類並びに図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(11) [略]

(12) 特定事業が行われている間において、当該事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置

(12) 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造(他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業(以下「一時堆積事業」という。))にあつては、一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造)

(13) [略]

(申請の制限)

第13条 [略]

2 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業に係る事業期間が5年を超える場合(一時堆積事業にあつては、当該事業期間が1年を超える場合)は当該許可に係る申請をすることができないものとする。

(許可の基準)

第15条 市長は、第12条の規定による許可の申請内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第8条の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定事業の施工を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、一時堆積事業にあつては、この限りでない。

(13) 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造(他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業(以下「一時たい積事業」という。))にあつては、一時たい積事業が行われている間の事業区域の構造)

(14) [略]

(申請の制限)

第13条 [略]

2 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業に係る事業期間が5年を超える場合(一時たい積事業にあつては、当該事業期間が1年を超える場合)は当該許可に係る申請をすることができないものとする。

(許可の基準)

第15条 市長は、第12条の規定による許可の申請内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第8条の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定事業の施工を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、一時たい積事業にあつては、この限りでない。

(5)～(8) [略]

(5)～(8) [略]

(9) 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために、必要な措置が図られていること。

(10) 特定事業が完了した場合において、事業区域のうち土砂埋立て等に係る事業区域の構造が、事業区域以外の地域への当該土砂等の流出又は崩落による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(9)、(10) [略]

(11)、(12) [略]

2 第12条の規定による許可の申請が、規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為である場合であって、当該行為について、当該法令等により土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置が図られている場合は、前項第9号及び第10号の規定は、適用しない。

2 第12条の規定による許可の申請が、規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為である場合であ

3 第12条の規定による許可の申請が、規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為である場合であ

って、当該行為について、当該法令等により事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために必要な措置が図られている場合は、第1項第9号の規定は、適用しない。

3 第12条の規定による許可の申請が、一時堆積事業に係るものである場合にあっては、第1項第9号の規定は、適用しない。

(特定事業の廃止等)

第24条 [略]

2、3 [略]

4 前項の規定により、第15条の許可の基準又は水質基準に適合していない旨の通知を受けた者は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置を講じなければならない。

(改善勧告)

第28条 市長は、適正な土砂埋立て等の実施を確保するため、第8条の許可を受けた者が、第15条の許可の基準又は第17条の許可の条件を遵守していないと認めるときは、相当の期限を定めて生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するために必要

って、当該行為について、当該法令等により事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために必要な措置が図られている場合は、第1項第11号の規定は、適用しない。

4 第12条の規定による許可の申請が、一時たい積事業に係るものである場合にあっては、第1項第10号及び第11号の規定は、適用しない。

(特定事業の廃止等)

第24条 [略]

2、3 [略]

4 前項の規定により、第15条の許可の基準又は水質基準に適合していない旨の通知を受けた者は、当該特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生の防止又は市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置を講じなければならない。

(改善勧告)

第28条 市長は、適正な土砂埋立て等の実施を確保するため、第8条の許可を受けた者が、第15条の許可の基準又は第17条の許可の条件を遵守していないと認めるときは、相当の期限を定めて生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため又は土

な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第29条 市長は、特定事業に使用された土砂等による生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要があると認めるときは、第8条の許可を受けた者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第8条又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第29条 市長は、特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置をし、又は災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第8条の許可を受けた者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、又は当該特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第8条又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 [略]

(許可の取消し等)

第30条 [略]

2 [略]

3 市長は、前2項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該取消しに係る市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(保証金の預託)

第32条 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業の適正な履行を保証するため並びに生活環境及び自然環境の保全の確保等を保証するため、当該特定事業が規則で定める規模に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。ただし、保証金を預入すべき者が、個人又は中小企業基本法（昭和

3 [略]

(許可の取消し等)

第30条 [略]

2 [略]

3 市長は、前2項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該取消しに係る市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、又は特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(保証金の預託)

第32条 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業の適正な履行を保証するため並びに事業区域及びその周辺地域における災害の発生の防止並びに生活環境及び自然環境の保全の確保等を保証するため、当該特定事業が規則で定める規模に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。ただし、保証

38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者である場合にあっては、規則で定める方法により、保証金を預入するものとする。

2～4 [略]

(保証金の使途)

第33条 保証金は、前条の規定により保証金の預入を行った者が当該許可に係る特定事業を適正に行わなかったことにより、事業区域及びその周辺地域における生活環境及び自然環境の保全上支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合は、当該保証金を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により、生活環境及び自然環境の保全のために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2～4 [略]

(質権設定契約の解除)

第34条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去をするための必要な措置が講じ

金を預入すべき者が、個人又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である場合にあっては、規則で定める方法により、保証金を預入するものとする。

2～4 [略]

(保証金の使途)

第33条 保証金は、前条の規定により保証金の預入を行った者が当該許可に係る特定事業を適正に行わなかったことにより、事業区域及びその周辺地域における生活環境及び自然環境の保全上支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合、又は災害を発生させるおそれがある場合は、当該保証金を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により、生活環境及び自然環境の保全、又は災害の発生を防止するために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2～4 [略]

(質権設定契約の解除)

第34条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去をし、又は災害の発生を防止す

られていると認めるときは、第32条第3項の規定による質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第35条 [略]

2 [略]

3 第11条第1項又は第3項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は、前2項に規定する場合のほか、特定事業の事業区域内で、土壌安全基準に適合しないことにより、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(土砂搬入禁止区域の指定)

第37条 市長は、土砂埋立て等の区域(当該区域の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺区域において、土砂埋立て等を継続することにより、水質の汚濁、土壌

るための必要な措置が講じられていると認めるときは、第32条第3項の規定による質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第35条 [略]

2 [略]

3 第11条第1項又は第3項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は、前2項に規定する場合のほか、特定事業の事業区域内で、土砂の崩落、飛散若しくは流出又は土壌安全基準に適合しないことにより、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障又は災害防止上の支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(土砂搬入禁止区域の指定)

第37条 市長は、土砂埋立て等の区域(当該区域の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺区域において、土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又

の汚染その他の市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障が生じ、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等の区域及びその周辺区域を、6月以内の期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2～6 [略]

は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等の区域及びその周辺区域を、6月以内の期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2～6 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第8条の許可を受けている特定事業（神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第2条第2項の特定事業をいい、同条例附則第3項により、同条例第8条の許可を受けているとみなされるものを含む。）であって、現に当該事業を行っている者（当該事業の全部を譲り受け、相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対するこの条例による改正後の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第15条、第24条、第28条、第30条及び第42条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

神戸市漁港管理条例の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

神戸市条例第44号

神戸市漁港管理条例の一部を改正する等の条例

(漁港管理条例の一部改正)

第1条 神戸市漁港管理条例(昭和45年6月条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の<u>規定に基づき、市が管理する漁港の維持管理に関し、必要な事項を定める</u>ことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。) <u>第26条に規定する漁港管理規程</u>を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(漁港施設の維持保全運営計画)</u></p> <p>第3条 市長は、<u>漁港施設のうち基本施設並びに輸送施設及び漁港施設用</u></p>

地（公共施設用地に限る。）について、
毎年度その維持、保全及び運営に関
する計画を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により漁港施
設の維持、保全及び運営に関する計
画を定めようとするときは、当該漁
港関係者の意見を聴くものとする。

第3条 [略]

（港内の秩序維持）

第4条 [略]

2 漁業に従事する船及び舟、監視船、
警備船その他の公務に従事する船及
び舟（以下「公用船」という。）並び
に第14条第2項及び第3項の規定に
よる許可を受けた船及び舟以外の船
及び舟は、入出港をしてはならない。

第5条～第8条 [略]

（利用の届出）

第9条 漁港施設（航路を除く。）の利
用（次条第1項又は第11条第1項の
規定による許可に係る行為を除く。）
をしようとする者は、規則で定め
るところにより、あらかじめ市長に届
け出なければならない。

第10条、第11条 [略]

（使用料等）

第12条 第10条第1項の許可（占有に

第4条 [略]

（港内の秩序維持）

第5条 [略]

2 漁業に従事する船及び舟、監視船、
警備船その他の公務に従事する船及
び舟（以下「公用船」という。）並び
に第13条第2項及び第3項の規定に
よる許可を受けた船及び舟以外の船
及び舟は、入出港をしてはならない。

第6条～第9条 [略]

（利用の届出）

第10条 漁港施設（航路を除く。）の利
用（次条第1項又は第11条の2第1
項の規定による許可に係る行為を除
く。）をしようとする者は、規則で定
めるところにより、あらかじめ市長
に届け出なければならない。

第11条、第11条の2 [略]

（使用料等）

第12条 第11条第1項の許可（占有に

係るものに限る。)又は前条第1項の許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2～4 [略]

(土砂採取料等)

第13条 法第39条第1項の規定による

採取又は占用の許可を受けた者は、別表第2に定める額の土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納付しなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定

は、土砂採取料等について準用する。

第14条 [略]

(監督処分)

第15条 市長は、第10条第1項又は第

11条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、当該施設の占用等又は使用の制限をし、又は停止を命じ、その他漁港施設の管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 第10条第2項又は第11条第2項

において準用する第10条第2項の

規定による許可に付した条件に違

係るものに限る。)又は前条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2～4 [略]

第13条 [略]

(監督処分)

第14条 市長は、第11条第1項又は第

11条の2第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、当該施設の占用等又は使用の制限をし、又は停止を命じ、その他漁港施設の管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 第11条第2項又は第11条の2第

2項において準用する第11条第2

項の規定による許可に付した条件

反した者

(2) 詐欺その他不正な手段により 第10条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1)、(2) [略]

第16条 [略]

(過料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項、第6条又は第15条の規定による命令に従わなかった者

(2) 第5条、第7条、第8条第3項若しくは第4項、第10条第1項、第11条第1項、第14条第2項若しくは第3項又は前条の規定に違反した者

(3) 第9条又は第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第18条 [略]

に違反した者

(2) 詐欺その他不正な手段により 第11条第1項又は第11条の2第1項の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第11条の2第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1)、(2) [略]

第15条 [略]

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項、第7条又は第14条の規定による命令に従わなかった者

(2) 第6条、第8条、第9条第3項若しくは第4項、第11条第1項、第11条の2第1項、第13条第2項若しくは第3項又は前条の規定に違反した者

(3) 第10条又は第13条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第17条 [略]

(過怠金)

第19条 偽りその他不正の行為によ
り、土砂採取料等の徴収を免れた者
については、その徴収を免れた金額
の5倍に相当する金額以下の過怠金
を徴収する。

第20条 [略]

別表第1 (第12条関係) [略]

別表第2 (第13条関係)

第18条 [略]

別表 (第12条関係) [略]

行為の区分	土砂採取料等
土砂の採取	1立方メートルにつき 290円
水面又は土地の一部の占有(公有占有)	係船又は係船杭による 1年につき1基又は1本あたり 120円
水面の埋立による場合を除く。)その他による占有	1年につき1平方メートルまでごとに 120円

備考

- 1 1立方メートル未満及び1平方メートル未満の端数は、それぞれ1立方メートル及び1平方メートルとして計算する。

2 1年未満の占用料は、月割りに
より計算する。この場合におい
て、1月未満の端数は、1月とし
て計算する。

(漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例の廃止)

第2条 漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例（平成12年3月条例第85号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の神戸市漁港管理条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項の許可を受けている者は、第1条の規定による改正後の神戸市漁港管理条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、旧条例の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新条例の規定による許可に付されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第11条の2第1項の許可を受けている者は、新条例第11条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、旧条例の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新条例の規定による許可に付されたものとみなす。

(漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第2条の規定による廃止前の漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例の規定により納付することとされている土砂採取料又は占用料については、なお従前の例による。

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第45号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例(昭和41年12月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(経営の規模)</p> <p>第4条 下水道事業の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区域 本市区域内の下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道事業計画の認可を受けた区域<u>及</u></p>	<p>(経営の規模)</p> <p>第4条 下水道事業の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区域 本市区域内の下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道事業計画の認可を受けた区域</p>

び神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号）第2条第3号の処理区域

(2) 施設 本市区域内の下水道法による下水道事業計画の認可を受けた管渠、ポンプ場及び処理場並びに神戸市農業集落排水処理施設条例第2条第2号の排水処理施設

(2) 施設 本市区域内の下水道法による下水道事業計画の認可を受けた管渠、ポンプ場及び処理場

（特別会計設置条例の一部改正）

第2条 神戸市特別会計設置条例（昭和39年3月条例第121号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。		地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。	
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市駐車場事業費	[略]	神戸市駐車場事業費	[略]

		神戸市農業集 落排水事業費	農業集落排水事業
[略]	[略]	[略]	[略]

(農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(排水設備の新設等の計画の確認及び届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 排水設備の新設等を行つた者は、当該工事の完了後速やかに、その旨を市長に<u>届け出</u>なければならない。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第20条 市長は、次に掲げる排水処理施設の管理に関する業務を排水処理施設の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた</p>	<p>(排水設備の新設等の計画の確認及び<u>検査</u>)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 排水設備の新設等を行つた者は、当該工事の完了後速やかに、その旨を市長に<u>届け出て、その検査を受け</u>なければならない。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第20条 市長は、次に掲げる排水処理施設の管理に関する業務を排水処理施設の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた</p>

もの（以下「指定管理者」という。）
に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 排水処理施設の使用料の徴収、
減額及び免除に関する業務（地方
自治法第153条第1項の規定に基
づく、水道事業管理者に委任する
事務に係るものを除く。）

(3)、(4) [略]

2、3 [略]

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当す
る者については、5万円以下の過料
に処する。

(1) [略]

(2) 第9条の規定に違反して排水設
備の新設等の工事を行った者

(3)～(6) [略]

2 [略]

別表第1（第3条関係）

名称	位置
[略]	[略]
僧尾農業集落排 水処理施設	神戸市北区淡河町 北僧尾及び南僧尾
[略]	[略]

もの（以下「指定管理者」という。）
に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 排水処理施設の使用料の徴収、
減額及び免除に関する業務（水道事
業管理者委任規則（平成8年4月規
則第17号）本則第2号の事務に係
るものを除く。）

(3)、(4) [略]

2、3 [略]

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当す
る者については、5万円以下の過料
に処する。

(1) [略]

(2)～(5) [略]

2 [略]

別表第1（第3条関係）

名称	位置
[略]	[略]
僧尾農業集落排 水処理施設	神戸市北区淡河町 南僧尾
[略]	[略]

（開発事業の手續及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成29年4月条例第1号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(下水道)</p> <p>第18条 下水道の計画及び構造については、下水道法（昭和33年法律第79号）、<u>神戸市農業集落排水処理施設条例</u>（平成元年1月条例第26号）、この条例その他の関係法令等に定めるもののほか、市長が定める基準による。</p> <p>2 開発事業者は、市長の指示に従っ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(下水道)</p> <p>第18条 下水道の計画及び構造については、下水道法（昭和33年法律第79号）、この条例その他の関係法令等に定めるもののほか、市長が定める基準による。</p> <p>2 開発事業者は、市長の指示に従っ</p>

て、開発事業者の負担により当該開発事業により下水道としての使用を廃止した構造物を撤去するものとする。

て、開発事業者の負担により当該開発事業により公共下水道としての使用を廃止した構造物を撤去するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市農業集落排水事業費に係る特別会計に属する権利及び義務は、同条の規定による改正後の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市下水道事業会計に係る特別会計に帰属するものとする。

(農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第46号

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例

(都市公園条例の一部改正)

第1条 神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。))にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第7条、第8条第1項から第3項まで、第14条第2項第2号及び第3項並びに第15条</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。))にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第7条、第8条第1項から第3項まで、第14条第2項第2号及び第3項並びに第15条</p>

において同じ。)の許可を受けなければならぬ。

(1) [略]

(2) 興行を行うこと。

(3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) 集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(6) 業として写真(広告写真を除く。)を撮影すること(有料公園又は王子公園において撮影する場合に限る。)

2～5 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項第1号から第3号まで若しくは第3項(第1項第1号から第3号までに係るものに限る。)又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付

において同じ。)の許可を受けなければならぬ。

(1) [略]

(2) 業として写真又は動画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2～5 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

しなければならない。

2～4 [略]

(使用料の減免)

第15条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項第1号から第3号まで若しくは第3項(第1項第1号から第3号までに係るものに限る。)又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1 (第2条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸震災復興記念公園	
磯上公園	

2～4 [略]

(使用料の減免)

第15条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1 (第2条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸震災復興記念公園	

[略]	
[略]	[略]

別表第2 (第14条関係)

(1)~(3) [略]

(4) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする場合

区分	使用料
[略]	[略]
2 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1平方メートル1日につき 12円

(5)、(6) [略]

(7) 附属設備である有料公園施設を

[略]	
[略]	[略]

別表第2 (第14条関係)

(1)~(3) [略]

(4) 条例第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	使用料
[略]	[略]
2 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1平方メートル1日につき 12円
3 集会その他これに類する催しの開催	1平方メートル1日につき 4円
4 業としての写真(広告写真を除く。)の撮影	1人1日につき 900円
5 業としての広告写真の撮影	1日につき 3万円
6 業としての映画の撮影	1日につき 6万円

(5)、(6) [略]

(7) 附属設備である有料公園施設を

利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
電源	[略] 神戸震災復興記念公園	[略]
	磯上公園	
	[略]	
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

備考

1～5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第2号若しくは第3号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

7～14 [略]

利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
電源	[略] 神戸震災復興記念公園	[略]
	[略]	
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

備考

1～5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第3号若しくは第4号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

7～14 [略]

(港湾施設条例の一部改正)

第2条 神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第15条 使用者 <u>(第28条の2第2項第2号及び第6号に掲げる行為をしようとする者を除く。)</u>は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があるときは、この額の範囲内において規則で定める額を納付させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(緑地の使用制限)</p> <p>第28条の2 [略]</p> <p>2 緑地において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影すること。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第15条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があるときは、この額の範囲内において規則で定める額を納付させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(緑地の使用制限)</p> <p>第28条の2 [略]</p> <p>2 緑地において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影すること。</p>

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) [略]

(6) 集会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

3 [略]

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
緑地	1 占用使用 (1) [略]
	(2) [略]

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) [略]

3 [略]

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
緑地	1 占用使用 (1) [略] (2) <u>業として写真(広告写真を除く。)を撮影するとき。</u> <u>1人1日につき</u> <u>990円</u> (3) <u>業として広告写真を撮影するとき。</u> <u>1日につき 33,000円</u> (4) <u>業として映画等を撮影するとき。</u> <u>1日につき 66,000円</u> (5) [略] (6) <u>集会その他これに類する催しのため緑地の</u>

	(3) [略]		<u>全部又は一部を占有する</u> <u>とき。</u> <u>1平方メートル1日に</u> <u>つき 4円40銭</u>
[略]	[略]	[略]	(7) [略]
備考 [略]		備考 [略]	

(六甲山牧場条例の一部改正)

第3条 神戸市立六甲山牧場条例（昭和50年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第5条 [略] 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>第8条第1項(第2号を除く。)</u> に規定する許可を受けた者 第8条第1項(第2号を除く。)の許可	(利用料金) 第5条 [略] 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。 (1)～(3) [略] (4) 第8条第1項に規定する許可を受けた者 第8条第1項の許可に係る利用料金

に係る利用料金

3 前項第1号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項 (第2号を除く。)の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(行為の制限)

第8条 牧場内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) [略]

(2) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(3)、(4) [略]

2 [略]

別表 (第5条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項 (第2号を除く。)の許可に係る利用料金

3 前項第1号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(行為の制限)

第8条 牧場内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) [略]

(2) 営利を目的として写真又は映画を撮影すること。

(3)、(4) [略]

2 [略]

別表 (第5条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項の許可に係る利用料金

区分	金額
行商、募金、出店その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき 100円

区分	金額
行商、募金、出店その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき 100円
営利を目的として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合 (1) 牧場の家畜を使用するとき。 (2) 牧場の家畜を使用しないとき。	1 人 1 日につき 2,400円 1 人 1 日につき 1,200円
営利を目的として広告写真を撮影する場合 (1) 牧場の家畜を使用するとき。 (2) 牧場の家畜を使用しない	1 回 1 日につき 4 万円 1 回 1 日につき 2 万円

		とき。	
		営利を目的として映画を撮影する場合	
		(1) 牧場の家畜を使用するとき。	1回1日につき 8万円
		(2) 牧場の家畜を使用しないとき。	1回1日につき 4万円
[略]	[略]	[略]	[略]

(海づり公園条例の一部改正)

第4条 神戸市立海づり公園条例（昭和51年4月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 次の各号に掲げる者は、当該各号	2 次の各号に掲げる者は、当該各号

に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第9条第1項第2号の許可を受けて公園を使用する者 許可に係る利用料金

3～6 [略]

(行為の制限)

第9条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(2) [略]

2 [略]

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条第1項の許可を受けて公園を使用する者 (以下「行為者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用若しくは同項の行為の制限をし、若しくは停止を命ずることができる。

(1)～(4) [略]

に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第9条第1項の許可を受けて公園を使用する者 (以下「行為者」という。) 許可に係る利用料金

3～6 [略]

(行為の制限)

第9条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として写真又は映画を撮影すること。

(2) [略]

2 [略]

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、行為者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用若しくは同項の行為の制限をし、若しくは停止を命ずることができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

別表第2 (第5条関係)

区分	許可に係る利用 料金
展示会、撮影会 その他これらに 類する催しのた めに公園の全部 又は一部を一時 的に独占して使 用する場合	1平方メートル 1日につき 200円

2 [略]

別表第2 (第5条関係)

区分	許可に係る利用 料金
業として写真 (広告写真を除 く。)を撮影する 場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写 真を撮影する場 合	1日につき 4 万円
業として映画を 撮影する場合	1日につき 8 万円
展示会、撮影会 その他これらに 類する催しのた めに公園の全部 又は一部を一時 的に独占して使 用する場合	1平方メートル 1日につき 200円

(須磨ヨットハーバー条例の一部改正)

第5条 神戸市立須磨ヨットハーバー条例(昭和53年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 使用者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 使用者及び業としての写真又は映画その他これに類するもの(以下「映画等」という。)の撮影をする行為者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>(行為の規制)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 ヨットハーバーにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真又は動画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) <u>ヨットハーバーの一部を独占して使用し、集会を行うこと。</u></p>	<p>(行為の規制)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 ヨットハーバーにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真又は映画等</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p>

(5)～(7) [略]

3 [略]

別表（第8条関係）

(1) [略]

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種別	金額
[略]	[略]
建物以外の部分の催物の実施による利用	1 平方メートル 1 日につき 220円

備考 [略]

(4)～(6) [略]

3 [略]

別表（第8条関係）

(1) [略]

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種別	金額
[略]	[略]
建物以外の部分の催物の実施による利用	1 平方メートル 1 日につき 220円
業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	1 人 1 日につき 1,320円
業としての広告写真の撮影	1 日につき 44,000円
業としての映画等の撮影	1 日につき 88,000円

備考 [略]

（ポートアイランド市民広場条例の一部改正）

第6条 ポートアイランド市民広場条例（昭和56年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第10条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影する行為</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料等)</p> <p>第11条 使用者、駐車場を使用する者及び前条第1項 <u>(第1号及び第3号を除く。)</u>の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保証人等)</p> <p>第15条 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、第4条第1項又は第10条第1項 <u>(第1号及び第3号を除く。)</u>の許可を受けた者に当該許可の際、保証人を立てさせ、又は規則で定める保証金を納付させること</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第10条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影する行為</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料等)</p> <p>第11条 使用者、駐車場を使用する者及び前条第1項の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保証人等)</p> <p>第15条 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、第4条第1項又は第10条第1項の許可を受けた者 <u>(以下「使用者等」という。)</u>に当該許可の際、保証人を立てさせ、又は規則で定める保証金を納付させること</p>

ができる。

2 保証金は、前項に規定する者の当該許可に係る使用又は行為が終わったときに返還する。

3 市長は、第1項に規定する者が第11条の使用料若しくは費用又は第20条の損害賠償金を完納しないときは、保証金から控除してこれを充てるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 第4条第1項又は第10条第1項の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

別表(第11条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第10条第1項の許可に係る使用料

区分	使用料
寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合	1平方メートル1日につき105円

ができる。

2 保証金は、使用者等の当該許可に係る使用又は行為が終わったときに返還する。

3 市長は、使用者等が第11条の使用料若しくは費用又は第20条の損害賠償金を完納しないときは、保証金から控除してこれを充てるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 使用者等は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

別表(第11条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第10条第1項の許可に係る使用料

区分	使用料
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合	1人1日につき1,257円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき44,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき88,000円
寄附金品の募集その他これに類する行為	1平方メートル1日につき

	をする場合 105円
備考 1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして計算する。	備考 <u>1日未満</u> 、1平方メートル未満の端数は、 <u>それぞれ、1日</u> 、1平方メートルとして計算する。

(ポートアイランドホール条例の一部改正)

第7条 神戸ポートアイランドホール条例(昭和59年3月条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の制限)	(行為の制限)
第7条 ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。 (1) 業として写真撮影、 <u>動画</u> 撮影その他これらに類する行為をすること。 (2)～(4) [略]	第7条 ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。 (1) 業として写真撮影、 <u>映画</u> 撮影その他これらに類する行為をすること。 (2)～(4) [略]
2 [略]	2 [略]
(利用料金)	(利用料金)
第8条 指定管理者にホールの利用	第8条 指定管理者にホールの利用に

に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させる。

2 第4条第1項の許可を受けた者及び前条第1項第4号の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

（特別の設備の設置等）

第9条 使用者等（第4条第1項の許可を受けた者及び第7条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 [略]

別表（第8条関係）

(1)、(2) [略]

(3) 第7条第1項の許可に係る利用料金 第7条第1項第4号の規則で定める行為1日につき12万円

に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させる。

2 第4条第1項の許可を受けた者及び前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者等」と総称する。）は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

（特別の設備の設置等）

第9条 使用者等は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 [略]

別表（第8条関係）

(1)、(2) [略]

(3) 第7条第1項の許可に係る利用料金

区分	利用料金
業として写真（広告写	1人1日に

	真を除く。)を撮影する る場合	つき 1,800円
	業として広告写真を 撮影する場合	1日につき 6万円
	業として映画を撮影 する場合	1日につき 12万円
	業として広告、宣伝そ の他これらに類する 行為をする場合	1日につき 12万円
	ラジオ又はテレビの 中継、録音、録画その 他これらに類する行 為をする場合	1日につき 5万円
	その他教育委員会規 則で定める行為をす る場合	1回につき 12万円
(4) [略]	備考 1日未満の端数は、1日と して計算する。	
(4) [略]	(4) [略]	

(青少年科学館条例の一部改正)

第8条 神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 科学館内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 第7条第1項に規定する許可を受けた者は、別表第3に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第13条 使用者及び行為者 (<u>第7条第1項に規定する許可を受けた者をいう。以下同じ。</u>)は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第3 (第11条関係)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 科学館内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 第7条第1項に規定する許可を受けた者 (<u>以下「行為者」という。</u>)は、別表第3に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第13条 使用者及び行為者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第3 (第11条関係)</p>

区分	使用料	区分	使用料
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円	業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
		業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
		業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円
		業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	

(水産体験学習館条例の一部改正)

第9条 神戸市立水産体験学習館条例（平成10年1月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第9条 学習館内において、業として <u>広告写真又は動画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第9条 学習館内において、業として <u>写真又は映画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(使用料)</p> <p>第10条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表第1</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>前条第1項の許可を受けた者(以下「行為者」という。)</u>は、<u>別表第2</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p>
<p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第14条 使用者及び<u>第9条第1項の許可を受けた者</u>は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第14条 使用者及び<u>行為者(以下「使用者等」という。)</u>は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p><u>別表(第10条関係)</u> [略]</p>	<p><u>別表第1(第10条関係)</u> [略]</p> <p><u>別表第2(第10条関係)</u></p>

	区分	使用料
	業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき1,200円。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、2,400円
	業として広告写真を撮影する場合	1日につき40,000円
	業として映画を撮影する場合	1日につき80,000円

（太閤の湯殿館条例の一部改正）

第10条 神戸市立太閤の湯殿館条例（平成11年3月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(行為の制限)</p> <p>第6条 湯殿館内において、業として <u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第6条 湯殿館内において、業として <u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

(風見鶏の館等条例の一部改正)

第11条 神戸市風見鶏の館等条例（平成11年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 風見鶏の館等内において、業として写真又は<u>動画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 風見鶏の館等内において、業として写真又は<u>映画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>

(フィッシャリーナ条例の一部改正)

第12条 神戸フィッシャリーナ条例（平成13年7月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第5条 施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条第1項（<u>第1号及び第4号</u>を除く。）の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなけ</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第5条 施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条第1項（第4号を除く。）の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなけらな</p>

ればならない。

別表第2 (第6条関係)

区分	使用料
物件を設置する場合	1物件1月につき 1,300円
[略]	[略]

備考 [略]

い。

別表第2 (第6条関係)

区分	使用料
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合	1人1日につき1,200円(その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、2,400円)
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 40,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき 80,000円
物件を設置する場合	1物件1月につき 1,300円
[略]	[略]

備考 [略]

(文学館条例の一部改正)

第13条 神戸文学館条例(平成18年3月条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の制限)	(行為の制限)
第7条 文学館の郷土文学資料について熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者及び文学館において業として写真又は <u>動画</u> を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。	第7条 文学館の郷土文学資料について熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者及び文学館において業として写真又は <u>映画その他これに類するものを</u> 撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
2 [略]	2 [略]

(須磨海岸を守り育てる条例の一部改正)

第14条 須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(行為の禁止)

第23条 [略]

2 緑地等において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) 集会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(6)、(7) [略]

3 [略]

別表 (第17条関係)

用途	使用料
[略]	[略]
ウ 出店 (露店その他これに類するものを含む。)	[略]

(行為の禁止)

第23条 [略]

2 緑地等において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(5)、(6) [略]

3 [略]

別表 (第17条関係)

用途	使用料
[略]	[略]
ウ 出店 (露店その他これに類するものを含む。)	[略]
エ 業として写真 (広告写真を除く。)を撮影するとき。	1人1日につき 990円

		オ 業として広告写真を撮影するとき。	1日につき 33,000円
		カ 業として映画等を撮影するとき。	1日につき 66,000円
エ 興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	[略]	キ 興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	[略]
		ク 集会その他これに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	1平方メートル 1日につき 4円40銭
オ ウに掲げるもの以外の建築物（作業場、物置小屋その他これらに類するものを含む。）を設置するとき。	[略]	ケ ウに掲げるもの以外の建築物（作業場、物置小屋その他これらに類するものを含む。）を設置するとき。	[略]
カ 電柱（支柱及び支線を含む。）、係船くい、標識その他これらに類するものを設置するとき。	[略]	コ 電柱（支柱及び支線を含む。）、係船くい、標識その他これらに類するものを設置するとき。	[略]
キ 水路、道路又は橋りょうの用に供するとき。	[略]	サ 水路、道路又は橋りょうの用に供するとき。	[略]

<p>ク 軌条、栈橋その他これらに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>	<p>シ 軌条、栈橋その他これらに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>
<p>ケ 円管その他これに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>	<p>ス 円管その他これに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>
<p>コ アからケまでに掲げるもの以外のものの用に供するとき (業として写真又は動画を撮影するとき及び集会その他これに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するときを除く。)</p>	<p>[略]</p>	<p>セ アからスまでに掲げるもの以外のものの用に供するとき。</p>	<p>[略]</p>
<p>備考 1、2 [略] 3 ケの項に規定するものであって、その直径又は幅が30センチメートルを超えるものについては、当該超える部分10センチメートル(10センチメートル未満のものは、10センチメートルとして計算する。)につき6円を同項の金額に加算する。</p>		<p>備考 1、2 [略] 3 スの項に規定するものであって、その直径又は幅が30センチメートルを超えるものについては、当該超える部分10センチメートル(10センチメートル未満のものは、10センチメートルとして計算する。)につき6円を同項の金額に加算する。</p>	

(海外移住と文化の交流センター条例の一部改正)

第15条 神戸市立海外移住と文化の交流センター条例(平成20年12月条例第25号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」とい。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第18条 センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を得なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>の撮影をすること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第18条 センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を得なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>写真</u>又は<u>映画その他これらに類するもの</u>の撮影をすること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(西神中央ホール条例の一部改正)

第16条 西神中央ホール条例（令和3年9月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 業として写真撮影、<u>動画</u>撮影その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 業として写真撮影、<u>映画</u>撮影その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前の使用又は行為に係る許可並びに使用料の徴収及び利用料金の収受については、なお従前の例による。

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第47号

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例

神戸市立海づり公園条例（昭和51年4月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
(名称及び位置)	(名称及び位置)												
第2条 公園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。	第2条 公園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市立須磨海づり公園</td> <td>神戸市須磨区一ノ谷町5丁目地先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町5丁目地先	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市立須磨海づり公園</td> <td>神戸市須磨区一ノ谷町5丁目地先 <u>(北緯34度37分49秒、東経135度6分28秒)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町5丁目地先 <u>(北緯34度37分49秒、東経135度6分28秒)</u>	[略]	[略]
名称	位置												
神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町5丁目地先												
[略]	[略]												
名称	位置												
神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町5丁目地先 <u>(北緯34度37分49秒、東経135度6分28秒)</u>												
[略]	[略]												
(施設)	(施設)												
第4条 前条の業務を行うため、公園	第4条 前条の業務を行うため、公園												

に次の表に掲げる施設を置く。

公園	施設
神戸市立須磨海づり公園	釣り場 管理所その他 の関連施設
[略]	[略]

(利用料金)

第5条 [略]

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)、(2) [略]

(3)、(4) [略]

3～6 [略]

(入園の制限等)

第6条 [略]

2 12歳以上16歳未満の者は、保護者の同伴又は教諭等による引率がなければ午後4時以降に入園し、又は午後4時以降にわたって在園することができない。

3 [略]

に次の表に掲げる施設を置く。

公園	施設
神戸市立須磨海づり公園	釣り場 <u>海洋放牧場</u> 管理所その他の関連施設
[略]	[略]

(利用料金)

第5条 [略]

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 公園（神戸市立須磨海づり公園に限る。）に入園した後に海洋放牧場で釣りを行おうとする者（第1号に規定する釣り料を支払う者を除く。） 海洋放牧場の釣り料

(4)、(5) [略]

3～6 [略]

(入園の制限等)

第6条 [略]

2 12歳以上16歳未満の者は、保護者の同伴又は教諭等による引率がなければ午後4時以降に入園し、又は午後4時以降にわたって在園することができない。

3 [略]

<p>(行為の禁止)</p> <p>第8条 公園内において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第9条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第8条 公園内において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 釣り上げた魚を海へ戻す行為</u> <u>(海洋放牧場におけるものに限る。)</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第9条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、<u>規則で定めるところにより</u>、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前							
別表第1 (第5条関係)							別表第1 (第5条関係)							
公園名	釣り料		入園料	駐車料			公園名	釣り料		入園料	海洋放牧場の釣り料	駐車料		
	利用料金	基本釣り料		割増釣り料	基本駐車料	割増駐車料		単車駐車料	基本釣り料			割増釣り料	基本駐車料	割増駐車料
神戸市立須磨海づり公園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市立須磨海づり公園	[略]	[略]	[略]	1人1回につき 300円	[略]	[略]	[略]
神戸市立平磯海づり公園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市立平磯海づり公園	[略]	[略]	[略]	—	[略]	[略]	[略]
備考 1～3 [略]							備考 1～3 [略] 4 海洋放牧場の釣り料には、釣り上げた魚の代金は含まない。							

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第48号

神戸市下水道条例等の一部を改正する条例

(下水道条例の一部改正)

第1条 神戸市下水道条例(昭和50年10月条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第3章 [略]	第1章～第3章 [略]
第4章 <u>削除</u>	第4章 <u>水洗化への援助(第23条)</u>
第5章 [略]	第5章 [略]
附則	附則
第4章 <u>削除</u>	第4章 <u>水洗化への援助</u> <u>(水洗化訴訟等に関する援助)</u>
<u>第23条 削除</u>	<u>第23条 市長は、くみ取便所の水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。)への改造又は浄化槽</u>

から汚水を公共下水道に排除する排水設備の設置（以下「水洗化」という。）を行おうとする者が水洗化に係る紛争を解決するために訴訟等を利用することを決定した場合において、法第1条の目的からみて必要があると認めるときは、当該水洗化を行おうとする者に対して、水洗化に係る紛争を解決するために利用する訴訟等に関する援助を行うことができる。

2 前項の援助は、神戸市下水道事業基金条例（昭和55年4月条例第5号）で定めるところにより、行うものとする。

（下水道事業基金条例の一部改正）

第2条 神戸市下水道事業基金条例の一部を改正する条例（昭和55年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<u>（貸付け）</u>

第5条 市長は、基金に属する現金を、
独立の生計を営み、かつ、返済能力のある者で、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）において、次の各号のいずれかに該当する行為（以下「貸付対象行為」という。）を行うものに対して貸し付けることができる。

(1) くみ取便所の水洗便所への改築（共用のくみ取便所を廃止し、各戸に水洗便所を設置することを含む。）

(2) 法第10条第1項に規定する排水設備の設置又は改築若しくは修繕で、市長が当該土地の下水を法第2条第3号に規定する公共下水道に流入されるために必要と認めるもの

2 市長は、基金に属する現金を、神戸市下水道条例（昭和50年10月条例第40号）第23条第1項に規定する者に対して貸し付けることができる。

（貸付けの種類）

第6条 貸付けの種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通貸付 処理区域において貸付対象行為を行う者に対する当該

貸付対象行為に要する費用の貸付け

(2) 下水道整備困難地区貸付 市長が地形上自然流下により下水を公共下水道に排除することができない地区及びこれに準ずる地区と認める処理区域において、貸付対象行為のうち規則で定めるものを行う者に対する当該貸付対象行為に要する費用の貸付け

(3) 水洗化訴訟等費用貸付 前条第2項に規定する者に対する神戸市下水道条例第23条第1項に規定する水洗化に係る紛争を解決するために利用する訴訟等（以下「水洗化訴訟等」という。）の手續に要する費用、弁護士費用その他これらに類する費用（以下「水洗化訴訟等費用」という。）の貸付け

(貸付金額)

第7条 貸付けの金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 普通貸付 60万円以内において貸付対象行為に応じて市長が認める額。ただし、法第2条第2号に規定するポンプ施設の設置を伴う貸付対象行為を行う者で、下水道整

備困難地区貸付を受けないものについては、貸付対象行為に応じて市長が認める額とする。

(2) 下水道整備困難地区貸付 貸付対象行為に応じて市長が認める額

(3) 水洗化訴訟等費用貸付 規則で定める水洗化訴訟等費用の範囲内において市長が定める額

(貸付条件等)

第8条 貸付けの条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貸付利率 無利息

(2) 償還方法 48箇月以内の均等分割払。ただし、水洗化訴訟等費用貸付については、水洗化訴訟等の終結が確定した日から1年以内の償還とする。

(3) 遅延利息の額 次項に定めるところによる。

2 前項第3号の遅延利息の額の計算

については、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第13条第1項及び第2項並びに同条例附則第3条の規定を準用する。この場合において、同条例第13条第1項中「納期限（第30条第1項の申告書（法第321条の8第22項の規定による申告書に限る。）に係る税金を納付するときは、

当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）」とあるのは「償還期限（神戸市下水道事業基金条例（昭和55年4月条例第5号）第8条第1項第2号の規定に基づく償還期限をいう。以下この項において同じ。）」と、「延滞金額」とあるのは「遅延利息の額」と、同項ただし書中「次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」とあるのは「当該償還期限の翌日から1月を経過する日までの期間」と読み替えるものとする。

3 第1項第3号の遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 災害その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、第1項第2号の償還方法を変更し、又は同項第3号の遅延利息の額を減額し、若しくは免除することができる。

5 貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を選定しなければならない

い。

(実地検査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、基金の貸付けを受けた者に対し、関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。

(貸付けの取消し及び繰上償還)

第10条 市長は、基金の貸付けを受けた者が、貸付けの目的以外に貸付金を使用したとき、又は貸付条件に違反したときその他規則で定める事項に該当したときは、基金の貸付けを取り消し、又は償還金を一時に返還させることができる。

2 基金の貸付けを受けた者は、必要に応じ資金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(貸付金の償還の免除)

第10条の2 市長は、水洗化訴訟等費用貸付を受けた者が水洗化訴訟等を行つた結果、水洗化訴訟等費用を得ることができなかつたときその他貸付金を償還させることが適当でないと認めるときは、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

第5条～第7条 [略]

第11条～第13条 [略]

(公共下水道等の構造等に関する技術上の基準を定める条例の一部改正)

第3条 神戸市公共下水道等の構造等に関する技術上の基準を定める条例（平成25年3月条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（都市下水路の構造の基準）	（都市下水路の構造の基準）
<p>第4条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準は、<u>令第17条の13</u>において準用する令第5条の8、第5条の9（第6号に係る部分を除く。）及び第5条の11に定めるところによる。</p>	<p>第4条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準は、<u>令第17条の10</u>において準用する令第5条の8、第5条の9（第6号に係る部分を除く。）及び第5条の11に定めるところによる。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例第2条の規定による改正前の神戸市下水道事業基金条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定により行った貸付けについては、旧条例第8条から第10条の2までの規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第8条第2項中「第321条の8第22項」とあるのは「第321条の8第34項」と、「同条第1項、第2項、第4項又は第19項」とあるのは「法第321条の8第1項、第2項、又は第31項」

と、「神戸市下水道事業基金条例」とあるのは「神戸市下水道条例等の一部を改正する条例（令和6年3月条例第48号）による改正前の神戸市下水道事業基金条例」と、「掲げる期間」とあるのは「定める日又は期限までの期間」とする。

河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第49号

河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する条例

(河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例の一部改正)

第1条 河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例(平成12年3月条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(流水占用料等の納付)	(流水占用料等の納付)
第3条 流水占用料等は、 <u>市長の指定する期日までに納付</u> しなければならない。	第3条 流水占用料等は、 <u>前納</u> しなければならない。

(水路等の占用に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市水路等の占用に関する条例(平成15年3月条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(占用許可等)	(占用許可等)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 前項の許可(以下「占用許可」という。)の期間は、 <u>10年</u> を超えることができない。	2 前項の許可(以下「占用許可」という。)の期間は、 <u>5年</u> を超えることができない。
3～6 [略]	3～6 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第50号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営大日 丘第二住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">イ 国の補助に係らない公営住宅</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営大日 丘第二住宅	[略]	[略]	[略]	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営大日 丘第二住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市営明泉 寺住宅</td> <td>神戸市長田区明 泉寺町1丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">イ 国の補助に係らない公営住宅</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営大日 丘第二住宅	[略]	神戸市営明泉 寺住宅	神戸市長田区明 泉寺町1丁目	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営大日 丘第二住宅	[略]																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営大日 丘第二住宅	[略]																		
神戸市営明泉 寺住宅	神戸市長田区明 泉寺町1丁目																		
[略]	[略]																		

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営ひよどり台住宅	[略]

(2)～(4) [略]

別表第5 (第62条関係)

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営房王寺住宅	[略]	神戸市長田区房王寺町3丁目、房王寺町4丁目及び房王寺町5丁目
	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置され

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営ひよどり台住宅	[略]
神戸市営竜が台住宅	神戸市須磨区竜が台3丁目

(2)～(4) [略]

別表第5 (第62条関係)

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営房王寺住宅	[略]	神戸市長田区房王寺町4丁目
	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置され

たもの			たもの		
公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置	公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市営ひよどり台住宅	[略]	[略]	神戸市営ひよどり台住宅	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	神戸市営竜が台第1住宅1駐車場	神戸市営住宅竜が台第3区竜が台3丁目	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2)～(4) [略]

(2)～(4) [略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1号アの表の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第5第1号アの表の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第51号

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例
(建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例(平成20年4月条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第1節 [略]	第1節 [略]
第2節 市長、指定確認検査機関、建築主等、所有者等及び市民の責務(第3条一第9条)	第2節 市長、指定確認検査機関、建築主等、所有者等及び市民の責務(第3条一第8条)
	第3節 計画の策定(第9条)
第2章～第6章 [略]	第2章～第6章 [略]

附則

第9条 削除

(特殊建築物の渡り廊下)

第21条 法別表第1 (い) 欄に規定する用途に供する建築物に渡り廊下を設ける場合において、その小屋組が木造であり、かつ、その接する建築物のいずれもが耐火建築物若しくは準耐火建築物又は特殊建築物 (特定主要構造部及び外壁の開口部について、法第27条第1項の規定に適合す

附則

第3節 計画の策定

(計画の策定)

第9条 市長は、建築物の安全性の確保のための施策を総合的に実施するための計画 (以下この条において単に「計画」という。) を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、建築に携わる団体、関係行政機関その他の関係機関の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市長は、計画に基づく施策の実施状況について、定期的に検証し、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 市長は、計画を策定し、又は見直したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(特殊建築物の渡り廊下)

第21条 法別表第1 (い) 欄に規定する用途に供する建築物に渡り廊下を設ける場合において、その小屋組が木造であり、かつ、その接する建築物のいずれもが耐火建築物若しくは準耐火建築物又は特殊建築物 (主要構造部及び外壁の開口部について、法第27条第1項の規定に適合するも

るものに限る。) でないときは、その渡り廊下は、次に定める構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(興行場の客用広間及び客用廊下)

第24条 興行場の主階（客席のある1の階をいう。第5項において同じ。）において、1の興行場の客席の床面積が200平方メートルを超える場合にあっては、当該興行場の客席の後側、右側又は左側に客用広間（興行場の客の用に供する広間をいう。以下同じ。）を設け、及び客席の後側、右側及び左側のうち客用広間を設けていない側に客用広間に避難上有効に通じる客用廊下（興行場の客の用に供する廊下をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、客席の各部分から客用広間又は客用廊下への出入口のいずれかに至る直線距離が9メートル以下であるとき又は当該興行場の特定主要構造部が耐火構造であるときは、客席の後側、右側又は左側であって客用広間を設けていない側のうちの1つの側について客用廊下を設けないことができる。

2～6 [略]

ものに限る。) でないときは、その渡り廊下は、次に定める構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(興行場の客用広間及び客用廊下)

第24条 興行場の主階（客席のある1の階をいう。第5項において同じ。）において、1の興行場の客席の床面積が200平方メートルを超える場合にあっては、当該興行場の客席の後側、右側又は左側に客用広間（興行場の客の用に供する広間をいう。以下同じ。）を設け、及び客席の後側、右側及び左側のうち客用広間を設けていない側に客用広間に避難上有効に通じる客用廊下（興行場の客の用に供する廊下をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、客席の各部分から客用広間又は客用廊下への出入口のいずれかに至る直線距離が9メートル以下であるとき又は当該興行場の主要構造部が耐火構造であるときは、客席の後側、右側又は左側であって客用広間を設けていない側のうちの1つの側について客用廊下を設けないことができる。

2～6 [略]

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舎の制限)

第31条 共同住宅でその住戸及び住室の用途に供するもの又は寄宿舎でその寝室の用途に供するものの床面積の合計が、それぞれ150平方メートルを超えるものについては、次に掲げる建築物（主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準（令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準をいう。以下この条及び第42条第3号において同じ。）に適合するものに限る。）としたもの及び特定主要構造部を耐火構造（主要構造部である屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）としたものを除く。）の上階に設けてはならない。

(1)～(3) [略]

(自動車車庫等の構造)

第42条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合においては、当該建築物は、次に掲げる構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 自動車車庫等の直上階に床面積

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舎の制限)

第31条 共同住宅でその住戸及び住室の用途に供するもの又は寄宿舎でその寝室の用途に供するものの床面積の合計が、それぞれ150平方メートルを超えるものについては、次に掲げる建築物（主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準（令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準をいう。第42条第3号において同じ。）に適合するものに限る。）としたものを除く。）の上階に設けてはならない。

(1)～(3) [略]

(自動車車庫等の構造)

第42条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合においては、当該建築物は、次に掲げる構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 自動車車庫等の直上階に床面積

が50平方メートルを超える居住の用途に供する部分がある場合又は自動車車庫等の直上階から上の階が1以上ある場合にあつては、自動車車庫等の主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）とするか、又は自動車車庫等の特定主要構造部を耐火構造（主要構造部である屋根の軒裏にあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）とすること。

（建築物の特定主要構造部に関する制限の特例）

第49条の2 令第108条の4第3項に規定する建築物に対する第24条第1項又は第4項、第31条、第42条及び第43条第2項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の4第4項に規定する建築物に対する第24条第4項及び第43条第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構

が50平方メートルを超える居住の用途に供する部分がある場合又は自動車車庫等の直上階から上の階が1以上ある場合にあつては、自動車車庫等の主要構造部は、準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）とすること。

（建築物の主要構造部に関する制限の特例）

第49条の2 令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第24条第1項又は第4項、第31条、第42条及び第43条第2項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第24条第4項及び第43条第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部

<p><u>造部</u>であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は特定防火設備とみなし、当該建築物に対する耐火性能関係規定（第24条第4項及び第43条第2項を除く。）の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>	<p>であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は特定防火設備とみなし、当該建築物に対する耐火性能関係規定（第24条第4項及び第43条第2項を除く。）の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>
---	--

（火災予防条例の一部改正）

第2条 神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（急速充電設備）</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための</p>	<p>（急速充電設備）</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための</p>

ものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ [略]

(2)～(19) [略]

2 [略]

(屋内消火栓設備に関する基準)

ものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ [略]

(2)～(19) [略]

2 [略]

(屋内消火栓設備に関する基準)

第37条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（次に掲げるものを除く。）

ア 特定主要構造部が耐火構造であり、又は主要構造部が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（共同住宅にあつては、200平方メートル）以下のもの

第37条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（次に掲げるものを除く。）

ア 主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（共同住宅にあつては、200平方メートル）以下のもの

ル) 以下のもの

イ 特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル（共同住宅の部分で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの並びに共同住宅の住戸にあつては、200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているもの

2 [略]

(自動火災報知設備に関する基準)

第39条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物（特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) [略]

2、3 [略]

イ 主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル（共同住宅の部分で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの並びに共同住宅の住戸にあつては、200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているもの

2 [略]

(自動火災報知設備に関する基準)

第39条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) [略]

2、3 [略]

<p>第39条の2 次の各号のいずれかに該当する小規模特定用途複合防火対象物については、施行規則第23条第4項第1号へに掲げる部分に自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設けなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物であること。</p> <p>イ 令別表第1(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもの（<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。）であること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>第39条の2 次の各号のいずれかに該当する小規模特定用途複合防火対象物については、施行規則第23条第4項第1号へに掲げる部分に自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設けなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物であること。</p> <p>イ 令別表第1(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもの（<u>主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。）であること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2、3 [略]</p>
--	--

(北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成29年12月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(準防火地域内の建築物の制限の緩和)</p> <p>第6条 対象敷地内で伝統的建造物等を建築等（増築、改築（令第137条の11に規定する改築に限る。））、大規模の修繕及び大規模の模様替（<u>令第137条の12第9項</u>に規定する大規模の修繕及び大規模の模様替に限る。）を除く。次項において同じ。）をする場合において、当該伝統的建造物等が次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、<u>法第61条第1項</u>本文（準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。以下この条、第7条及び第9条において同じ。）の規定を適用しない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 対象敷地内で伝統的建造物等以外の建築物のみの建築等をする場合において、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるときは、対象敷地</p>	<p>(準防火地域内の建築物の制限の緩和)</p> <p>第6条 対象敷地内で伝統的建造物等を建築等（増築、改築（令第137条の11に規定する改築に限る。））、大規模の修繕及び大規模の模様替（<u>令第137条の12第5項</u>に規定する大規模の修繕及び大規模の模様替に限る。）を除く。次項において同じ。）をする場合において、当該伝統的建造物等が次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、<u>法第61条</u>本文（準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。以下この条、第7条及び第9条において同じ。）の規定を適用しない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 対象敷地内で伝統的建造物等以外の建築物のみの建築等をする場合において、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるときは、対象敷地</p>

内の伝統的建造物等に限り、法第61条第1項本文の規定を適用しない。

3 対象敷地内で同一棟増築（令第137条の11に規定する増築を除く。）をする場合において、当該伝統的建造物等が第1項各号のいずれかに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条第1項本文の規定を適用しない。

4 対象敷地内で別棟増築（令第137条の11に規定する増築を除く。）をする場合において、市長が安全上及び防火上支障がないと認めたときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条第1項本文の規定を適用しない。

（消防用設備等の設置）

第7条 第3条から前条までの規定により法第44条第1項本文、法第53条、法第56条又は法第61条第1項本文の規定を適用しない伝統的建造物等（以下「対象伝統的建造物等」という。）には、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 消防法施行令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備又は住宅用防災警報器及び住宅用防

内の伝統的建造物等に限り、法第61条本文の規定を適用しない。

3 対象敷地内で同一棟増築（令第137条の11に規定する増築を除く。）をする場合において、当該伝統的建造物等が第1項各号のいずれかに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条本文の規定を適用しない。

4 対象敷地内で別棟増築（令第137条の11に規定する増築を除く。）をする場合において、市長が安全上及び防火上支障がないと認めたときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条本文の規定を適用しない。

（消防用設備等の設置）

第7条 第3条から前条までの規定により法第44条第1項本文、法第53条、法第56条又は法第61条本文の規定を適用しない伝統的建造物等（以下「対象伝統的建造物等」という。）には、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 消防法施行令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備又は住宅用防災警報器及び住宅用防

災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）第2条第4号の3に規定する連動型住宅用防災警報器を次に掲げる基準に従い設置すること。ただし、消防法施行令第7条第3項第1号に規定する自動火災報知設備を消防法（昭和23年法律第186号）の規定により設置した場合は、この限りでない。

ア 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第1号に規定する感知器（以下この号において同じ。）は、次に掲げる部分に設置すること。

（ア）、（イ） [略]

イ、ウ [略]

(2) [略]

（伝統的建造物等である門等に限り建築等をする場合の取扱い）

第9条 対象敷地内で伝統的建造物等である門、塀又は擁壁（以下「門等」という。）のみの建築等をする場合において、次の各号に掲げるものであって、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるものについて

災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）第2条第4号の3に規定する連動型住宅用防災警報器を次に掲げる基準に従い設置すること。ただし、消防法施行令第7条第3項第1号に規定する自動火災報知設備を消防法（昭和23年法律第186号）の規定により設置した場合は、この限りでない。

ア 火災報知設備の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第1号に規定する感知器（以下この号において同じ。）は、次に掲げる部分に設置すること。

（ア）、（イ） [略]

イ、ウ [略]

(2) [略]

（伝統的建造物等である門等に限り建築等をする場合の取扱い）

第9条 対象敷地内で伝統的建造物等である門、塀又は擁壁（以下「門等」という。）のみの建築等をする場合において、次の各号に掲げるものであって、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるものについて

は、第3条及び第6条の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用しない。

(1) [略]

(2) 伝統的建造物等に第7条の措置を講じ、かつ、伝統的建造物等である門等に第6条第1項第3号又は第4号の措置を講じた場合における対象敷地内の伝統的建造物等（令第137条の11に規定する増築又は改築に係るものを除く。）

法第61条第1項本文

は、第3条及び第6条の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用しない。

(1) [略]

(2) 伝統的建造物等に第7条の措置を講じ、かつ、伝統的建造物等である門等に第6条第1項第3号又は第4号の措置を講じた場合における対象敷地内の伝統的建造物等（令第137条の11に規定する増築又は改築に係るものを除く。）

法第61条本文

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市立須磨ヨットハーバー条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第52号

神戸市立須磨ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

神戸市立須磨ヨットハーバー条例（昭和53年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 係留及び陸置以外に係るもの</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">駐車場の利用</td> <td style="text-align: center;">1台 <u>1時間</u>につき <u>500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	種別	金額	[略]	[略]	駐車場の利用	1台 <u>1時間</u> につき <u>500円</u>	[略]	[略]	<p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 係留及び陸置以外に係るもの</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">駐車場の利用</td> <td style="text-align: center;">1台 <u>1回1日</u>につき <u>610円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	種別	金額	[略]	[略]	駐車場の利用	1台 <u>1回1日</u> につき <u>610円</u>	[略]	[略]
種別	金額																
[略]	[略]																
駐車場の利用	1台 <u>1時間</u> につき <u>500円</u>																
[略]	[略]																
種別	金額																
[略]	[略]																
駐車場の利用	1台 <u>1回1日</u> につき <u>610円</u>																
[略]	[略]																

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

神戸市水道条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第53号

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(料金)			(料金)		
第12条 [略]			第12条 [略]		
2 基本料金は、次の表のとおりとする。			2 基本料金は、次の表のとおりとする。		
メーターの口径	基本料金（1戸又は1箇所当たり1月につき）		メーターの口径	基本料金（1戸又は1箇所当たり1月につき）	
20ミリメートル以下	使用水量5立方メートルまで	960円	20ミリメートル以下	使用水量10立方メートルまで	880円
25ミリメートル		2,200円	25ミリメートル		1,700円
40ミリメートル		6,200円	40ミリメートル		4,500円

一トル		
50ミリメ		12,100円
一トル		
75ミリメ		30,800円
一トル		
100ミリメ		61,300円
一トル		
150ミリメ		151,500
一トル		円
200ミリメ		338,900
一トル		円

一トル		
50ミリメ		8,800円
一トル		
75ミリメ		21,700円
一トル		
100ミリメ		41,000円
一トル		
150ミリメ		106,000
一トル		円
200ミリメ		212,000
一トル		円

3 前項の規定にかかわらず、共用家事用（共用かつ家事用の用途をいう。以下同じ。）として給水を受ける場合の基本料金は、1戸又は1箇所当たり1月につき使用水量5立方メートルまで630円とする。

4 従量料金は、次の表のとおりとする。ただし、口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合において、使用水量5立方メートルを超え10立方メートルまでの部分の水量に係る従量料金は、1立方メートルにつき10円とする。

用途	使用水量の区分 (1戸又は1箇所 当たり1月につ き)	従量料金 (1立方メ ートルにつ き)

3 前項の規定にかかわらず、共用家事用（共用かつ家事用の用途をいう。以下同じ。）として給水を受ける場合の基本料金は、1戸又は1箇所当たり1月につき使用水量10立方メートルまで590円とする。

4 従量料金は、次の表のとおりとする。ただし、口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合は、使用水量10立方メートルを超える部分の水量に係る料金を当該従量料金とする。

用途	使用水量の区分 (1戸又は1箇所 当たり1月につ き)	従量料金 (1立方メ ートルにつ き)

一 般 用	20立方メートル までの分（口径20 ミリメートル以 下のメーターに より給水を受け る場合にあつて は、10立方メー トルを超え20立 方メートルまで の分）	165円	一 般 用	20立方メートル までの分	145円
	20立方メートルを 超え30立方メー トルまでの分	180円		20立方メートルを 超え30立方メー トルまでの分	155円
	30立方メートル を超え60立方メ ートルまでの分	225円		30立方メートル を超え100立方メ ートルまでの分	215円
	60立方メートル を超え100立方メ ートルまでの分	245円			
	100立方メートル を超える分	285円		100立方メートル を超える分	250円
業 務 用	20立方メートル までの分（口径20 ミリメートル以 下のメーターに より給水を受け る場合にあつて は、10立方メー	190円	業 務 用	30立方メートル までの分	180円

	ルを超え20立方メートルまでの分)	
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	205円
	30立方メートルを超え60立方メートルまでの分	260円
	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	295円
	100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	325円
	300立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	365円
	1,000立方メートルを超える分	395円
公衆浴場用	1立方メートル以上の分(口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合にあつては、10立方メートルを超える分)	[略]

	30立方メートルを超え60立方メートルまでの分	230円
	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	265円
	100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	290円
	300立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	330円
	1,000立方メートルを超える分	360円
公衆浴場用	1立方メートル以上の分	[略]

共 用 家 事 用	5立方メートルを	90円
	超える分（口径20	
	ミリメートル以下	
	のメーターにより	
	給水を受ける場合	
	にあつては、10立 方メートルを超え る分)	

5 [略]

(特別給水の料金)

第13条 前条の規定にかかわらず、消火栓（メーターが設置されているものを除く。）により公共の消防用以外の用のため給水を行つた場合又は給水装置を用いない方法で給水を行つた場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき450円以下で管理者の定める金額と当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(特別な場合における料金の計算等)

第16条 [略]

共 用 家 事 用	10立方メートルを	80円
	超える分	

5 [略]

(遅収料金)

第12条の2 前条により算定された料金を管理者の指定する期日を過ぎた日以降に納入する場合は、当該料金の100分の5を加算する。

(特別給水の料金)

第13条 第12条の規定にかかわらず、消火栓（メーターが設置されているものを除く。）により公共の消防用以外の用のため給水を行つた場合又は給水装置を用いない方法で給水を行つた場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき415円以下で管理者の定める金額と当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(特別な場合における料金の計算等)

第16条 [略]

2、3 [略]

4 検針期間（定例日の翌日から翌定例日までの期間をいう。以下同じ。）
の中途において給水を開始又は廃止した場合における料金は、第12条の規定にかかわらず、次に掲げる方法により算定する。この場合において、次の各号の規定による計算の結果における水量又は金額に1立方メートル又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 月数及び使用水量は、次に定めるところによる。

ア 月数

使用日数31日ごとに1月とし、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

イ 使用水量

使用水量を使用日数で除して得た数に換算使用日数（アの月数に31を乗じて得た日数をいう。以下同じ。）を乗じた水量

(2) 基本料金及び従量料金は、前号アに定める月数に同号イに定める使用水量を使用したものとして、第12条に定めるところにより算定する。

(3) 料金は、前号の規定により算定

2、3 [略]

4 月の中途において給水を開始し、又は廃止したときの料金は、1月分として計算する。

した基本料金と従量料金の合計額を日割り(使用日数を換算使用日数で除して得た割合を乗じることをいう。以下同じ。)した額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

(4) 前号の規定にかかわらず、検針期間の中途において給水を廃止した場合であって、第2号の規定により算定した基本料金と従量料金の合計額を日割りした額が200円を超えないときは、これを200円とみなして、前号の規定により料金を算定する。

5 管理者は、前項の規定により料金を算定することが適当でないとき認めるときは、これによらないことができる。

6 [略]

(構造及び材質)

第24条 [略]

(給水管及び給水用具等の指定)

第24条の2 管理者は、災害その他の事由による給水装置の損傷を防止

5 [略]

(構造及び材質)

第24条 [略]

2 管理者は、必要があると認めるときは、給水装置について、その構造及び材質を指定することができる。

し、及び給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具（これを保護するための附属用具を含む。）について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事業
者に対し、配水管に給水管を取り付
ける工事及び当該取付口からメー
ターまでの給水装置工事に関する工
法、工期その他の工事上の条件を指
示することができる。

（メーターの設置及び保管）

第25条 [略]

2 メーターを設置する位置は、管理
者が定める。

3、4 [略]

（固定費負担金の金額の算定）

第31条の9 [略]

2 固定費負担金の金額は、第1号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものから第2号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものを控除し、これに100分

（メーターの設置及び保管）

第25条 [略]

2、3 [略]

（固定費負担金の金額の算定）

第31条の9 [略]

2 固定費負担金の金額は、第1号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものから第2号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものを控除し、これに100分

の110を乗じて得た金額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 次の表の左欄及び中欄の区分に応じ、同表の右欄に定める金額

用途	水量の区分（1戸又は1箇所当たり2月につき）	金額（1立方メートルにつき）
一般 用	40立方メートルまでの分	140円
	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	150円
	60立方メートルを超え120立方メートルまでの分	190円
	120立方メートルを超え200立方メートルまでの分	210円
	200立方メートルを超える分	245円
業務 用	40立方メートルまでの分	160円
	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	175円

の110を乗じて得た金額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 次の表の左欄及び中欄の区分に応じ、同表の右欄に定める金額

用途	水量の区分（1戸又は1箇所当たり2月につき）	金額（1立方メートルにつき）
一般 用	40立方メートルまでの分	125円
	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	130円
	60立方メートルを超え200立方メートルまでの分	185円
	200立方メートルを超える分	215円
業務 用	60立方メートルまでの分	155円

	60立方メートルを 超え120立方メー トルまでの分	<u>220円</u>
	120立方メートルを 超え200立方メー トルまでの分	<u>250円</u>
	200立方メートルを 超え600立方メー トルまでの分	<u>275円</u>
	600立方メートルを 超え2,000立方メー トルまでの分	<u>310円</u>
	2,000立方メートル を超える分	<u>335円</u>
[略]	[略]	[略]
共 用 家 事 用	10立方メートルを 超える分	<u>75円</u>
備考	[略]	

3 [略]

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

(1) [略]

(2) 第25条第3項の規定に違反した者

(3)～(5) [略]

	60立方メートルを 超え120立方メー トルまでの分	<u>195円</u>
	120立方メートルを 超え200立方メー トルまでの分	<u>230円</u>
	200立方メートルを 超え600立方メー トルまでの分	<u>250円</u>
	600立方メートルを 超え2,000立方メー トルまでの分	<u>285円</u>
	2,000立方メートル を超える分	<u>310円</u>
[略]	[略]	[略]
共 用 家 事 用	20立方メートルを 超える分	<u>65円</u>
備考	[略]	

3 [略]

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

(1) [略]

(2) 第25条第2項の規定に違反した者

(3)～(5) [略]

2 [略]

2 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第16条第4項の改正規定は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市水道条例（以下「新条例」という。）第12条、第13条及び第31条の9の規定は、令和6年12月1日以後に決定又は認定する使用水量に係る水道料金について適用し、同日前に決定又は認定する使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 令和6年10月1日前に遅収料金が生じた場合におけるその遅収料金を生ずべき水道料金に係る遅収料金の率については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第16条第4項の規定は、令和7年2月1日以後に決定又は認定する使用水量に係る水道料金について適用し、同日前に決定又は認定する使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第54号

神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例

神戸市総合教育センター条例（平成2年3月条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>神戸市教職員研修所条例</u>	<u>神戸市総合教育センター条例</u>
（設置）	（設置）
第1条 教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、 <u>神戸市教職員研修所</u> （以下「 <u>研修所</u> 」という。）を設置する。	第1条 教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、 <u>神戸市総合教育センター</u> （以下「 <u>センター</u> 」という。）を設置する。
（位置）	（位置）
第2条 <u>研修所</u> の位置は、次のとおりとする。	第2条 <u>センター</u> の位置は、次のとおりとする。

神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号

(事業)

第3条 研修所は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 教職員の研修に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4条 削除

(職員)

第5条 研修所に所長その他必要な職員を置く。

神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 教育職員の研修に関すること。

(2) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。

(3) 視聴覚教育に関すること。

(4) 児童及び生徒の教育相談に関すること。

(5) 心身障害児教育に関する情報の提供並びに心身障害児に対する検査及び訓練に関すること。

(6) 幼児教育に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(視聴覚センター)

第4条 前条第3号に掲げる事業を行うため、センターに神戸市視聴覚センターを置く。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

神戸市条例第55号

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

(指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法第72条の2第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)	(法第72条の2第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)
第11条 法第72条の2第1項第1号又	第11条 法第72条の2第1項第1号又

は第2号の規定に基づき条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、第13条から第16条まで、第18条及び第19条に定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

（法第74条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）

第12条 法第74条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第16条まで、第18条及び第19条に定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

（記録の整備）

第15条 第11条及び第12条の規定に基づき基準省令第39条第2項（基準省令第39条の3において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（第105条の3において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、

は第2号の規定に基づき条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、第13条から第19条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

（法第74条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）

第12条 法第74条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第19条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

（記録の整備）

第15条 第11条及び第12条の規定に基づき基準省令第39条第2項（基準省令第39条の3において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（第105条の3において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、

第139条の3第2項（第140条の15において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

第17条 削除

第139条の2第2項（第140条の15において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）

第17条 指定居宅サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

（指定介護予防サービス事業者の指定の基準、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 神戸市指定介護予防サービス事業者の指定の基準、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものに関する基準)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 法第115条の4第2項に規定する条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第3項第3号に係るものに限る。)は、次条に定めるもののほか、基準省令第1条第10号に定める基準に定めるところによる。</p> <p>(法第115条の2の2第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第11条 法第115条の2の2第1項第1号又は第2号の規定に基づき条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同</p>	<p>(指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものに関する基準)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 法第115条の4条第2項に規定する条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第3項第3号に係るものに限る。)は、次条に定めるもののほか、基準省令第1条第10号に定める基準に定めるところによる。</p> <p>(法第115条の2の2第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第11条 法第115条の2の2第1項第1号又は第2号の規定に基づき条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同</p>

条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、第13条、第14条及び第16条から第18条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

(法第115条の4第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第12条 法第115条の4第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、次条、第14条及び第16条から第18条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

第15条 削除

条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、第13条から第18条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

(法第115条の4第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第12条 法第115条の4第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、次条から第18条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)

第15条 指定介護予防サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を

施しなければならない。

(指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第78条の2の2第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第13条 法第78条の2の2第1項第1号又は第2号の規定に基づき条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第15条から第19条まで、第21条及び第22条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第8号に定める基準に定めるところによる。</p> <p>(法第78条の4第3項各号に掲げる</p>	<p>(法第78条の2の2第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第13条 法第78条の2の2第1項第1号又は第2号の規定に基づき条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第15条から第22条まで</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第8号に定める基準に定めるところによる。</p> <p>(法第78条の4第3項各号に掲げる</p>

事項以外の事項に関する基準)

第14条 法第78条の4第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第19条まで、第21条及び第22条に定めるもののほか、基準省令第1条第8号に定める基準に定めるところによる。

第20条 削除

事項以外の事項に関する基準)

第14条 法第78条の4第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第22条までに定めるもののほか、基準省令第1条第8号に定める基準に定めるところによる。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）

第20条 指定地域密着型サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 神戸市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（法第115条の14第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p> <p>第11条 法第115条の14第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>次条、第13条、第15条及び第16条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第6号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第14条 削除</u></p>	<p>（法第115条の14第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p> <p>第11条 法第115条の14第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>次条から第16条までに定めるもののほか</u>、基準省令第1条第6号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）</u></p> <p><u>第14条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護予防サービス</u></p>

事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 神戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第88条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第9条 法第88条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条、第11条及び第13条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p>	<p>(法第88条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第9条 法第88条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第13条まで</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p>

<p>第12条 削除</p>	<p style="text-align: center;"><u>(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p>第12条 指定介護老人福祉施設の開設者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、<u>人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、少なくとも1年に1回以上、<u>全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p>
----------------	---

(介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 神戸市介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法第97条第4項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)	(法第97条第4項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)
第8条 法第97条第1項から第3項ま	第8条 法第97条第1項から第3項ま

での規定に基づき条例で定める介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（同条第4項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条及び第11条に定めるもののほか、基準省令第1条第2項第3号に定める基準及び基準省令附則第16条に定める基準（機能訓練室に係るものを除く。）に定めるところによる。

第10条 削除

での規定に基づき条例で定める介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（同条第4項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第11条までに定めるもののほか、基準省令第1条第2項第3号に定める基準及び基準省令附則第16条に定める基準（機能訓練室に係るものを除く。）に定めるところによる。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）

第10条 介護老人保健施設の開設者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 神戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第17条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第8条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条、第10条、第12条及び第13条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第11条 削除</u></p>	<p>(法第17条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第8条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第13条までに</u>定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第11条 養護老人ホームの設置者は、</u> <u>事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 養護老人ホームの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p>

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 神戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第17条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号(第4号を除く。))に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条、第9条、第11条及び第12条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第10条 削除</u></p>	<p>(法第17条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号(第4号を除く。))に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第12条までに定めるもののほか</u>、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第10条 特別養護老人ホームの設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 特別養護老人ホームの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての</u></p>

従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 神戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第65条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第9条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条及び第12条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第11条 削除</u></p>	<p>(法第65条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第9条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第10条から第12条まで</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第11条 軽費老人ホームの設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤</u></p>

務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(管理者に関する基準)	(管理者に関する基準)
第4条 基準省令第6条（基準省令第7条、第43条の4及び第128条において準用する場合を含む。）、第51条（基準省令第80条、第93条の5、第116条、第125条の4、第157条、 <u>第162条の5</u> 、	第4条 基準省令第6条（基準省令第7条、第43条の4及び第128条において準用する場合を含む。）、第51条（基準省令第80条、第93条の5、第116条、第125条の4、第157条、 <u>第162条の4</u> 、

第167条、第171条の4、第177条、第187条、第199条、第206条の4及び第206条の15において準用する場合を含む。)及び第209条(基準省令第213条の5及び第213条の15において準用する場合を含む。)の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 前条の規定に基づき基準省令第9条第1項(基準省令第43条第1項及び第2項、第43条の4、第76条、第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第136条、第162条、第162条の5、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条並びに第213条の11において準用する場合を含む。)及び第213条の17第1項の規定を適用する場合においては、基準省令第9条第1項及び第213条の17第1項中「勤務体制」とあるのは、「勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容(当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。)」とする。

(法第41条の2第2項各号及び第43条第3項各号に掲げる事項以外の事

第167条、第171条の4、第177条、第187条、第199条、第206条の4及び第206条の15において準用する場合を含む。)及び第209条(基準省令第213条の5及び第213条の15において準用する場合を含む。)の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 前条の規定に基づき基準省令第9条第1項(基準省令第43条第1項及び第2項、第43条の4、第76条、第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第136条、第162条、第162条の4、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条並びに第213条の11において準用する場合を含む。)及び第213条の17第1項の規定を適用する場合においては、基準省令第9条第1項及び第213条の17第1項中「勤務体制」とあるのは、「勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容(当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。)」とする。

(法第41条の2第2項各号及び第43条第3項各号に掲げる事項以外の事

項に関する基準)

第9条 法第41条の2第1項又は第43条第1項若しくは第2項の規定に基づき条例で定める基準（法第41条の2第2項各号及び第43条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、第11条から第13条までに定めるもののほか、基準省令第1条第13号に定める基準に定めるところによる。

第10条 削除

（基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第14条 [略]

2 第2条、第4条、第7条、第11条及び第12条の規定は、基準該当障害福祉サービスについて準用する。

項に関する基準)

第9条 法第41条の2第1項又は第43条第1項若しくは第2項の規定に基づき条例で定める基準（法第41条の2第2項各号及び第43条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第13条までに定めるもののほか、基準省令第1条第13号に定める基準に定めるところによる。

（人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施）

第10条 指定障害福祉サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

（基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第14条 [略]

2 第2条、第4条、第7条及び第10条から第12条までの規定は、基準該当障害福祉サービスについて準用す

る。

(指定障害者支援施設の指定の基準等並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 神戸市指定障害者支援施設の指定の基準等並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第44条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第8条 法第44条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第10条及び第11条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p>(法第44条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第8条 法第44条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第11条</u>までに定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第9条 指定障害者支援施設の設置者は、事業を開始するに当たり、全ての</u></p>

	<p><u>勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定障害者支援施設の設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業員を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p>
--	--

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第12条 神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)	(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)
<p>第8条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第10条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める</p>	<p>第8条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条及び第10条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号</p>

<p>基準に定めるところによる。</p>	<p>に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p>
<p><u>第9条 削除</u></p>	<p><u>第9条 障害福祉サービス事業者は、</u> <u>事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 障害福祉サービス事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p>

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第13条 神戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法第84条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)	(法第84条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

<p>第7条 法第84条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>第9条及び第10条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p>	<p>第7条 法第84条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>次条から第10条まで</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>（人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施）</u></p>
<p><u>第8条 削除</u></p>	<p><u>第8条 障害者支援施設の設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 障害者支援施設の設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p>

（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第14条 神戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第6条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号(第2号を除く。))に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第8条及び第9条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第7条 削除</u></p>	<p>(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第6条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号(第2号を除く。))に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第9条まで</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第7条 地域活動支援センターの設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センターの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p>

(福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第15条 神戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第9条及び第10条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第8条 削除</u></p>	<p>(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第10条まで</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第8条 福祉ホームの設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 福祉ホームの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなけれ</u></p>

ばならない。

(指定障害児通所支援事業者の指定の基準等並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第16条 神戸市指定障害児通所支援事業者の指定の基準等並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)</p> <p><u>第21条の5の15第3項第1号</u>(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定障害児通所支援事業者の指定の基準等を定め、法第21条の5の17第1項並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め、及び法第21条の5の4第1項第2号の規定に基づき基準該</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)</p> <p><u>第21条の5の15第2項第1号</u>(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定障害児通所支援事業者の指定の基準等を定め、法第21条の5の17第1項並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め、及び法第21条の5の4第1項第2号の規定に基づき基準該</p>

当通所支援に関する基準を定めるものとする。

(指定障害児通所支援事業者の指定の基準等に係る条例で定める者)

第2条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。

(管理者に関する基準)

第4条 基準省令第7条(基準省令第54条の5、第67条、第71条の2、第71条の9及び第74条において準用する場合を含む。)の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

(法第21条の5の17第2項各号及び第21条の5の19第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第9条 法第21条の5の17第1項又は第21条の5の19第1項若しくは第2項の規定に基づき条例で定める基準(法第21条の5の17第2項各号及び第21条の5の19第3項各号に掲げる

当通所支援に関する基準を定めるものとする。

(指定障害児通所支援事業者の指定の基準等に係る条例で定める者)

第2条 法第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。

(管理者に関する基準)

第4条 基準省令第7条(基準省令第54条の5、第57条、第67条、第71条の2、第71条の9及び第74条において準用する場合を含む。)の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

(法第21条の5の17第2項各号及び第21条の5の19第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第9条 法第21条の5の17第1項又は第21条の5の19第1項若しくは第2項の規定に基づき条例で定める基準(法第21条の5の17第2項各号及び第21条の5の19第3項各号に掲げる

事項以外の事項に係るものに限る。) は、第11条及び第12条に定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

第10条 削除

(基準該当通所支援に関する基準)

第13条 [略]

2 第2条、第4条、第7条、第11条及び第12条の規定は、基準該当通所支援について準用する。

事項以外の事項に係るものに限る。) は、次条から第12条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

(人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修の実施)

第10条 指定障害児通所支援事業者

は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、少

なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(基準該当通所支援に関する基準)

第13条 [略]

2 第2条、第4条、第7条及び第10条から第12条までの規定は、基準該当通所支援について準用する。

(指定障害児入所施設等の指定の基準等並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第17条 神戸市指定障害児入所施設等の指定の基準等並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第24条の9第3項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。） において準用する法<u>第21条の5の15第3項第1号</u>の規定に基づき指定障害児入所施設等の指定の基準等を定め、及び法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（指定障害児入所施設等の指定の基準等に係る条例で定める者）</p> <p>第2条 法<u>第24条の9第3項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法<u>第21条の5の15第3項第1号</u>に規定する条例で定める者は、法人とする。</p> <p>（法第24条の12第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第24条の9第2項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。） において準用する法<u>第21条の5の15第2項第1号</u>の規定に基づき指定障害児入所施設等の指定の基準等を定め、及び法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（指定障害児入所施設等の指定の基準等に係る条例で定める者）</p> <p>第2条 法<u>第24条の9第2項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法<u>第21条の5の15第2項第1号</u>に規定する条例で定める者は、法人とする。</p> <p>（法第24条の12第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p>

<p>第8条 法第24条の12第2項に規定する条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>第10条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p>第8条 法第24条の12第2項に規定する条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>次条及び第10条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>（人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修の実施）</u></p> <p><u>第9条 指定障害児入所施設等の設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定障害児入所施設等の設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p>
--	--

（福祉型障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第18条 神戸市福祉型障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)</p> <p>第45条第1項の規定等に基づき、児童福祉施設(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 <u>及び児童発達支援センター</u>(以下「福祉型障害児入所施設等」という。))に限る。)の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(福祉型障害児入所施設の長等に関する基準)</p> <p>第3条 福祉型障害児入所施設の長、医療型障害児入所施設の長 <u>及び児童発達支援センターの長</u>は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第9条において同じ。)であってはならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)</p> <p>第45条第1項の規定等に基づき、児童福祉施設(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、<u>福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター</u>(以下「福祉型障害児入所施設等」という。))に限る。)の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(福祉型障害児入所施設の長等に関する基準)</p> <p>第3条 福祉型障害児入所施設の長、医療型障害児入所施設の長、<u>福祉型児童発達支援センターの長</u>及び医療型児童発達支援センターの長は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第9条において同じ。)であってはならな</p>

(福祉型障害児入所施設等に係る法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第6条 福祉型障害児入所施設等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、第8条に規定するもののほか、基準省令第1条第1項第4号に定める基準(福祉型障害児入所施設等に係るものに限る。)に定めるところによる。

第7条 削除

い。

(福祉型障害児入所施設等に係る法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第6条 福祉型障害児入所施設等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、次条及び第8条に規定するもののほか、基準省令第1条第1項第4号に定める基準(福祉型障害児入所施設等に係るものに限る。)に定めるところによる。

(人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修の実施)

第7条 福祉型障害児入所施設等の設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 福祉型障害児入所施設等の設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第19条 神戸市指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援の

事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年3月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（第81条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p> <p>第7条 法第81条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>次条、第10条及び第11条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p>（第81条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p> <p>第7条 法第81条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>次条から第11条までに定めるもののほか</u>、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）</u></p> <p><u>第9条 指定居宅介護支援事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、少な</u></p>

くとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第20条 神戸市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年3月条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第115条の24第3項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第115条の24第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準(同条第3項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条、第10条及び第11条</u></p>	<p>(法第115条の24第3項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第115条の24第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準(同条第3項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第11条までに定</u></p>

に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。

第9条 削除

めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)

第9条 指定介護予防支援事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第21条 神戸市介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年3月条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法第111条第4項各号に掲げる事	(法第111条第4項各号に掲げる事

項以外の事項に関する基準)

第8条 法第111条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める介護医療院の設備及び運営に関する基準（同条第4項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条及び第11条に定めるもののほか、基準省令第1条第2項第3号に定める基準に定めるところによる。

第10条 削除

項以外の事項に関する基準)

第8条 法第111条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める介護医療院の設備及び運営に関する基準（同条第4項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第11条までに定めるもののほか、基準省令第1条第2項第3号に定める基準に定めるところによる。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）

第10条 介護医療院の開設者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 介護医療院の開設者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の廃止）

第22条 神戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第56号

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">（出産被保険者の保険料の減額）</p>	<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">（出産被保険者の保険料の減額）</p>

第18条の4 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4～6 [略]

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

8 [略]

第18条の4 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4～6 [略]

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

8 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

神戸市立青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第57号

神戸市立青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例

神戸市立青少年育成センター設置条例（昭和35年12月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(位置)		(位置)	
第2条 [略]		第2条 [略]	
2 センターに、次条第1号から第4号まで及び第8号に規定する事業を実施するために教育相談所を、次条第5号から第8号までに規定する事業を実施するために分室を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。		2 センターに、次条第1号から第4号まで及び第8号に規定する事業を実施するために教育相談所を、次条第5号から第8号までに規定する事業を実施するために分室を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置

[略]	[略]	[略]	[略]
ひがし分室		ひがし分室	
灘教育相談所	神戸市中央区脇		
なだ分室	浜海岸通2丁目 4番1号		
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第56号

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年8月規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	学校給食費の額 (1日あたり)	区分	学校給食費の額 (1日あたり)
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童	<u>310円</u>	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童	<u>260円</u>
特別支援学校の幼稚部、小学部、中学	<u>310円</u>	特別支援学校の幼稚部、小学部、中学	<u>260円</u>

部及び高等部の幼児、児童及び生徒		部及び高等部の幼児、児童及び生徒	
中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒(主食・副食分)	300 円	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒(主食・副食分)	280 円
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則の規定は、令和6年度分の学校給食費(学校給食を受ける幼児、児童及び生徒の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている期間若しくは学校給食を受ける幼児、児童及び生徒の保護者等が学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受けている期間におけるもの又は幼児、児童及び生徒以外の者であって学校給食の提供を受けるものに係るものを除く。)については、なお効力を有する。

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第57号

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（減免の申請）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 個人の市民税の減免申請書には<u>市民税及び森林環境税</u>に係る事項をあわせて記載しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（市税の減免額の算定）</p> <p>第4条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定によつて得た額に100円未満の端数があるときは、次に掲げる税額ごとにその端数金額を切り上げるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（減免の申請）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 個人の市民税の減免申請書には<u>市民税</u>に係る事項をあわせて記載しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（市税の減免額の算定）</p> <p>第4条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定によつて得た額に100円未満の端数があるときは、次に掲げる税額ごとにその端数金額を切り上げるものとする。</p>

(1) 個人の市民税額

(2)～(13) [略]

(1) 個人の市民税の均等割額

(2) 個人の市民税の所得割額

(3)～(14) [略]

3 法第41条第1項の規定により個人の市民税の賦課徴収の例による個人の県民税は、一の市税とみなして前項の規定を準用する。この場合において、同項第1号中「個人の市民税の均等割額」とあるのは「個人の県民税の均等割額」と、同項第2号中「個人の市民税の所得割額」とあるのは「個人の県民税の所得割額」と読み替えるものとする。

(収納事務の委託)

第8条の2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 公金又はこれに類するものの収納の事務に関し十分な実績を有していること。

(2) 委託する事務を遂行するために十分な事業規模を有し、かつ、安定的な経営基盤を有していること。

(3) 収納に係る情報を電子計算機により適正に管理し、かつ、当該情報に係る電磁的記録を速やかに本

	<p><u>市に提供することができること。</u></p> <p>(4) <u>収納金を安全かつ速やかに本市に払い込むことができる能力を有していること。</u></p> <p>(5) <u>個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の保護及び適正な管理のために必要な措置を講じていること。</u></p>
--	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>(徴税吏員証等の様式)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる徴税吏員証その他の書類等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">(種 別)</td> <td style="text-align: center;">(根 拠 法 規)</td> <td style="text-align: center;">(様 式)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(14) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15) 過誤納金還付兼 充当通知書</td> <td>法第17条の2第5項及び <u>法第17条の2の2第7項</u></td> <td>第15号様式</td> </tr> <tr> <td>(16)～(21) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(種 別)	(根 拠 法 規)	(様 式)	(1)～(14) [略]			(15) 過誤納金還付兼 充当通知書	法第17条の2第5項及び <u>法第17条の2の2第7項</u>	第15号様式	(16)～(21) [略]			<p>(徴税吏員証等の様式)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる徴税吏員証その他の書類等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">(種 別)</td> <td style="text-align: center;">(根 拠 法 規)</td> <td style="text-align: center;">(様 式)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(14) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15) 過誤納金還付兼 充当通知書</td> <td>法第17条の2第5項 <u>条例第11条第5項</u></td> <td>第15号様式</td> </tr> <tr> <td>(16)～(21) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(種 別)	(根 拠 法 規)	(様 式)	(1)～(14) [略]			(15) 過誤納金還付兼 充当通知書	法第17条の2第5項 <u>条例第11条第5項</u>	第15号様式	(16)～(21) [略]		
(種 別)	(根 拠 法 規)	(様 式)																							
(1)～(14) [略]																									
(15) 過誤納金還付兼 充当通知書	法第17条の2第5項及び <u>法第17条の2の2第7項</u>	第15号様式																							
(16)～(21) [略]																									
(種 別)	(根 拠 法 規)	(様 式)																							
(1)～(14) [略]																									
(15) 過誤納金還付兼 充当通知書	法第17条の2第5項 <u>条例第11条第5項</u>	第15号様式																							
(16)～(21) [略]																									

第4号様式（その1）中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、「に充当する額」を「への充当・委託納付額」に、「充当額」を「充当・委託納付の額」に改める。

第9号様式中

「
 年度 市民税・県民税
 税額通知書 を
 （配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額分）」

「
 年度 市民税・県民税・森林環境税
 税額通知書 に、
 （配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額分）」

「

年度該当

 を 「

該当年度

 に、」

「
 あなたの市民税・県民税の配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額又は還付税額等を地方税法及び神戸市市税条例の規定によつて、次のとおり決定しました。市民税・県民税が納めすぎとなつた場合は、その額が還付または他の未納の市税に充当されます。その際は、後日、過誤納金還付兼充当通知書をお送りします。 を」

「
 あなたの市民税・県民税の配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額又は還付税額等を地方税法及び神戸市市税条例の規定によつて、次のとおり決定しました。市民税・県民税が納めすぎとなつた場合は、その額を還付し、他の未納の市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税等）に充当し、又は未納の森林環境税の委託納付に充てます。その際は、後日、過誤納金還付兼充当通知書をお送りします。 に、」

⑯	年 税 額	（⑫ + ⑭ - ⑮、マイナスの場合は0）							
⑰	年 税 額 (円)		⑱	既年税額 (円)		⑲	年税額差額 (円)		
	控除不足額 (円)			既控除不足額 (円)			控除不足額差額 (円)		
	充 当 額 (円)			既充当額 (円)			充当額差額 (円)		
	差引納付額 (円)			既差引納付額 (円)			差引納付額差額 (円)		
	還付相当額 (円)			既還付相当額 (円)			(⑰ - ⑱) 還付相当額差額 (円)		

を」

⑯	差引税額	(⑫ + ⑭ - ⑮、マイナスの場合は0)						
⑰	森林環境税額							
⑱	年 税 額 (円)		⑲	既年税額 (円)		⑳	年税額差額 (円)	
	控除不足額 (円)			既控除不足額 (円)			控除不足額差額 (円)	
	充当・委託納付の額 (円)			既充当・委託納付の額 (円)			充当・委託納付の額差額 (円)	
	差引納付額 (円)			既差引納付額 (円)			差引納付額差額 (円)	
	還付相当額 (円)			既還付相当額 (円)			(⑱ - ⑲) 還付相当額差額 (円)	

に、

普通徴収
各期の税額 (円)
充当額 (円)
差引納付額 (円)
期割還付額 (円)

を

普通徴収
各期の税額 (円)
充当・委託納付の額 (円)
差引納付額 (円)
期割還付額 (円)

に、

特別徴収
各月の税額 (円)
充当額 (円)
差引納付額 (円)
月割還付額 (円)
各月の税額 (円)
充当額 (円)
差引納付額 (円)
月割還付額 (円)

を

特別徴収
各月の税額 (円)
充当・委託納付の額 (円)
差引納付額 (円)
月割還付額 (円)
各月の税額 (円)
充当・委託納付の額 (円)
差引納付額 (円)
月割還付額 (円)

に改める。

第9号の2様式中

「 市民税
 県民税 」 を 「 市民税
 県民税
 森林環境税 」 に、

「 あなたの市民税・県民税を地方税法及び神戸市市税条例の規定によつて次のとおり税額を変更する賦課決定を しました。 を 」

「 あなたの市民税・県民税・森林環境税を地方税法及び神戸市市税条例の規定によつて次のとおり税額を変更する賦課決定を しました。 に、 」

「 年度該当 」 を 「 該当年度 」 に、

「

市 民 税	税額(定率)控除前所得割額			
	税額(定率)控除額			
	税額(定率)控除後所得割額			
	均等割額			
	減免額			
	差引合計			
県 民 税	税額(定率)控除前所得割額			
	税額(定率)控除額			
	税額(定率)控除後所得割額			
	均等割額			
	減免額			
	差引合計			
年 税 額				

を

」

市 民 税	税額(定率)控除前所得割額			
	税額(定率)控除額			
	税額(定率)控除後所得割額			
	均等割額			
	減免額			
	差引合計			
県 民 税	税額(定率)控除前所得割額			
	税額(定率)控除額			
	税額(定率)控除後所得割額			
	均等割額			
	減免額			
	差引合計			
環 森 境 林 税	減免額			
	減免後額			
年 税 額				

に、

「配当割等の充当額」を「配当割額の充当・委託納付の額」に、

(備考)	
------	--

を

備考	
----	--

に改め、

年金保険者との事務手続上、年金からの特別徴収(引落とし)の中止が間に合わない場合があります。その納め過ぎとなった額については、還付または他の未納の市税に充当されます。及び

減額になる場合で、既に年税額をお納めになっているときは、その納め過ぎとなった額が還付又は他の未納の市税に充当されます。その際は、後日、過誤納金還付兼充当通知書をお送りします。

を削る。

第9号の3様式(その1)中「市民税県民税特別徴収税額決定・変更通知書」を「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定・変更通知書」に、「第41条」を「第41条、第319条」に、「第28条の2」を「第27条及び第28条の2」に、「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改める。

第9号の3様式(その2)を次のように改める。

(その2)

(表)

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定・変更通知書																																																																																																																																																								
所得	給与収入		主たる給与以外の 合算所得区分	営業等	農業	不動産	配当	雑	課税標準	総所得③		分離短期譲渡		分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡		先物取引		市民税	税額控除前所得割額④		納付額	6月分		受給者番号	指定番号																																																																																																																											
	給与所得			総所得金額①																税額控除額⑤			6月分			宛名	宛名番号																																																																																																																													
	その他の所得計																				均等割額⑦		7月分		住所																																																																																																																															
所得控除	雑損		所得控除合計②	障・寡・勤		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失	控配	老配	特配	同老	老人	18歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生		8月分																																																																																																																														
	医療費				配偶者																							9月分																																																																																																																												
	社会保険料				配偶者特別																								10月分																																																																																																																											
	小規模企業共済				扶養																								11月分																																																																																																																											
	生命保険料				基礎																							12月分																																																																																																																												
地震保険料																								1月分																																																																																																																																
(摘要)																																																																																																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市民税</td> <td>税額控除前所得割額④</td> <td></td> <td colspan="2">納付額</td> <td>6月分</td> <td></td> <td>受給者番号</td> <td>指定番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額控除額⑤</td> <td></td> <td>6月分</td> <td></td> <td>7月分</td> <td></td> <td>宛名</td> <td>宛名番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割額⑥</td> <td></td> <td>7月分</td> <td></td> <td>8月分</td> <td></td> <td colspan="2" rowspan="5">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額⑦</td> <td></td> <td>8月分</td> <td></td> <td>9月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td>税額控除前所得割額④</td> <td></td> <td>9月分</td> <td></td> <td>10月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額控除額⑤</td> <td></td> <td>10月分</td> <td></td> <td>11月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割額⑥</td> <td></td> <td>11月分</td> <td></td> <td>12月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額⑦</td> <td></td> <td>12月分</td> <td></td> <td>1月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林環境税</td> <td>税額⑧</td> <td></td> <td>1月分</td> <td></td> <td>2月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年税額(特別徴収税額)⑨</td> <td></td> <td>2月分</td> <td></td> <td>3月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除不足額⑩</td> <td></td> <td>3月分</td> <td></td> <td>4月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>充当・委託納付した額⑪</td> <td></td> <td>4月分</td> <td></td> <td>5月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既納付額等⑫</td> <td></td> <td>5月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引納付額(⑩-⑫-⑪)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更前税額⑬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>増減額(⑨-⑬)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更月</td> <td></td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																												市民税	税額控除前所得割額④		納付額		6月分		受給者番号	指定番号		税額控除額⑤		6月分		7月分		宛名	宛名番号		所得割額⑥		7月分		8月分		住所			均等割額⑦		8月分		9月分		県民税	税額控除前所得割額④		9月分		10月分			税額控除額⑤		10月分		11月分			所得割額⑥		11月分		12月分			均等割額⑦		12月分		1月分		森林環境税	税額⑧		1月分		2月分			年税額(特別徴収税額)⑨		2月分		3月分			控除不足額⑩		3月分		4月分			充当・委託納付した額⑪		4月分		5月分			既納付額等⑫		5月分					差引納付額(⑩-⑫-⑪)							変更前税額⑬							増減額(⑨-⑬)							変更月		月			
市民税	税額控除前所得割額④		納付額		6月分		受給者番号	指定番号																																																																																																																																																
	税額控除額⑤		6月分		7月分		宛名	宛名番号																																																																																																																																																
	所得割額⑥		7月分		8月分		住所																																																																																																																																																	
	均等割額⑦		8月分		9月分																																																																																																																																																			
県民税	税額控除前所得割額④		9月分		10月分																																																																																																																																																			
	税額控除額⑤		10月分		11月分																																																																																																																																																			
	所得割額⑥		11月分		12月分																																																																																																																																																			
	均等割額⑦		12月分		1月分																																																																																																																																																			
森林環境税	税額⑧		1月分		2月分																																																																																																																																																			
	年税額(特別徴収税額)⑨		2月分		3月分																																																																																																																																																			
	控除不足額⑩		3月分		4月分																																																																																																																																																			
	充当・委託納付した額⑪		4月分		5月分																																																																																																																																																			
	既納付額等⑫		5月分																																																																																																																																																					
	差引納付額(⑩-⑫-⑪)																																																																																																																																																							
	変更前税額⑬																																																																																																																																																							
	増減額(⑨-⑬)																																																																																																																																																							
	変更月		月																																																																																																																																																					
<p>お問い合わせ先： 年 月 日 神戸市長 印</p> <p>あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)並びに神戸市市税条例第27条及び第28条の2(第28条の4)の規定によって通知します。</p>																																																																																																																																																								
年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定・変更通知書																																																																																																																																																								
所得	給与収入		主たる給与以外の 合算所得区分	営業等	農業	不動産	配当	雑	課税標準	総所得③		分離短期譲渡		分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡		先物取引		市民税	税額控除前所得割額④		納付額	6月分		受給者番号	指定番号																																																																																																																											
	給与所得			総所得金額①																				税額控除額⑤			6月分			宛名	宛名番号																																																																																																																									
	その他の所得計																					均等割額⑦		7月分		住所																																																																																																																														
所得控除	雑損		所得控除合計②	障・寡・勤		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失	控配	老配	特配	同老	老人	18歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	8月分																																																																																																																															
	医療費				配偶者																							9月分																																																																																																																												
	社会保険料				配偶者特別																								10月分																																																																																																																											
	小規模企業共済				扶養																								11月分																																																																																																																											
	生命保険料				基礎																							12月分																																																																																																																												
地震保険料																								1月分																																																																																																																																
(摘要)																																																																																																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市民税</td> <td>税額控除前所得割額④</td> <td></td> <td colspan="2">納付額</td> <td>6月分</td> <td></td> <td>受給者番号</td> <td>指定番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額控除額⑤</td> <td></td> <td>6月分</td> <td></td> <td>7月分</td> <td></td> <td>宛名</td> <td>宛名番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割額⑥</td> <td></td> <td>7月分</td> <td></td> <td>8月分</td> <td></td> <td colspan="2" rowspan="5">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額⑦</td> <td></td> <td>8月分</td> <td></td> <td>9月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td>税額控除前所得割額④</td> <td></td> <td>9月分</td> <td></td> <td>10月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額控除額⑤</td> <td></td> <td>10月分</td> <td></td> <td>11月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割額⑥</td> <td></td> <td>11月分</td> <td></td> <td>12月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額⑦</td> <td></td> <td>12月分</td> <td></td> <td>1月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林環境税</td> <td>税額⑧</td> <td></td> <td>1月分</td> <td></td> <td>2月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年税額(特別徴収税額)⑨</td> <td></td> <td>2月分</td> <td></td> <td>3月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除不足額⑩</td> <td></td> <td>3月分</td> <td></td> <td>4月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>充当・委託納付した額⑪</td> <td></td> <td>4月分</td> <td></td> <td>5月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既納付額等⑫</td> <td></td> <td>5月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引納付額(⑩-⑫-⑪)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更前税額⑬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>増減額(⑨-⑬)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更月</td> <td></td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																												市民税	税額控除前所得割額④		納付額		6月分		受給者番号	指定番号		税額控除額⑤		6月分		7月分		宛名	宛名番号		所得割額⑥		7月分		8月分		住所			均等割額⑦		8月分		9月分		県民税	税額控除前所得割額④		9月分		10月分			税額控除額⑤		10月分		11月分			所得割額⑥		11月分		12月分			均等割額⑦		12月分		1月分		森林環境税	税額⑧		1月分		2月分			年税額(特別徴収税額)⑨		2月分		3月分			控除不足額⑩		3月分		4月分			充当・委託納付した額⑪		4月分		5月分			既納付額等⑫		5月分					差引納付額(⑩-⑫-⑪)							変更前税額⑬							増減額(⑨-⑬)							変更月		月			
市民税	税額控除前所得割額④		納付額		6月分		受給者番号	指定番号																																																																																																																																																
	税額控除額⑤		6月分		7月分		宛名	宛名番号																																																																																																																																																
	所得割額⑥		7月分		8月分		住所																																																																																																																																																	
	均等割額⑦		8月分		9月分																																																																																																																																																			
県民税	税額控除前所得割額④		9月分		10月分																																																																																																																																																			
	税額控除額⑤		10月分		11月分																																																																																																																																																			
	所得割額⑥		11月分		12月分																																																																																																																																																			
	均等割額⑦		12月分		1月分																																																																																																																																																			
森林環境税	税額⑧		1月分		2月分																																																																																																																																																			
	年税額(特別徴収税額)⑨		2月分		3月分																																																																																																																																																			
	控除不足額⑩		3月分		4月分																																																																																																																																																			
	充当・委託納付した額⑪		4月分		5月分																																																																																																																																																			
	既納付額等⑫		5月分																																																																																																																																																					
	差引納付額(⑩-⑫-⑪)																																																																																																																																																							
	変更前税額⑬																																																																																																																																																							
	増減額(⑨-⑬)																																																																																																																																																							
	変更月		月																																																																																																																																																					
<p>お問い合わせ先： 年 月 日 神戸市長 印</p> <p>あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)並びに神戸市市税条例第27条及び第28条の2(第28条の4)の規定によって通知します。</p>																																																																																																																																																								
年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定・変更通知書																																																																																																																																																								
所得	給与収入		主たる給与以外の 合算所得区分	営業等	農業	不動産	配当	雑	課税標準	総所得③		分離短期譲渡		分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡		先物取引		市民税	税額控除前所得割額④		納付額	6月分		受給者番号	指定番号																																																																																																																											
	給与所得			総所得金額①																				税額控除額⑤			6月分			宛名	宛名番号																																																																																																																									
	その他の所得計																					均等割額⑦		7月分		住所																																																																																																																														
所得控除	雑損		所得控除合計②	障・寡・勤		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失	控配	老配	特配	同老	老人	18歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	8月分																																																																																																																															
	医療費				配偶者																							9月分																																																																																																																												
	社会保険料				配偶者特別																								10月分																																																																																																																											
	小規模企業共済				扶養																								11月分																																																																																																																											
	生命保険料				基礎																							12月分																																																																																																																												
地震保険料																								1月分																																																																																																																																
(摘要)																																																																																																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市民税</td> <td>税額控除前所得割額④</td> <td></td> <td colspan="2">納付額</td> <td>6月分</td> <td></td> <td>受給者番号</td> <td>指定番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額控除額⑤</td> <td></td> <td>6月分</td> <td></td> <td>7月分</td> <td></td> <td>宛名</td> <td>宛名番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割額⑥</td> <td></td> <td>7月分</td> <td></td> <td>8月分</td> <td></td> <td colspan="2" rowspan="5">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額⑦</td> <td></td> <td>8月分</td> <td></td> <td>9月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td>税額控除前所得割額④</td> <td></td> <td>9月分</td> <td></td> <td>10月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額控除額⑤</td> <td></td> <td>10月分</td> <td></td> <td>11月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割額⑥</td> <td></td> <td>11月分</td> <td></td> <td>12月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額⑦</td> <td></td> <td>12月分</td> <td></td> <td>1月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林環境税</td> <td>税額⑧</td> <td></td> <td>1月分</td> <td></td> <td>2月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年税額(特別徴収税額)⑨</td> <td></td> <td>2月分</td> <td></td> <td>3月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除不足額⑩</td> <td></td> <td>3月分</td> <td></td> <td>4月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>充当・委託納付した額⑪</td> <td></td> <td>4月分</td> <td></td> <td>5月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既納付額等⑫</td> <td></td> <td>5月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引納付額(⑩-⑫-⑪)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更前税額⑬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>増減額(⑨-⑬)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更月</td> <td></td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																												市民税	税額控除前所得割額④		納付額		6月分		受給者番号	指定番号		税額控除額⑤		6月分		7月分		宛名	宛名番号		所得割額⑥		7月分		8月分		住所			均等割額⑦		8月分		9月分		県民税	税額控除前所得割額④		9月分		10月分			税額控除額⑤		10月分		11月分			所得割額⑥		11月分		12月分			均等割額⑦		12月分		1月分		森林環境税	税額⑧		1月分		2月分			年税額(特別徴収税額)⑨		2月分		3月分			控除不足額⑩		3月分		4月分			充当・委託納付した額⑪		4月分		5月分			既納付額等⑫		5月分					差引納付額(⑩-⑫-⑪)							変更前税額⑬							増減額(⑨-⑬)							変更月		月			
市民税	税額控除前所得割額④		納付額		6月分		受給者番号	指定番号																																																																																																																																																
	税額控除額⑤		6月分		7月分		宛名	宛名番号																																																																																																																																																
	所得割額⑥		7月分		8月分		住所																																																																																																																																																	
	均等割額⑦		8月分		9月分																																																																																																																																																			
県民税	税額控除前所得割額④		9月分		10月分																																																																																																																																																			
	税額控除額⑤		10月分		11月分																																																																																																																																																			
	所得割額⑥		11月分		12月分																																																																																																																																																			
	均等割額⑦		12月分		1月分																																																																																																																																																			
森林環境税	税額⑧		1月分		2月分																																																																																																																																																			
	年税額(特別徴収税額)⑨		2月分		3月分																																																																																																																																																			
	控除不足額⑩		3月分		4月分																																																																																																																																																			
	充当・委託納付した額⑪		4月分		5月分																																																																																																																																																			
	既納付額等⑫		5月分																																																																																																																																																					
	差引納付額(⑩-⑫-⑪)																																																																																																																																																							
	変更前税額⑬																																																																																																																																																							
	増減額(⑨-⑬)																																																																																																																																																							
	変更月		月																																																																																																																																																					
<p>お問い合わせ先： 年 月 日 神戸市長 印</p> <p>あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)並びに神戸市市税条例第27条及び第28条の2(第28条の4)の規定によって通知します。</p>																																																																																																																																																								

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

(裏)

税額の計算方法	所得控除	税額控除
税率		
税額の計算方法	所得控除	税額控除
税率		
税額の計算方法	所得控除	税額控除
税率		

第10号の2様式中「市民税県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、
「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、

「

年 税 額			
-------	--	--	--

 を
 」

「

森林環境税額			
年 税 額			

 に改め、
 」

「税額控除前所得割額④は課税標準額（①－②）のそれぞれの区分ごとに税率をかけたものの合計です。」及び「（注）市民税・県民税が納めすぎとなった場合は、その額が還付又は他の未納の市税に充当されます。その際は、後日、過誤納金還付兼充当通知書をお送りします。」を削る。

第10号の5様式中「市民税及び県民税」を「市民税、県民税及び森林環境税」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項に規定する従前の公金事務に対するこの規則による改正前の神戸市市税条例施行規則第8条の2の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

保健所及び神戸市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第58号

保健所及び神戸市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

保健所及び神戸市保健センター条例施行規則（平成10年3月規則第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用料等の額）	（使用料等の額）
<p>第2条 条例第4条第1項に規定する規則で定める実費に相当する額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表に基づき算定した額の8割相当額とする。ただし、<u>別表</u>に定める使用料及び手数料については、同表に定めるところによる。</p>	<p>第2条 条例第4条第1項に規定する規則で定める実費に相当する額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表に基づき算定した額の8割相当額とする。ただし、<u>別表第1</u>に定める使用料及び手数料については、同表に定めるところによる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の</u></p>

(使用料等の減免)

第4条 [略]

2 条例第6条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、市長が定めるところによりその旨を申請しなければならない。ただし、市長が申請の必要がないと認めるときは、この限りでない。

別表 (第2条関係)

種類	使用料等の額	備考
健康診査料	1,000 円	
[略]	[略]	[略]

規定により難い手数料については、別表第2に定めるところによる。

(使用料等の減免)

第4条 [略]

2 条例第6条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、様式による使用料等減免申請書を市長に提出しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

種類	使用料等の額	備考
接種 急性灰 白髄炎	4,000 円	保健所が海外に渡航する者に対して実施する予防接種及び市長が特に必要があると認めて行う予防接種に限る。
破傷風	500円	
BCG	380円	
健康診査料	1,000 円	
[略]	[略]	[略]

口腔がん検診料	500円	文書料（診断書に限る。）	1,000円	一の文書に2人以上の者を列記したものについては、1人ごとに1,000円を徴収する。
---------	------	--------------	--------	---

別表第2（第2条関係）

種類		手 数 料 の 額	備考
水質 検査	飲料適否 理化学検 査	4,000 円	北区及び西 区内におけ る未給水地 区の井水検 査について は、当該額の 2分の1相 当額とする。
	飲料適否 細菌検査	2,000 円	

様式を削除する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第59号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第5条第1項に規定する規則で定める者）</p> <p>第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でアからウまでのいずれかに</p>	<p>（条例第5条第1項に規定する規則で定める者）</p> <p>第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でアからウまでのいずれかに</p>

該当するもの（同法第28条の2において準用する場合を含む。）

ア 次に掲げる一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(ア)、(イ) [略]

(ウ) 配偶者暴力防止等法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による女性自立支援施設における保護

(エ) 女性自立支援施設以外の施設における被害者の保護であつて、(ウ)に掲げる保護に類するものとして市長が定めるもの

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ウ 女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者からの暴力を受けている旨の証明を受けている者。女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援

該当するもの（同法第28条の2において準用する場合を含む。）

ア 次に掲げる一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(ア)、(イ) [略]

(ウ) 配偶者暴力防止等法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による婦人保護施設における保護

(エ) 婦人保護施設以外の施設における被害者の保護であつて、(ウ)に掲げる保護に類するものとして市長が定めるもの

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ウ 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者からの暴力を受けている旨の証明を受けている者。婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援

を行っている民間支援団体において、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者も、同様とする。

別表第1（第2条関係）

(1) 公営住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営グラ ンドハイツ岸 本住宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営ハー バー壱番館住 宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営西鈴 蘭台南住宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営ワコ	[略]

団体において、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者も、同様とする。

別表第1（第2条関係）

(1) 公営住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営グラ ンドハイツ岸 本住宅	[略]
神戸市営ルミ エールガイド 一住宅	中央区北長狭通 7丁目
[略]	[略]
神戸市営ハー バー壱番館住 宅	[略]
神戸市営サン トル上沢住宅	兵庫区上沢通4 丁目
[略]	[略]
神戸市営西鈴 蘭台南住宅	[略]
神戸市営メゾ ンまほら住宅	長田区久保町9 丁目
[略]	[略]
神戸市営ワコ	[略]

一レ長田綜合ビル住宅	
[略]	[略]
神戸市営マックコート住宅	[略]
神戸市営エヴァタウン海運住宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営ルゼフィール名谷東住宅	[略]
[略]	[略]

一レ長田綜合ビル住宅	
神戸市営エトワール長尾住宅	長田区長尾町2丁目
神戸市営ラール山下住宅	長田区山下町1丁目
[略]	[略]
神戸市営マックコート住宅	[略]
神戸市営ラポール大谷住宅	長田区大谷町2丁目
神戸市営エヴァタウン海運住宅	[略]
神戸市営カサベラセントラルプラザ長田住宅	長田区六番町8丁目
[略]	[略]
神戸市営ルゼフィール名谷東住宅	[略]
神戸市営コーレジアス須磨住宅	須磨区千歳町4丁目
[略]	[略]

(2) [略]

別表第2 (第25条関係)

公営住宅	数値
[略]	[略]
神戸市営弓の木住宅及び神戸市営八幡住宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営下沢住宅、神戸市営水木住宅、神戸市営ルゼフィールド中道住宅及び神戸市営フレール離宮西町住宅並びに神戸市営スミティコート中道住宅、神戸市営オーク松本通住宅及び神戸市営フレール新開地3丁目住宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営松原住宅、神戸市営小河住宅、神戸市営東柳原住宅、神戸市営切戸住宅、神戸市営小河第二住宅、神戸市営松原第二住宅、神戸市営南逆瀬川住宅、神戸市営切戸南住宅、神戸市営松野住宅、神戸市	[略]

(2) [略]

別表第2 (第25条関係)

公営住宅	数値
[略]	[略]
神戸市営弓の木住宅及び神戸市営八幡住宅並びに神戸市営ルミエールダイドー住宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営下沢住宅、神戸市営水木住宅、神戸市営ルゼフィールド中道住宅及び神戸市営フレール離宮西町住宅並びに神戸市営サントル上沢住宅、神戸市営スミティコート中道住宅、神戸市営オーク松本通住宅及び神戸市営フレール新開地3丁目住宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営松原住宅、神戸市営小河住宅、神戸市営東柳原住宅、神戸市営切戸住宅、神戸市営小河第二住宅、神戸市営松原第二住宅、神戸市営南逆瀬川住宅、神戸市営切戸南住宅、神戸市営松野住宅、神戸市	[略]

営細田住宅、神戸市営新若松住宅、神戸市営フレール・アスタ若松住宅、神戸市営新日吉住宅、神戸市営白川住宅、神戸市営東落合住宅、神戸市営大池西住宅、神戸市営神の谷住宅、神戸市営横尾住宅、神戸市営中落合住宅、神戸市営北落合住宅、神戸市営北落合西住宅、神戸市営西落合住宅、神戸市営板宿住宅、神戸市営須磨大池住宅、神戸市営中島住宅、神戸市営太田第二住宅、神戸市営新大池東住宅、神戸市営フレール須磨千歳住宅、神戸市営歌敷山住宅、神戸市営五色山住宅及び神戸市営五色山南住宅並びに神戸市営ファルコン日吉住宅、神戸市営K O B E 兵庫壺番館住宅、神戸市営コウベアーバンⅡ住宅、神戸市営エヴァタウン海運住宅、神戸市営ルゼフィール名谷東住宅、神戸市営フレール須磨たかとり住宅及び神戸市営まあぶ

営細田住宅、神戸市営新若松住宅、神戸市営フレール・アスタ若松住宅、神戸市営新日吉住宅、神戸市営白川住宅、神戸市営東落合住宅、神戸市営大池西住宅、神戸市営神の谷住宅、神戸市営横尾住宅、神戸市営中落合住宅、神戸市営北落合住宅、神戸市営北落合西住宅、神戸市営西落合住宅、神戸市営板宿住宅、神戸市営須磨大池住宅、神戸市営中島住宅、神戸市営太田第二住宅、神戸市営新大池東住宅、神戸市営フレール須磨千歳住宅、神戸市営歌敷山住宅、神戸市営五色山住宅及び神戸市営五色山南住宅並びに神戸市営ファルコン日吉住宅、神戸市営K O B E 兵庫壺番館住宅、神戸市営コウベアーバンⅡ住宅、神戸市営エヴァタウン海運住宅、神戸市営ルゼフィール名谷東住宅、神戸市営コーレジアス須磨住宅、神戸市営フレール須磨

<p>る・おおみち住宅</p>		<p>たかとり住宅及び神戸市営 まあぶる・おおみち住宅</p>	
<p>神戸市営菊水住宅、神戸市 営大同住宅、神戸市営庄山 住宅、神戸市営長尾住宅、 神戸市営上池田住宅、神戸 市営新五位ノ池住宅、神戸 市営菅の台住宅、神戸市営 竜が台住宅及び神戸市営南 落合住宅</p>	<p>[略]</p>	<p>神戸市営菊水住宅、神戸市 営大同住宅、神戸市営庄山 住宅、神戸市営長尾住宅、 神戸市営上池田住宅、神戸 市営新五位ノ池住宅、神戸 市営菅の台住宅、神戸市営 竜が台住宅及び神戸市営南 落合住宅並びに神戸市営竜 が台住宅並びに神戸市営ラ ール山下住宅及び神戸市営 ラポール大谷住宅</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>神戸市営夢野住宅、神戸市 営シルバーハイツ菊水住 宅、神戸市営菊水西住宅、 神戸市営二葉住宅、神戸市 営二番町住宅、神戸市営海 運住宅、神戸市営長田北住 宅、神戸市営シルバーハイ ツ長田北住宅、神戸市営菅 原住宅、神戸市営狩口住宅 及び神戸市営狩口第二住宅 並びに神戸市営ハーデンハ イツ住宅、神戸市営ハーバ ー壺番館住宅及び神戸市営 グランアルブル住宅</p>	<p>[略]</p>	<p>神戸市営夢野住宅、神戸市 営シルバーハイツ菊水住 宅、神戸市営菊水西住宅、 神戸市営二葉住宅、神戸市 営二番町住宅、神戸市営海 運住宅、神戸市営長田北住 宅、神戸市営シルバーハイ ツ長田北住宅、神戸市営菅 原住宅、神戸市営狩口住宅 及び神戸市営狩口第二住宅 並びに神戸市営ハーデンハ イツ住宅、神戸市営ハーバ ー壺番館住宅、神戸市営メ ゾンまほら住宅及び神戸市</p>	<p>[略]</p>

		営グランアルブル住宅	
神戸市営丸山東住宅、神戸市営北舞子住宅、神戸市営星が丘住宅、神戸市営北舞子第二住宅、神戸市営北舞子第三住宅、神戸市営北舞子第四住宅、神戸市営北舞子第五住宅及び神戸市営東舞子住宅並びに神戸市営明泉寺南住宅	[略]	神戸市営丸山東住宅、神戸市営明泉寺住宅、神戸市営北舞子住宅、神戸市営星が丘住宅、神戸市営北舞子第二住宅、神戸市営北舞子第三住宅、神戸市営北舞子第四住宅、神戸市営北舞子第五住宅及び神戸市営東舞子住宅並びに神戸市営明泉寺南住宅	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市営高取山住宅、神戸市営禅昌寺住宅、神戸市営西舞子住宅、神戸市営西舞子第二住宅、神戸市営新西舞子住宅及び神戸市営竹の台住宅	[略]	神戸市営高取山住宅、神戸市営禅昌寺住宅、神戸市営西舞子住宅、神戸市営西舞子第二住宅、神戸市営新西舞子住宅及び神戸市営竹の台住宅並びに神戸市営エトワール長尾住宅	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市営夢野台住宅、神戸市営大日丘住宅、神戸市営一番町住宅、神戸市営大日丘第二住宅、神戸市営雲雀ヶ丘住宅、神戸市営長田駅南住宅、神戸市営フレール長田室内住宅、神戸市営フレール長田室内東住宅、神	[略]	神戸市営夢野台住宅、神戸市営大日丘住宅、神戸市営一番町住宅、神戸市営大日丘第二住宅、神戸市営雲雀ヶ丘住宅、神戸市営長田駅南住宅、神戸市営フレール長田室内住宅、神戸市営フレール長田室内東住宅、神	[略]

神戸市営フレール長田室内西住宅、神戸市営若草住宅及び神戸市営南多聞住宅並びに神戸市営ワコーレ長田総合ビル住宅及び神戸市営ヴィヴ・ラ・サンク住宅

[略]

[略]

神戸市営フレール長田室内西住宅、神戸市営若草住宅及び神戸市営南多聞住宅並びに神戸市営ワコーレ長田総合ビル住宅、神戸市営カサベラセントラルプラザ長田住宅及び神戸市営ヴィヴ・ラ・サンク住宅

[略]

[略]

別表第3 (第45条関係)

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営HAT神戸・脇の浜・住宅	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

別表第3 (第45条関係)

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営HAT神戸・脇の浜・住宅	[略]	[略]
神戸市営フレール神戸東川崎住宅	神戸市営住宅フレール神戸東川崎駐車場	中央区東川崎町6丁目
[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市下水道事業基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第60号

神戸市下水道事業基金条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市下水道事業基金条例施行規則（昭和55年4月規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<u>（貸付けに充てる基金の額）</u> <u>第3条 基金に属する現金で条例第5条の規定による貸付け（以下「貸付け」という。）に充てる額は、市長が定める。</u> <u>（条例第6条第2号に規定する規則で定める貸付対象行為）</u> <u>第4条 条例第6条第2号に規定する規則で定める貸付対象行為（条例第5条第1項に規定する貸付対象行為をいう。以下同じ。）は、次に掲げる行為とする。</u>

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）

第2条第2号に規定するポンプ施設の設置、改築若しくは修繕又はこれらのために必要となる土地の取得、地上権の設定等を伴う貸付対象行為

(2) 共用の設備の設置を伴う貸付対象行為

（条例第7条第3号に規定する規則で定める水洗化訴訟等費用）

第4条の2 条例第7条第3号に規定する規則で定める水洗化訴訟等費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 訴訟手続その他の裁判手続に要する費用

(2) 着手金、謝金その他の弁護士に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、裁判に要する費用

（連帯保証人）

第5条 条例第8条第5項の規定により選定する連帯保証人は、1名とする。

2 連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、返済能力があると市長が認める者でなければならない。

3 市長は、必要があると認めるとき

は、連帯保証人の変更を命ずることが
できる。

(貸付けの申込み)

第6条 普通貸付又は下水道整備困難
地区貸付（以下「水洗化費用貸付」と
いう。）を受けようとする者は、貸付
対象行為及びこれに伴い必要となる
行為に要する経費の見積書を添付し
て、様式第1号による下水道事業基
金貸付申込書（水洗化費用貸付用）に
より市長に申し込まなければならない
い。

2 水洗化訴訟等費用貸付を受けよう
とする者は、水洗化訴訟等（条例第6
条第3号に規定する水洗化訴訟等を
いう。以下同じ。）の代理人（以下「代
理人」という。）として弁護士を定め、
水洗化訴訟等を委任し、及び貸付金
の受領その他これに類する行為を委
任したことを証する書類を添付し
て、様式第2号による下水道事業基
金貸付申込書（水洗化訴訟等費用貸
付用）により市長に申し込まなけれ
ばならない。

(貸付けの決定等)

第7条 市長は、前条の規定により貸
付けの申込みがあつたときは、速や
かに、貸付けの適否を決定しなけれ

ばならない。

2 市長は、前項の規定により水洗化費用貸付の決定をしたときは様式第3号による下水道事業基金貸付決定通知書（水洗化費用貸付用）により、水洗化費用貸付を決定しなかつたときはその旨を記載した文書により申込者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により水洗化訴訟等費用貸付の決定をしたときは様式第4号による下水道事業基金貸付決定通知書（水洗化訴訟等費用貸付用）により、水洗化訴訟等費用貸付を決定しなかつたときはその旨を記載した文書により申込者及び代理人に通知するものとする。

（貸付金の交付）

第8条 前条第2項の規定により水洗化費用貸付けの決定を受けた者（以下「水洗化費用借受人」という。）は、水洗化費用借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添付して、様式第5号による下水道事業基金貸付金借用証書（水洗化費用貸付用）を市長に提出して貸付金の交付を請求しなければならない。

2 前条第3項の規定により水洗化訴訟等費用貸付けの決定を受けた者

(以下「水洗化訴訟等費用借受人」という。)の代理人は、水洗化訴訟等費用借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添付して、様式第6号による下水道事業基金貸付金借用証書(水洗化訴訟等費用貸付用)を市長に提出して貸付金の交付を請求しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による請求に基づいて貸付金を交付するものとする。

(行為の完了報告)

第9条 水洗化費用借受人は、当該貸付けの決定に係る行為を完了したときは、契約書、領収書その他の当該行為の完了を証する書類を添付した様式第7号による行為完了報告書により当該行為の完了を市長に報告しなければならない。

(貸付金額等の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、速やかに当該行為の成果が貸付けの決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、水洗化費用借受人に貸し付けるべき貸付金の額及びその償還方法を確定し、様式第8号による下水道事業基金貸付

確定通知書により水洗化費用借受人に通知するものとする。

(条例第10条第1項に規定する規則で定める事項)

第11条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 不正の手段により貸付けの決定を受けたとき。

(2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、貸付けの目的を達成することができないと市長が認めるとき。

(貸付金の償還)

第12条 水洗化費用貸付の貸付金の償還は、普通貸付については当該貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月から、下水道整備困難地区貸付については当該貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月から起算して6月以内において市長が定める月から行わなければならない。

2 条例第8条第1項の規定により1回の償還金額に10円未満の端数が生じるときは、当該端数の金額は第1回目の償還金額に合算するものとする。

3 水洗化費用貸付の貸付金の各月の償還期限は、その月の末日とする。

4 水洗化訴訟等費用貸付の貸付金の償還は、償還期限までに一括して行わなければならない。

(貸付金の償還方法の変更)

第13条 条例第8条第4項の規定による償還方法の変更の申請は、当該理由を証する書類を添付して、水洗化費用貸付については様式第9号による下水道事業基金貸付金償還方法変更申請書（水洗化費用貸付用）により、水洗化訴訟等費用貸付については様式第10号による下水道事業基金貸付金償還方法変更申請書（水洗化訴訟等費用貸付用）を市長に提出して行うものとする。

(償還の免除)

第13条の2 条例第10条の2の規定による水洗化訴訟等費用貸付に係る貸付金の償還の免除の申請は、様式第11号による下水道事業基金貸付金償還免除申請書を市長に提出して行うものとする。

(届出の義務)

第14条 水洗化費用借受人又は水洗化訴訟等費用借受人は、次の各号の一に該当するときは、様式第12号によ

<p>(施行細目の委任)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p>	<p><u>る下水道事業基金貸付金に係る届出書により市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 条例又はこの規則の規定に基づき市長に提出した書類に記載した事項に変更があつたとき。</u></p> <p><u>(2) 水洗化費用借受人若しくは水洗化訴訟等費用借受人又は連帯保証人が強制執行を受け、又は破産したとき。</u></p> <p>(施行細目の委任)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p>
--	--

様式第1号から様式第12号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 神戸市下水道条例等の一部を改正する条例（令和6年3月条例第48号）第2条の規定による改正前の神戸市下水道事業基金条例（昭和55年4月条例第5号）第5条の規定による貸付を受けている者については、改正前の神戸市下水道事業基金条例施行規則第5条、第11条から第14条まで及び様式第9号から第12号までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

神戸市職員衛生管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第61号

神戸市職員衛生管理規則等の一部を改正する規則

(職員衛生管理規則の一部改正)

第1条 神戸市職員衛生管理規則(昭和27年3月規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(健康診断結果の判定)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項第2号の診断に係る区分は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)別表<u>第1第1号</u>の表に規定する神戸市職員衛生管理審査会(以下「審査会」という。)の答申に基づき、市長において変更することがある。</p>	<p>(健康診断結果の判定)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項第2号の診断に係る区分は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)別表<u>第1号</u>の表に規定する神戸市職員衛生管理審査会(以下「審査会」という。)の答申に基づき、市長において変更することがある。</p>

(特定調達等調査委員会規則の一部改正)

第2条 神戸市特定調達等調査委員会規則(平成25年3月規則第67号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所掌事務)	(所掌事務)
第3条 委員会は、 <u>条例別表第1第1号</u> の表の規定に基づく担任する事務として、主として、次に掲げる事務をつかさどる。	第3条 委員会は、 <u>条例別表第1号</u> の表の規定に基づく担任する事務として、主として、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)、(2) [略]	(1)、(2) [略]

(指定管理者選定評価委員会規則の一部改正)

第3条 神戸市指定管理者選定評価委員会規則（平成25年3月規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

別表（第1条、第10条関係）

附属機関	庶務
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管 理者選定評価委員会	東灘区役所

別表（第1条、第10条関係）

附属機関	庶務
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管 理者選定評価委員会	東灘区役所
神戸市消防局指定管 理者選定評価委員会	消防局

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第62号

神戸市事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第2の表に規定する神戸市事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を市長が設置した場合に、同条例第2条の規定に基づき委員会の組織及び運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、諮問事項ごとに、それぞれ20人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会の委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が特に必要があると認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問事項に係る事業者が選定される日又は諮問事項に関する調査審議が終了する日までとする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、

会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協議の要請)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請することができる。

(除斥)

第7条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議は、これを非公開とする。ただし、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、当該諮問事項に係る事務を担当する部局において処理する。

(施行細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第63号

神戸市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市漁港管理条例施行規則（昭和45年8月規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（漁港施設の滅失等の届出）</p> <p>第2条 条例<u>第3条第2項</u>の規定により届出をしようとする者は、様式第1号による<u>漁港施設滅失届又は漁港施設損傷届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（危険物等の種類）</p> <p>第3条 条例<u>第5条</u>に規定する規則で定める危険物又は衛生上有害な物件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（漁港施設の滅失等の届出）</p> <p>第2条 条例<u>第4条第2項</u>の規定により届出をしようとする者は、様式第1号による<u>漁港施設／滅失／損傷／届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（危険物等の種類）</p> <p>第3条 条例<u>第6条</u>に規定する規則で定める危険物又は衛生上有害な物件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(陸揚げ等後の停係泊の許可申請)

第4条 条例第8条第3項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、様式第2号による陸揚げ等後の停係泊許可申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の届出)

第5条 条例第9条の規定により漁港施設の利用をしようとする者は、神戸市内の漁業協同組合に所属する船及び舟にあつては様式第3号による利用船舟一覧表を、その他の船及び舟にあつては様式第4号による漁港施設利用届を市長に提出しなければならない。

(占用の許可申請)

第6条 条例第10条第1項の規定により占用の許可を受けようとする者は、様式第5号による輸送施設又は漁港施設用地占用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

3 条例第10条第1項の規定により占用の許可を受けた者が当該占用の期間経過後も引き続き占用の許可を受けようとする場合にあつては、第1項の申請書には、前項(第3号を除く。)の規定にかかわらず、次に掲

(陸揚げ等後の停係泊の許可申請)

第4条 条例第9条第3項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、様式第2号による陸揚げ等後の停係泊許可申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の届出)

第5条 条例第10条の規定により漁港施設の利用をしようとする者は、神戸市内の漁業協同組合に所属する船及び舟にあつては様式第3号による利用船舟一覧表を、その他の船及び舟にあつては様式第4号による漁港施設利用届を市長に提出しなければならない。

(占用の許可申請)

第6条 条例第11条第1項の規定により占用の許可を受けようとする者は、様式第5号による輸送施設又は漁港施設用地占用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

3 条例第11条第1項の規定により占用の許可を受けた者が当該占用の期間経過後も引き続き占用の許可を受けようとする場合にあつては、第1項の申請書には、前項(第3号を除く。)の規定にかかわらず、次に掲

げる書類を添付しなければならない。

(1)、(2) [略]

(工作物の新築等の許可申請)

第7条 条例第10条第1項の規定により工作物の新築、改築、増築又は用途の変更の許可を受けようとする者は、様式第6号による工作物の新築等許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(使用の許可申請)

第8条 条例第11条第1項の規定により岸壁又は物揚場を使用しようとする者は、様式第7号による岸壁又は物揚場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(入出港の届出)

第9条 条例第14条第1項に規定する規則で定める漁港は、垂水漁港とする。

2 条例第14条第1項の規定により届出をしようとする者は、様式第8号による入出港届出書を市長に提出しなければならない。

(入出港の許可申請)

げる書類を添付しなければならない。

(1)、(2) [略]

(工作物の新築等の許可申請)

第7条 条例第11条第1項の規定により工作物の新築、改築、増築又は用途の変更の許可を受けようとする者は、様式第6号による工作物の新築等許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(使用の許可申請)

第8条 条例第11条の2第1項の規定により岸壁又は物揚場を使用しようとする者は、様式第7号による岸壁又は物揚場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(入出港の届出)

第9条 条例第13条第1項に規定する規則で定める漁港は、垂水漁港とする。

2 条例第13条第1項の規定により届出をしようとする者は、様式第8号による入出港届出書を市長に提出しなければならない。

(入出港の許可申請)

<p>第10条 条例第14条第2項又は第3項の規定により入港又は出港をしようとする船主又は備船者は、様式第9号による入出港許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第10条 条例第13条第2項又は第3項の規定により入港又は出港をしようとする船主又は備船者は、様式第9号による入出港許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

様式第1号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、「第4条第2項」を「第3条第2項」に改める。

様式第2号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、「第9条第3項ただし書」を「第8条第3項ただし書」に改める。

様式第4号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「第10条」を「第9条」に、

「備考

- 1 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を
- 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。」

「備考 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。」に改める。

様式第5号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

様式第6号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、
「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

様式第7号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、
「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「第11条の2第1項」を「第11条第1項」に、

「備考

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を
- 2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。 」

「備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 」に
改める。

様式第8号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所 氏名」を「住所 氏名」に、
「住所 氏名」を「住所 氏名」に、

「第13条」を「第14条」に、「お届けし」を「届け出」に、

「備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 を
- 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。 」

「備考 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 」に
改める。

様式第9号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、

「住所
氏名」を「住所
氏名」に、
①

「第13条 第2項
第3項」を「第14条 第2項
第3項」に、

「備考

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。を
- 2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。」

「備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。」に
改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市漁港管理条例施行規則様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第9号までの様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

- 3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
都市計画法第53条第1項及び第65条第1項に規定する建築行為等の許可申請取扱規則（昭和44年7月規則第31号）	[略]	都市計画法第53条第1項及び第65条第1項に規定する建築行為等の許可申請取扱規則（昭和44年7月規則第31号）	[略]
		神戸市漁港管理条例施行規則（昭和45年8月規則第75号）	様式第4号
			様式第5号
			様式第6号
			様式第7号
			様式第8号
			様式第9号
[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市営住宅譲渡条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第64号

神戸市営住宅譲渡条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 神戸市営住宅譲渡条例施行規則（昭和28年4月規則第39号）
- (2) 耐火構造住宅附属施設譲渡条例施行規則（昭和32年1月規則第109号）
- (3) 神戸市統計調査条例施行規則（昭和32年6月規則第26号）
- (4) 神戸市収入証紙条例施行規則（昭和39年3月規則第84号）
- (5) 神戸市立須磨海浜水族園条例施行規則（昭和62年7月規則第25号）
- (6) 神戸市違法駐車等の防止に関する条例施行規則（平成6年4月規則第2号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4号の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（収入証紙条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

- 2 学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例（令和6年3月条例第31号。以下「廃止条例」という。）附則第3項の規定により収入証紙を返還する者は、附則様式第1号による神戸市収入証紙返還報告書に返還すべき全ての収入証紙及び請求書を添えて返還しなければならない。
- 3 廃止条例附則第3項の規定により還付する現金の額は、返還された収入証紙の額面金額の合計額から第4号の規定による廃止前の神戸市収入証紙条例施行規則第11条の規定により支払われた当該収入証紙に係る売りさばき手数料の合計額に相当する額を減じた額とする。
- 4 廃止条例附則第4項の規定により収入証紙を返還して現金の還付を受けようとする者は、附則様式第2号による神戸市収入証紙払戻請求書に返還する収入証紙を添えて請求するものとする。

（市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

5 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（その他の事務の区長に対する委任）</p> <p>第55条 前各条に定めるもののほか、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。ただし、別に定めるものを除く。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p><u>(25)～(27)</u> [略]</p>	<p>（その他の事務の区長に対する委任）</p> <p>第55条 前各条に定めるもののほか、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。ただし、別に定めるものを除く。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p><u>(25) 神戸市違法駐車等の防止に関する条例(平成6年4月条例第2号)第9条第1項に規定する推進地域の指定及び同条例第11条の規定による助成その他の援助に関すること。</u></p> <p>(26)～(28) [略]</p>

附則様式第1号（附則第2項関係）

神戸市長 あて 住 所 名称及び代表者の氏名	年 月 日	
神戸市収入証紙返還報告書		
神戸市収入証紙の廃止に伴い、神戸市収入証紙を以下のとおり返還します。		
種 類	枚 数	金 額
10,000円	枚	円
5,000円	枚	円
1,000円	枚	円
500円	枚	円
100円	枚	円
50円	枚	円
10円	枚	円
合 計	枚	① 円
売りさばき手数料（4%）		②（①×4%） 円
消 費 税		③（②×税率） 円
合 計		④（②+③） 円
還 付 金 額 ①－④		円

※ 本報告書に支払を受ける預貯金口座に係る次に掲げる事項を記載した請求書を添付してください。

(1) 金融機関の名称及びその店舗の名称
 (2) 預貯金の種別及び口座番号
 (3) 名義人の氏名（片仮名で振り仮名を付すこと。)

附則様式第2号（附則第4項関係）

神戸市長 あて 申請者 住所（所在地） 名称 氏名（代表者名） 電話（ ） —	年 月 日																					
神戸市収入証紙払戻請求書 神戸市収入証紙の廃止に伴い、収入証紙を返還し、下記のとおり還付を請求します。																						
1 還付請求する収入証紙の種類、枚数及び金額																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">証紙の種類</th> <th style="width: 30%;">枚 数</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円証紙</td> <td style="text-align: center;">枚</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円証紙</td> <td style="text-align: center;">枚</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円証紙</td> <td style="text-align: center;">枚</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円証紙</td> <td style="text-align: center;">枚</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円証紙</td> <td style="text-align: center;">枚</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">枚</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table>		証紙の種類	枚 数	金 額	円証紙	枚	円	円証紙	枚	円	円証紙	枚	円	円証紙	枚	円	円証紙	枚	円	計	枚	円
証紙の種類	枚 数	金 額																				
円証紙	枚	円																				
円証紙	枚	円																				
円証紙	枚	円																				
円証紙	枚	円																				
円証紙	枚	円																				
計	枚	円																				
2 送金先の口座																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">金融機関名</td> <td style="width: 40%;">金融機関名</td> <td style="width: 40%;">本店又は支店の名称</td> </tr> <tr> <td>口座の種類</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">当座預金 ・ 普通預金</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>口座の名義</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">（フリガナ）</td> </tr> </table>		金融機関名	金融機関名	本店又は支店の名称	口座の種類	当座預金 ・ 普通預金		口座番号			口座の名義	（フリガナ）										
金融機関名	金融機関名	本店又は支店の名称																				
口座の種類	当座預金 ・ 普通預金																					
口座番号																						
口座の名義	（フリガナ）																					
※消印された収入証紙又は著しく汚損し、若しくはき損した収入証紙は、無効です。 ※申請者名義の口座の記入をお願いします。 申請者と異なる口座名義の場合は、別途委任状が必要となります。 郵送申請の場合は、口座番号が確認できるものの写しを同封してください。																						

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第65号

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（公営住宅の管理に関する事務及び情報）</p> <p>第6条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p>	<p style="text-align: center;">（公営住宅の管理に関する事務及び情報）</p> <p>第6条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p>

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(改良住宅の管理等に関する事務及び情報)

第7条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(8) [略]

(児童手当又は特例給付の支給に関する事務及び情報)

第10条 条例別表第2の9の項の規則

(1)～(7) [略]

(8) 神戸市営住宅条例第18条第3項の連帯保証人（公営住宅法第2条第2号の公営住宅の入居者に係るものに限る。以下この条において同じ。）の条件に係る事実についての審査に関する事務 連帯保証人に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(9) [略]

(改良住宅の管理等に関する事務及び情報)

第7条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(8) [略]

(9) 神戸市営住宅条例第18条第3項の連帯保証人（住宅地区改良法第2条第6項の改良住宅の入居者に係るものに限る。）の条件に係る事実についての審査に関する事務 連帯保証人に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(児童手当又は特例給付の支給に関する事務及び情報)

第10条 条例別表第2の9の項の規則

で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項（同法第17条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2条第4項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。）の配偶者に係る市民税に関する情報

(2) 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る一般受給資格者の配偶者に係る市民税に関する情報

（生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の

で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項（同法第17条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。）の配偶者に係る市民税に関する情報

(2) 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る一般受給資格者の配偶者に係る市民税に関する情報

（生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の

決定等に関する事務及び情報)

第12条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の取扱いに準ずる保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

オ 生活に困窮する外国人に係る 外国人の生活保護実施関係情報 又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報

カ～サ [略]

シ 生活に困窮する外国人に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

ス～ニ [略]

(2)～(8) [略]

(市営住宅の管理に関する事務及び

決定等に関する事務及び情報)

第12条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の取扱いに準ずる保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

オ 生活に困窮する外国人に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報

カ～サ [略]

シ 生活に困窮する外国人に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

ス～ニ [略]

(2)～(8) [略]

(市営住宅の管理に関する事務及び

情報)

第15条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸市営住宅条例第18条第3項の敷金の徴収の猶予の申請に係る事実の審査に関する事務 第1号

情報)

第15条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸市営住宅条例第18条第3項の連帯保証人の条件に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 連帯保証人に係る市民税に関する情報

イ 連帯保証人に係る生活保護実施関係情報

ウ 連帯保証人に係る外国人の生活保護実施関係情報

エ 連帯保証人に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 連帯保証人に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

カ 連帯保証人に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(4) 神戸市営住宅条例第18条第4項の敷金の徴収の猶予の申請に係る事実の審査に関する事務 第1号

に掲げる情報

(4)～(6) [略]

(7) 神戸市営住宅条例第26条（同条例第40条第3項、第40条の2第3項、第41条第3項又は第44条第3項において準用する場合を含む。）の家賃の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実の審査に関する事務
第1号に掲げる情報

(8)～(12) [略]

（厚生年金住宅の管理に関する事務及び情報）

第16条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) [略]

に掲げる情報

(5)～(7) [略]

(8) 神戸市営住宅条例第26条（同条例第40条第2項、第40条の2第3項、第41条第3項又は第44条第3項において準用する場合を含む。）の家賃の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実の審査に関する事務
第1号に掲げる情報

(9)～(13) [略]

（厚生年金住宅の管理に関する事務及び情報）

第16条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) [略]

(4) 公営住宅とみなす厚生年金住宅に係る神戸市営住宅条例第18条第3項の連帯保証人の条件に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

ア 連帯保証人に係る市民税に関する情報

イ 連帯保証人に係る生活保護実施関係情報

ウ 連帯保証人に係る外国人の生

活保護実施関係情報

エ 連帯保証人に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 連帯保証人に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

カ 連帯保証人に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(4) 公営住宅とみなす厚生年金住宅に係る神戸市営住宅条例第18条第3項の敷金の猶予の申請に係る事実の審査に関する事務 第3号に掲げる情報

(5)～(7) [略]

(8) 公営住宅とみなす厚生年金住宅に係る神戸市営住宅条例第26条（同条例第40条第3項及び第44条第3項において準用する場合を含む。）の家賃の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実の審査に関する事務 第2号に掲げる情報

(9) 公営住宅とみなす厚生年金住宅に係る神戸市営住宅条例第42条第1項の規定により高額所得者の認定を受けた厚生年金住宅の入居者又は同居者（以下この号及び次号において「公営住宅とみなす厚生

(5) 公営住宅とみなす厚生年金住宅に係る神戸市営住宅条例第18条第4項の敷金の猶予の申請に係る事実の審査に関する事務 第3号に掲げる情報

(6)～(8) [略]

(9) 公営住宅とみなす厚生年金住宅に係る神戸市営住宅条例第26条（同条例第40条第2項及び第44条第3項において準用する場合を含む。）の家賃の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実の審査に関する事務 第2号に掲げる情報

(10) 公営住宅とみなす厚生年金住宅に係る神戸市営住宅条例第42条第1項第2号の規定により高額所得者の認定を受けた厚生年金住宅の入居者又は同居者（以下この号及び次号において「公営住宅とみ

年金住宅の高額所得の入居者等」という。)に対する同条例第43条の明渡しの請求に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

(10)～(13) [略]

(障害児通所給付費等に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務及び情報)

第17条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 市長が定める所得区分及び所得区分ごとの負担上限月額を適用するにあたっての児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

なす厚生年金住宅の高額所得の入居者等」という。)に対する同条例第43条の明渡しの請求に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

(11)～(14) [略]

(障害児通所給付費等に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務及び情報)

第17条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 市長が定める所得区分及び所得区分ごとの負担上限月額を適用するにあたっての児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

オ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給に関する情報

カ～ク [略]

(2) [略]

(補装具費の支給に関する事務及び情報)

第20条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、市長が定める所得区分及び所得区分ごとの負担上限月額により算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項の補装具費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の19の項の規則で定める情報は、次に掲げる

ア～エ [略]

オ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給に関する情報

カ～ク [略]

(2) [略]

(補装具費の支給に関する事務及び情報)

第20条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、市長が定める所得区分及び所得区分ごとの負担上限月額により算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項の補装具費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の19の項の規則で定める情報は、次に掲げる

情報とする。

(1)～(8) [略]

(9) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
(高齢期移行者医療費助成の実施に関する事務及び情報)

第23条 条例別表第2の22の項の規則

で定める事務は、神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例（昭和46年4月条例第13号）に定める高齢期移行者医療費助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

(2) 当該申請を行う者に係る介護保険法第19条第1項の要介護状態区分又は同条第2項の要支援状態区分に関する情報

(3) 当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは

情報とする。

(1)～(8) [略]

被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者の資格（以下「医療保険被保険者等資格」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者の資格に関する情報

(4) 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

(5) 当該申請を行う者に係る外国人の生活保護実施関係情報

(6) 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(7) 当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

(8) 当該申請を行う者に係る公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）の規定により登録された預貯金口座に関する情報（以下「公金受取口座情報」という。）

（こども医療費助成の実施に関する事務及び情報）

第24条 条例別表第2の23の項の規則

で定める事務は、神戸市こども医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第6号）に定めるこども医療費助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る乳幼児等（神戸市こども医療費助成に関する条例第2条第5号の乳幼児等をいう。以下同じ。）又はその保護者若しくは扶養義務者に係る市民税に関する情報

(2) 当該申請に係る乳幼児等に係る医療保険被保険者等資格又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の資格に関する情報

(3) 当該申請に係る乳幼児等に係る生活保護実施関係情報

(4) 当該申請に係る乳幼児等に係る外国人の生活保護実施関係情報

(5) 当該申請に係る乳幼児等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(6) 当該申請に係る乳幼児等に係る住民票に記載された住民票関係情報

(7) 当該申請に係る乳幼児等又はその保護者若しくは扶養義務者に係る公金受取口座情報

(重度障害者医療費助成の実施に関する事務及び情報)

第25条 条例別表第2の24の項の規則

で定める事務は、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）に定める重度障害者医療費助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る障害者又は当該障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税に関する情報

(2) 当該申請を行う障害者に係る医療保険被保険者等資格又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の資格に関する情報

(3) 当該申請を行う障害者に係る生活保護実施関係情報

(4) 当該申請を行う障害者に係る外国人の生活保護実施関係情報

(5) 当該申請を行う障害者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(6) 当該申請を行う障害者に係る親子関係の存否及び形成に関する情報並びに婚姻関係の存否及び形成に関する情報

(7) 当該申請を行う障害者に係る身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(8) 当該申請を行う障害者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(9) 当該申請を行う障害者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(10) 当該申請を行う障害者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報

(11) 当該申請を行う障害者又はその保護者若しくは扶養義務者に係る公金受取口座情報

(ひとり親家庭等医療費助成の実施に関する事務及び情報)

第26条 条例別表第2の25の項の規則で定める事務は、神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和54年3月条例第73号）に定めるひとり親家庭等医療費助成の申請に係る事実についての審査に関する事務と

し、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る対象者（神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第3条の対象者をいう。以下同じ。）又は対象者の扶養義務者若しくは養育者に係る市民税に関する情報
- (2) 当該申請に係る対象者の医療保険被保険者等資格又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の資格に関する情報
- (3) 当該申請に係る対象者の生活保護実施関係情報
- (4) 当該申請に係る対象者に係る外国人の生活保護実施関係情報
- (5) 当該申請に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (6) 当該申請に係る対象者の親子関係の存否及び形成に関する情報並びに婚姻関係の存否及び形成に関する情報
- (7) 当該申請に係る対象者の住民票に記載された住民票関係情報
- (8) 当該申請に係る対象者又は対象者の扶養義務者若しくは養育者に係る公金受取口座情報

第27条 [略]

第23条 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市政調査会規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第66号

神戸市政調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、神戸市政調査会（以下「調査会」という。）の組織及び運営その他調査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 調査会は、委員7人以内（第5条第1項の規定により分科会を設置する場合にあっては、20人以内）で組織する。

2 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が特に必要があると認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(座長)

第4条 調査会に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第5条 調査会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、座長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 調査会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって調査会の議決とすることができる。

(議事)

第6条 調査会は、座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 調査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 調査会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、分科会の議事に準用する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第7条 調査会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請することができる。

- 2 前項の規定は、分科会の会議に準用する。

(除斥)

第8条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、調査会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

- 2 前項の規定は、分科会の会議に準用する。

(会議の公開等)

第9条 調査会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、分科会の会議に準用する。

(庶務)

第10条 調査会の庶務は、企画調整局において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、座長が調査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第67号

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成24年3月規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（情報通信技術を利用する方法による 手続等を行う場合に必要な事項）</u> 第25条 条例第34条に規定する規則で <u>定める事項については、神戸市情報 通信技術を活用した行政の推進等に 関する条例施行規則（平成17年12月 神戸市規則第50号）の例による。</u> 2 <u>情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律（平成14年法律第 151号。以下「情報通信技術活用法」</u></p>	

という。)第6条第6項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 届出又は提出(以下「申請等」という。)をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合

3 前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から1週間以内にしなければならない。

4 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書の電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示の方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法により通知又は交付(以下「通知等」という。)を受けることを希望

する旨の市長が定めるところにより行う届出

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める方式

5 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長が認める場合

(2) 通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがあると市長が認める場合

(電磁的記録の保存の方法)

第26条 条例第36条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

(1)、(2) [略]

(電磁的記録の作成の方法)

第27条 条例第38条の規則で定める方法は、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録の保存の方法)

第25条 条例第35条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

(1)、(2) [略]

(電磁的記録の作成の方法)

第26条 条例第37条の規則で定める方法は、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

<p>(電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法)</p> <p><u>第28条</u> 条例第<u>40</u>条の規則で定める方法は、当該事項を当該特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類によるものとする。</p> <p><u>第29条</u> [略]</p>	<p>(電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法)</p> <p><u>第27条</u> 条例第<u>39</u>条の規則で定める方法は、当該事項を当該特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類によるものとする。</p> <p><u>第28条</u> [略]</p>
--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市職員退職手当金条例施行規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第68号

神戸市職員退職手当金条例施行規則等の一部を改正する等の規則
(職員退職手当金条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員退職手当金条例施行規則(昭和26年1月規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(再採用者の調整要件)	(再採用者の調整要件)
第4条の5 条例第9条の5第2項、 第9条の6第2項及び第10条第5項 に規定する「規則で定める場合」と は、その者の職員としての引き続い た在職期間の初日の前日以前に条例 に基づき支給された退職手当の算定 の基礎となつた在職期間の末日にお ける職員としての身分と、この退職 における職員としての引き続いた在	第4条の5 条例第9条の5第2項、 第9条の6第2項及び第10条第5項 に規定する「規則で定める場合」と は、その者の職員としての引き続い た在職期間の初日の前日以前に条例 に基づき支給された退職手当の算定 の基礎となつた在職期間の末日にお ける職員としての身分と、この退職 における職員としての引き続いた在

職期間の末日における職員としての身分が、次の各号における同一の号に該当する場合とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員 又は神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則（平成6年12月人事委員会規則第7号）第12条に規定する産前休暇若しくは同規則第13条に規定する産後休暇を取得する職員の代替として、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条により採用された職員

(2) [略]

(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項により採用された職員

(4)～(8) [略]

（附則第14条関係）

第9条の3 条例附則第14条第1号に規定する規則で定める者は、神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）別表第1に規定する和光園に勤務する者であつて、神戸市職員職

職期間の末日における職員としての身分が、次の各号における同一の号に該当する場合とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員

(2) [略]

(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 （平成14年法律第48号）第3条第1項により採用された職員

(4)～(8) [略]

名規則（昭和24年9月規則第222号）
第4条第2項の規定に基づく職種名
が、介護業務員であるものとする。

（旅費条例施行細則の一部改正）

第2条 旅費条例施行細則（昭和27年7月規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（赴任による旅行の旅費）</p> <p>第1条 旅費条例（昭和27年7月条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項第3号に規定する<u>専門的な知識経験等を有する者は、次に掲げるもののうち、本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となつたもの以外のものとする。</u></p> <p><u>（1）神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年3月条例第27号）第2条（同条第2項第1号又は同条第2項第3号に該当す</u></p>	<p style="text-align: center;">（赴任による旅行の旅費）</p> <p>第1条 旅費条例（昭和27年7月条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項第3号に規定する<u>市長が定める職員は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1）特殊な技術、経験その他専門的知識を必要とする職であつて、その採用が著しく困難であるものに採用された者</u></p>

る場合を除く。)の規定により採用された者(第3号及び第4号に該当する者を除く。)

(2) 職員の任用に関する規則(平成28年4月人事委員会規則第1号)第15条第1号に規定する職に採用された者(次号及び第4号に該当する者を除く。)

(3) 民間企業等職務経験者又は社会人を対象として実施する採用試験又は選考により採用された者のうち、高度な知識経験を有する者として別に定める者

(4) 特殊な技術、経験その他専門的知識を必要とする職であつて、その採用が著しく困難であるものに採用された者

2 条例第2条第1項第3号に規定する市長が定める職員は、市長が特に旅費を支給する必要があると認める者とする。

(赴任に伴う旅費の調整)

第2条 前条第1項第1号から第3号までに規定する者については、当該採用に伴う条例第17条から第19条までの旅費について、次の各号の全てに該当する場合に限り、条例第17条の旅費のみ支給し、その額は同条第

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に旅費を支給する必要があると認める者

1 項第 2 号に規定する額とする。

(1) 合格の通知を受けた日から採用
の日の前日までに当該採用に伴う
移転を行つていること

(2) 前号に定める移転に伴い神戸市
内に転入していること

(3) 第 1 号の移転前の住所又は居所
が次に掲げる地域外であること

ア 神戸市全域

イ 兵庫県のうち宍粟市、神河町、
多可町、西脇市及び丹波篠山市
以南の全域（淡路島を含む。）、
大阪府全域、奈良県全域、京都府
のうち京都市、亀岡市以南の全
域（アに掲げる地域を除く。）

第 3 条～第 9 条 [略]

第 2 条～第 8 条 [略]

（職員退職手当金条例等の一部を改正する条例の施行規則の廃止）

第 3 条 神戸市職員退職手当金条例等の一部を改正する条例の施行規則（昭和38年11月規則第58号）は、廃止する。

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第 4 条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則（昭和42年2月規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第1条第3項に規定する規則で定めるものは、条例第2条第1項に規定する基準日に在職する法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）であつて、当該基準日において次の各号のいずれかに該当する職員以外のものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第16条に規定する会計年度任用職員の勤務時間（以下単に「会計年度任用職員の勤務時間」という。）が1週間当たり <u>15時間30分未満</u>の職員</p> <p>(3)、(4) [略]</p> <p>4 任期が6月に満たない会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の1会計年度内における当該</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第1条第3項に規定する規則で定めるものは、条例第2条第1項に規定する基準日に在職する法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）であつて、当該基準日において次の各号のいずれかに該当する職員以外のものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第16条に規定する会計年度任用職員の勤務時間（以下単に「会計年度任用職員の勤務時間」という。）が1週間当たり <u>20時間未満</u>の職員</p> <p>(3)、(4) [略]</p> <p>4 任期が6月に満たない会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の1会計年度内における当該</p>

任期（以下この項において「基準任期」という。）と当該任期前の条例の適用を受ける職員又は任期が6月に満たない会計年度任用職員（会計年度任用職員の勤務時間が1週間当たり15時間30分未満の職員を除く。）としての任期（会計年度任用職員以外の職員にあつては在職期間）の合計が6箇月以上に至つたときは、当該会計年度任用職員は、第2項第1号及び前項第1号の規定にかかわらず、基準任期の開始日以降に迎える当該会計年度の基準日において、任期が6月以上の職員とみなすことができる。

- 5 6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当を支給する場合において、前会計年度（条例第2条第1項に規定する基準日の属する会計年度（以下この項において「本会計年度」という。）の前会計年度をいう。以下この項において同じ。）に条例の適用を受ける職員又は任期が6月に満たない会計年度任用職員（会計年度任用職員の勤務時間が1週間当たり15時間30分未満の職員を除く。）として任用され、引き続き本会計年度に会計年度任用職員として任用された

任期（以下この項において「基準任期」という。）と当該任期前の条例の適用を受ける職員又は任期が6月に満たない会計年度任用職員（会計年度任用職員の勤務時間が1週間当たり20時間未満の職員を除く。）としての任期（会計年度任用職員以外の職員にあつては在職期間）の合計が6箇月以上に至つたときは、当該会計年度任用職員は、第2項第1号及び前項第1号の規定にかかわらず、基準任期の開始日以降に迎える当該会計年度の基準日において、任期が6月以上の職員とみなすことができる。

- 5 6月1日を基準日とする期末手当を支給する場合において、前会計年度（条例第2条第1項に規定する基準日の属する会計年度（以下この項において「本会計年度」という。）の前会計年度をいう。以下この項において同じ。）に条例の適用を受ける職員又は任期が6月に満たない会計年度任用職員（会計年度任用職員の勤務時間が1週間当たり20時間未満の職員を除く。）として任用され、引き続き本会計年度に会計年度任用職員として任用された職員の任期（6月

職員の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（会計年度任用職員以外の職員にあつては在職期間）との合計が6箇月以上に至つたときは、当該会計年度任用職員は、第2項第1号及び第3項第1号の規定にかかわらず、任期が6月以上の職員とみなすことができる。

6 前2項の規定による期末手当及び勤勉手当を支給される職員との均衡上、必要があると任命権者が認める職員にあつては、前各項の規定にかかわらず、任期が6月以上の職員とみなすことができる。

7 条例第2条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において、第1項各号に掲げる者、国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員等が市長の定める理由により会計年度任用職員になつた場合は、それらの者として在職した期間は、会計年度任用職員の勤務時間が1週間当たり15時間30分以上の会計年度任用職員としての任期とみなすことができる。

（パートタイム会計年度任用職員に関する基準）

未満のものに限る。）と前会計年度における任期（会計年度任用職員以外の職員にあつては在職期間）との合計が6箇月以上に至つたときは、当該会計年度任用職員は、第2項第1号及び第3項第1号の規定にかかわらず、任期が6月以上の職員とみなすことができる。

6 前2項の規定による期末手当を支給される職員との均衡上、必要があると任命権者が認める職員にあつては、前各項の規定にかかわらず、任期が6月以上の職員とみなすことができる。

7 条例第2条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において、第1項各号に掲げる者、国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員等が市長の定める理由により会計年度任用職員になつた場合は、それらの者として在職した期間は、会計年度任用職員の勤務時間が1週間当たり20時間以上の会計年度任用職員としての任期とみなすことができる。

（パートタイム会計年度任用職員に関する基準）

第3条 条例第1条第3項に規定する規則で定める基準とは、次項から第6項までに定めるものをいう。

2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、算定基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給し、その額は、算定基礎額に100分の102.5を乗じて得た額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

4 前2項の算定基礎額は、条例第2条第1項に規定する基準日現在（退職をし、又は死亡をした職員にあつては、退職をし、又は死亡をした日現在）における神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）第20条の2第2項に規定する基準月額に、パートタイム会計年度任用職員

第3条 条例第1条第3項に規定する規則で定める基準とは、次項から第5項までに定めるものをいう。

2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、算定基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 前項の算定基礎額は、条例第2条第1項に規定する基準日現在（退職をし、又は死亡をした職員にあつては、退職をし、又は死亡をした日現在）における神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）第20条の2第2項に規定する基準月額に、パートタイム会計年度任用職員

の1週間当たりの勤務時間をフルタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額（市長が特に必要と認める職員にあつては、その額に、他の職員との均衡を考慮して市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）とする。

5 前3項の規定にかかわらず、前3項の規定により難しい場合のパートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額は、任命権者が別に定めるところによる。

6 前4項に定めるもの及び別段の定めがあるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当に関しては、フルタイム会計年度任用職員の例による。

附 則

この規定は、公布の日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。

の1週間当たりの勤務時間をフルタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額（市長が特に必要と認める職員にあつては、その額に、他の職員との均衡を考慮して市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）とする。

4 前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により難しい場合のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、任命権者が別に定めるところによる。

5 前3項に定めるもの及び別段の定めがあるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関しては、フルタイム会計年度任用職員の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この規定は、公布の日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。

2 第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の135」とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第

104号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職にある者の区分に応じ、当該各号に定める特殊勤務手当を支給することができる。	2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職にある者の区分に応じ、当該各号に定める特殊勤務手当を支給することができる。
(1) 管理職手当の支給に関する規則 （昭和37年7月人事委員会規則第11号。以下「管理職手当規則」という。）別表第1に規定する職のうち支給額が丙であるもの <u>消防職員手当（条例第36条第1項第3号及び第5号に掲げるものに限る。）及び山間部等業務手当（条例第15条第1項第2号に掲げるものに限る。）</u>	(1) 管理職手当の支給に関する規則 （昭和37年7月人事委員会規則第11号。以下「管理職手当規則」という。）別表第1に規定する職のうち支給額が丙であるもの 消防職員手当（条例第36条第1項第3号及び第5号に掲げるものに限る。）
(2) [略]	(2) [略]
(3) 管理職手当規則別表第1に規定	(3) 管理職手当規則別表第1に規定

する職のうち支給額が甲、乙及び丙であるもの 感染症予防業務手当（条例第13条第2項に掲げるものに限る。）、災害応急対応等派遣手当及び海外派遣手当

（山間部等業務手当）

第5条 条例第15条第1項第2号に規定する規則で定める業務は、建設局防災課及び公園部森林整備事務所の業務のうち、森林整備計画策定等のための森林調査業務とする。

第6条 [略]

（災害応急対応等派遣手当）

第8条 条例第38条第1項に規定する規則で定める職員とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第36条の規定による消防職員手当の支給を受ける職員
- (2) 条例第37条の規定による教育委員会職員手当の支給を受ける職員
- (3) 条例第38条第1項に規定する地域に発災後相当期間経過後に派遣され、当該地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける職員

する職のうち支給額が甲、乙及び丙であるもの 感染症予防業務手当（条例附則第3項の規定によるものに限る。） 及び海外派遣手当

第5条 [略]

第6条 削除

第8条 削除

（労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第6条 神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則（平成18年3月規則第105

号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 災害応急対応等派遣手当</u></p> <p style="text-align: center;">(感染症予防業務手当等)</p> <p>第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年1月条例第38号。以下「条例」という。)第13条(第1項及び第4項を除く。)、第30条、第33条、<u>第35条及び第38条</u>の規定は、職員について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p style="text-align: center;">(感染症予防業務手当等)</p> <p>第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年1月条例第38号。以下「条例」という。)第13条(第1項及び第4項を除く。)、第30条、第33条 <u>及び第35条</u>の規定は、職員について準用する。</p>

(職員退職手当金条例の特例に関する条例施行規則の廃止)

第7条 神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例施行規則(令和2年3月規則第84号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条中神戸市職員

の特殊勤務手当に関する条例施行規則第2条第2項第3号（災害応急対応等派遣手当に係る部分に限る。）及び第8条の改正規定並びに第6条の規定は、公布の日から施行する。

（適用期日）

- 2 第5条の規定による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第2条第2項第3号（災害応急対応等派遣手当に係る部分に限る。）及び第8条の規定並びに第6条の規定による改正後の神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（職員退職手当金条例施行規則第9条の3の規定の失効）

- 3 第1条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例施行規則第9条の3の規定は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第69号

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
（有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間） 第5条 有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。 (1) [略] (2) 有料公園施設				（有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間） 第5条 有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。 (1) [略] (2) 有料公園施設			
都市公園名	有料公園施設	供用日	供用時間	都市公園名	有料公園施設	供用日	供用時間
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

しあ わせ の森	陸上 競技 場	[略]	ア 1月から3月 まで及び10月か ら12月まで 午 前9時から午後 5時まで
	球技 場		イ 4月及び9月 午前9時から午 後6時まで
			ウ 5月から8月 まで 午前9時 から午後7時ま で
		[略]	[略]
		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			

しあ わせ の森	陸上 競技 場	[略]	午前9時から午後 5時まで
	球技 場		
		[略]	[略]
		[略]	[略]
		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			

2 附属設備たる有料公園施設の供用日及び供用時間は、次の表に掲げるものを除き、附属する有料公園又は有料公園施設に準ずるものとする。

種類	都市公園名	供用日	供用時間
電源	東遊園地	[略]	[略]
	神戸震災復興記念公園		
	磯上公園		
	湊川公園		
	若松公園		
	下中島公園		

2 附属設備たる有料公園施設の供用日及び供用時間は、次の表に掲げるものを除き、附属する有料公園又は有料公園施設に準ずるものとする。

種類	都市公園名	供用日	供用時間
電源	東遊園地	[略]	[略]
	神戸震災復興記念公園		
	湊川公園		
	若松公園		
	下中島公園		
	海浜公園		

海浜公園 名谷公園 糀台公園 西神中央公園	名谷公園 糀台公園 西神中央公園
3、4 [略]	3、4 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第70号

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則の一部を改正する規則

第1条 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則（平成5年3月規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（収集又は運搬が禁止される家庭系一般廃棄物）</p> <p>第3条の2 条例第10条の2の4第1項に規定する規則で定める家庭系一般廃棄物は、次に掲げる物とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>（公表）</p> <p>第3条の3 条例第10条の2の6の規定に基づく公表は、次に掲げる事項を公表することによって行うものと</p>	<p>（収集又は運搬が禁止される家庭系一般廃棄物）</p> <p>第3条の2 条例第10条の2の2第1項に規定する規則で定める家庭系一般廃棄物は、次に掲げる物とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>（公表）</p> <p>第3条の3 条例第10条の2の4の規定に基づく公表は、次に掲げる事項を公表することによって行うものと</p>

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p><u>（集積施設等の設置に努める共同住宅）</u></p> <p><u>第3条の2 条例第10条の2の2に規定する共同住宅は、住戸の数が6戸以上の共同住宅とする。ただし、当該共同住宅のうち神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成29年4月条例第1号）第2条第1号に規定する開発事業による建築物を除く。</u></p> <p>（収集又は運搬が禁止される家庭系一般廃棄物）</p> <p><u>第3条の2の2 条例第10条の2の5第1項</u>に規定する規則で定める家庭系一般廃棄物は、次に掲げる物とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>（公表）</p> <p>第3条の3 条例<u>第10条の2の7</u>の規</p>	<p>（収集又は運搬が禁止される家庭系一般廃棄物）</p> <p><u>第3条の2 条例第10条の2の4第1項</u>に規定する規則で定める家庭系一般廃棄物は、次に掲げる物とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>（公表）</p> <p>第3条の3 条例<u>第10条の2の6</u>の規</p>

定に基づく公表は、次に掲げる事項を公表することによって行うものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止に係る命令の手續)

第3条の4 市長は、条例第10条の2の8の規定により命令を行おうとする場合において、神戸市行政手続条例(平成8年3月条例第48号)第12条第1項第2号の規定により弁明の機会を付与しようとするときは、当該処分の名宛人となるべき者に対し様式第1号による収集・運搬に関する警告書兼弁明通知書を交付することにより行うものとする。

2 条例第10条の2の8の規定により命令を行おうとする場合は、当該処分の名宛人に対し様式第1号の2による収集・運搬の禁止に関する遵守命令書を交付することにより行うものとする。

(事業系一般廃棄物を指定袋に収納しない場合における市の廃棄物処理施設への搬入の承認申請等に関する特則)

第23条の2 条例第21条第1項の規定

定に基づく公表は、次に掲げる事項を公表することによって行うものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止に係る命令の手續)

第3条の4 市長は、条例第10条の2の7の規定により命令を行おうとする場合において、神戸市行政手続条例(平成8年3月条例第48号)第12条第1項第2号の規定により弁明の機会を付与しようとするときは、当該処分の名宛人となるべき者に対し様式第1号による収集・運搬に関する警告書兼弁明通知書を交付することにより行うものとする。

2 条例第10条の2の7の規定により命令を行おうとする場合は、当該処分の名宛人に対し様式第1号の2による収集・運搬の禁止に関する遵守命令書を交付することにより行うものとする。

(事業系一般廃棄物を指定袋に収納しない場合における市の廃棄物処理施設への搬入の承認申請等に関する特則)

第23条の2 条例第21条第1項の規定

による承認を受けようとする者は、第3条の2の2各号（第1号を除く。）に該当することを理由として事業系一般廃棄物を指定袋に収納しないで市の廃棄物処理施設へ搬入しようとするときは、前条第1項の規定による手続を行うほか、あらかじめ、事業系一般廃棄物を指定袋に収納しないで搬入することについて、様式第15号の2による事業系一般廃棄物に係る指定袋収納義務除外申請書（市長が特に必要があると認める場合にあっては、市長が別に定める様式による事業系一般廃棄物に係る指定袋収納義務除外申請書）を提出しなければならない。

別表（第23条関係）

(1) 一般廃棄物の受入れ基準

ア [略]

イ 事業系一般廃棄物については、第3条の2の2各号に掲げる場合を除くほか、指定袋に収納されていること。

ウ～ク [略]

(2) [略]

による承認を受けようとする者は、第3条の2各号（第1号を除く。）に該当することを理由として事業系一般廃棄物を指定袋に収納しないで市の廃棄物処理施設へ搬入しようとするときは、前条第1項の規定による手続を行うほか、あらかじめ、事業系一般廃棄物を指定袋に収納しないで搬入することについて、様式第15号の2による事業系一般廃棄物に係る指定袋収納義務除外申請書（市長が特に必要があると認める場合にあっては、市長が別に定める様式による事業系一般廃棄物に係る指定袋収納義務除外申請書）を提出しなければならない。

別表（第23条関係）

(1) 一般廃棄物の受入れ基準

ア [略]

イ 事業系一般廃棄物については、第3条の2各号に掲げる場合を除くほか、指定袋に収納されていること。

ウ～ク [略]

(2) [略]

様式第1号中「第10条の2の4」を「第10条の2の5」に、「第10条の2の7」を「第10条の2の8」に改める。

様式第1号の2中「第10条の2の4」を「第10条の2の5」に、「第10条の

2の7」を「第10条の2の8」に改める。

様式第15号の2中「第3条の2第2号」を「第3条の2の2第2号」に、「第3条の2第3号」を「第3条の2の2第3号」に、「第3条の2第4号」を「第3条の2の2第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

神戸市立海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第71号

神戸市立海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立海づり公園条例施行規則（昭和51年4月規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（行為の禁止）</p> <p>第3条 条例<u>第8条第6号</u>に規定する公園の管理上支障がある行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 釣り人1人につき4本以上の釣り糸を用いて行う釣り行為</p> <p>(8)～(11) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（行為の禁止）</p> <p>第3条 条例<u>第8条第7号</u>に規定する公園の管理上支障がある行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 釣り人1人につき4本<u>（海洋放牧場にあつては、2本）</u>以上の釣り糸を用いて行う釣り行為</p> <p>(8)～(11) [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市宅地保全審議会規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第72号

神戸市宅地保全審議会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 神戸市宅地保全審議会規則（昭和37年3月規則第75号）
- (2) 神戸市男女共同参画の推進に関する条例施行規則（平成15年9月規則第29号）
- (3) 神戸市技能奨励賞選考委員会規則（平成25年3月規則第62号）
- (4) 神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会規則（平成25年3月規則第65号）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市立水産体験学習館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第73号

神戸市立水産体験学習館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立水産体験学習館条例施行規則（平成10年3月規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（附属設備の使用料）</p> <p>第3条 条例別表第2号に規定する規則で定める額は、別表に掲げる額とする。</p> <p style="text-align: center;">（使用料の後納）</p> <p>第4条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 条例別表第1号ア及びイの表に規定する時間超過使用料を納付するとき。</p> <p>(2)、(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（附属設備の使用料）</p> <p>第3条 条例別表第1第2号に規定する規則で定める額は、別表に掲げる額とする。</p> <p style="text-align: center;">（使用料の後納）</p> <p>第4条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 条例別表第1第1号ア及びイの表に規定する時間超過使用料を納付するとき。</p> <p>(2)、(3) [略]</p>

別表（第3条関係）

[略]

備考 使用の回数については、条例別表第1号アの表に規定する使用時間の区分に従い、同表の午前又は午後の使用をもって1回の使用と、同表の終日の使用をもって2回の使用とする。

別表（第6条関係）

[略]

備考 使用の回数については、条例別表第1第1号アの表に規定する使用時間の区分に従い、同表の午前又は午後の使用をもって1回の使用と、同表の終日の使用をもって2回の使用とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第74号

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則(令和2年10月規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(許可を要しない特定事業)</p> <p>第4条 条例第8条第1号に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げる公共的団体とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構</u></p> <p>(8)～(13) [略]</p> <p>2 条例第8条第1号に規定する規則</p>	<p>(許可を要しない特定事業)</p> <p>第4条 条例第8条第1号に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げる公共的団体とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u></p> <p>(8)～(13) [略]</p> <p>2 条例第8条第1号に規定する規則</p>

で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1)～(7) [略]

(8) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号）第11条第1項に規定する業務として行う事業

(9)～(14) [略]

3 [略]

(事前協議)

第5条 [略]

2 [略]

3 第1項の事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1)～(6) [略]

(7) 特定事業に使用する土砂等の量（一時堆積事業にあつては、最大堆積時における土砂等の量）の計算書

(8)、(9) [略]

(10) 排水工その他の排水施設の配置の状況を示す平面図及び汚染状態を測定するために排水を採取する場所を示す平面図

で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1)～(7) [略]

(8) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号）第11条第1項に規定する業務として行う事業

(9)～(14) [略]

3 [略]

(事前協議)

第5条 [略]

2 [略]

3 第1項の事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1)～(6) [略]

(7) 特定事業に使用する土砂等の量（一時たい積事業にあつては、最大たい積時における土砂等の量）の計算書

(8)、(9) [略]

(10) 排水工その他の排水施設の構造及び能力を示す書類又は図面、配置の状況を示す平面図、排水の計画及び汚染状態を測定するため

(11) [略]

(12) 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時堆積事業にあつては、最大堆積時における土砂等の堆積の状況を示す断面図）及び特定事業を行う前の事業区域の構造を示す平面図及び断面図

(13)～(15) [略]

（許可の申請）

第8条 [略]

2 条例第12条に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 第5条第3項第1号から第13号までに掲げる書類

に排水を採取する場所を示す平面図

(11) [略]

(12) 特定事業の施工期間中における災害を防止するための施設その他の措置の状況を示す事業区域の平面図及び断面図並びに施工期間中における災害を防止するために講ずる措置の内容を示す書類

(13) 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時たい積事業にあつては、最大たい積時における土砂等のたい積の状況を示す断面図）及び特定事業を行う前の事業区域の構造を示す平面図及び断面図

(14) 土砂埋立て等の用に供する区域の構造の安全性を証する書類又は図面

(15)～(17) [略]

（許可の申請）

第8条 [略]

2 条例第12条に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 第5条第3項第1号から第15号までに掲げる書類

(2)～(9) [略]

(特定事業に係る区域の基準)

第10条 条例第15条第2項に規定する規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する行為とする。

(2)～(9) [略]

(特定事業に係る区域の基準)

第10条 条例第15条第1項第10号（条例第16条第4項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）に規定する規則で定める構造上の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 盛土に係る法面の勾配が30度以下であること。

(2) 盛土に係る法面に樹木、竹又は芝その他地被植物を植栽し、その種子をまき、又は必要に応じてその他の法面保護の措置を適切に講ずるものであること。

(3) 盛土の高さが30メートルを超えないこと。

(4) 盛土の高さが5メートルを超える場合は、原則として5メートルごとに小段を設置すること。

(5) 盛土の高さが15メートルを超える場合は、安定計算をした結果に基づく安全性が確保されていること。

(6) 土砂等の流出又は崩落の発生を防止するため、必要な措置が講じられていること。

(7) 雨水その他これに類するものを

適切に排水するために十分な能力及び構造を有する排水工を設置すること。

(8) 溪間への土砂埋立て等にあつては、法留堰堤及び埋設堰堤を設置するとともに、地下水を適切に排除するための措置を講ずるものであること。

(9) 前各号に定めるもののほか、土砂埋立て等の構造は、土砂埋立て等に用いる土砂等の性質、土砂埋立て等の高さ、地形、気象その他の状況を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

2 条例第15条第2項に規定する規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項に規定する許可を要する行為

(2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する行為

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する行為

(標識の掲示)

第14条 条例第20条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

(5) 土砂埋立て等に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）

2 [略]

(特定事業の廃止の届出)

第18条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業廃止届（様式第17号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を要する行為

(5) 砂防指定地管理条例（平成15年兵庫県条例第30号）第4条第1項の規定による許可を要する行為

3 条例第15条第3項に規定する規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為は、都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する行為とする。

(標識の掲示)

第14条 条例第20条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

(5) 土砂埋立て等に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入予定量（一時たい積事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）

2 [略]

(特定事業の廃止の届出)

第18条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業廃止届（様式第17号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

<p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(土地所有者による土砂埋立て等の 施工状況の確認)</p> <p>第24条 条例第35条第1項に規定する 施工状況の確認は、<u>施工状況が、条 例第11条第1項及び第3項の規定に よる同意の際説明を受けた内容に相 違っていないこと</u>について、毎月1 回以上行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>特定事業に使用された土砂等の 流出又は崩落による災害の発生を 防止するために講じた措置の内容 を示す書類及び図面</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(土地所有者による土砂埋立て等の 施工状況の確認)</p> <p>第24条 条例第35条第1項に規定する 施工状況の確認は、<u>次に掲げる事項 について、毎月1回以上行うものと する。</u></p> <p>(1) <u>施工状況が、条例第11条第1項 及び第3項の規定による同意の際 説明を受けた内容に相違していな いこと。</u></p> <p>(2) <u>当該特定事業区域において、土 砂等の崩落、飛散若しくは流出に よる災害の発生又はそのおそれが ないこと。</u></p> <p>2 [略]</p>
---	---

様式第4号中

「 ⑤ 当該事業区域外の地域への土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ず
る措置

6. 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時的積事業の場合は、一時的積事業が行

を

われている間の事業区域の構造)

「 6. 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時堆積事業の場合は、一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造）

「土砂の崩落、飛散若しくは流出又は土壌安全基準」を「土壌安全基準」に、
「又は災害防止上の支障が生じ」を「が生じ」に、

「 第24条 条例第35条第1項に規定する施工状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行うものとする。

(1) 施工状況が、条例第11条第1項及び第3項の規定による同意の際、説明を受けた内容に相違していないこと。

(2) 当該特定事業区域において、土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

「 第24条 条例第35条第1項に規定する施工状況の確認は、施工状況が、条例第11条第1項及び第3項の規定による同意の際、説明を受けた内容に相違していないことについて、毎月1回以上行うものとする。

改める。

様式第5号中

特定事業が行われている間において、当該事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置	別紙のとおり
特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造（一時たい積事業にあつては、一時たい積事業が行われている間の事業区域の構造）	別紙のとおり

特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造（一時堆積事業にあつては、一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造）	別紙のとおり
---	--------

「埋立て事業 ・ 一時たい積事業」を「埋立て事業 ・ 一時堆積事業」に、

「 6 特定事業が行われている間において、当該事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置

施工期間中の排水の措置その他の土砂等の流出を防止するための措置	(内容)
施工期間中の法面の保護その他の土砂等の崩落の防止のための措置	(内容)

7 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造（一時的積事業にあつては、一時的積事業が行われている間の事業区域の構造）

土砂埋立て等の区域の構造	
事業区域内に設置した工作物	

を

8 特定事業の施工中及び施工後の当該事業区域とその周辺の地域の景観において、自然環境との調和を図るために講ずる措置

施工中の自然環境の調和を図るための措置	
施工後において自然環境の調和を図るための措置	

」

「 6 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造（一時堆積事業にあつては、一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造）

土砂埋立て等の区域の構造	
--------------	--

7 特定事業の施工中及び施工後の当該事業区域とその周辺の地域の景観において、自然環境との

調和を図るために講ずる措置

に

施工中の自然環境の調和を図るための措置	
施工後において自然環境の調和を図るための措置	

」

改める。

様式第8号中

「

項目		数量	単価 (千円)	金額 (千円)	
特定事業の施工に要する経費	防災のための施設の設置工事に要する経費	仮設工 (準備工) 伐採・除根・除草工 進入路設置工 杭・丁張・標識工 その他			
		飛散防止工 防護柵設置工 その他			
		軟弱地盤対策工			
		段切り工			
		擁壁工 (土留工)			
		排水施設工 沈砂池設置工 調整池設置工 地下排水工 暗渠排水工 埋設工 その他			
		その他			
	その他の工事等に要する経費	盛土工			
		表面排水工			
		法面保護工			
		撤去工			
		水質検査			
		その他			
	その他の経費 (土地の借地料、人件費等間接経費を含む)				
合 計					

を

」

「

項目		数量	単価 (千円)	金額 (千円)
特定事業の施工に要する経費	盛土工 (仮設工、擁壁工等を含む。)			
	水質検査、土質検査等			
	その他 (土地の借地料、人件費等の間接経費を含む。)			
	合 計			

に、

」

「

項目		調達方法	金額 (千円)
資金調達方法	防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法	自 己 資 金	
		借 入 金	
	その他の工事等に要する経費に係る資金調達方法	自 己 資 金	
		借 入 金	
		収 入	
	合 計		

を

」

「

項目		調達方法	金額 (千円)
特定事業の施工に関する経費に係る資金調達方法		自 己 資 金	
		借 入 金	
		収 入	
合 計			

に

」

改める。

様式第9号中

- 「
- ・ 特定事業が行われている間において、当該事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置
 - ・ 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造（一時たい積事業にあつては、一時たい積事業が行われている間の事業区域の構造）
- 」
- 「
- ・ 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造（一時堆積事業にあつては、一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造）
- 」

を
に

改める。

様式第14号中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める。

様式第17号中

「

特定事業を廃止する時の 事業区域の構造	
特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講じた措置	

」

を

「

特定事業を廃止する時の 事業区域の構造	
------------------------	--

」

に、

- 「
- 3 特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講じた措置の内容を示す書類及び図面
 - 4 特定事業を廃止する時に実施した自然環境の保全上の支障を除去するために講じた措置の内容を示す書類及び図面
 - 5 水質調査結果報告書（様式第16号）
- 」
- 「
- 3 特定事業を廃止する時に実施した自然環境の保全上の支障を除去するために講じた措置の内容を示す書類及び図面
 - 4 水質調査結果報告書（様式第16号）
- 」

を
に

改める。

様式第18号中「特定事業を完了するときに」を「特定事業を完了する時に」に

改める。

様式第19号中「第5条第3項第1号から第15号まで」を「第5条第3項第1号から第13号まで」に改める。

様式第21号中「継続することにより」の次に「、水質の汚濁、土壌の汚染その他の市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障が生じ」を加える。

(環境影響評価等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則(平成10年1月規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
事業の種類	第1類事業の要件	第2類事業の要件	事業の種類	第1類事業の要件	第2類事業の要件
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(4) 条例第2条第2号エに掲げる工場又は事業場の建設	製造業に係る工場（以下単に「工場」という。）、ガスの供給のために施設するガス発生設備若しくはガス精製設備及びこれらの附属設備であって、ガス事業法（昭和29年法律第51号） <u>第2条第11項</u> に規定するガス事業の用に供するもの（以下「ガス工作物」という。）又は熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供するボイラー若しくは冷凍設備であって、当該熱供給事業を営む者の管理に属するもの（一定の地域を対象として、熱発生所から冷水、蒸気、温水等の熱媒を配管を通して地域内の建築物に供給し、冷房、暖房、給湯等を行うものを除く。以下「熱供給施設」という。）の新設又は増設であって、次のいずれかに該当するもの	[略]	(4) 条例第2条第2号エに掲げる工場又は事業場の建設	製造業に係る工場（以下単に「工場」という。）、ガスの供給のために施設するガス発生設備若しくはガス精製設備及びこれらの附属設備であって、ガス事業法（昭和29年法律第51号） <u>第2条第10項</u> に規定するガス事業の用に供するもの（以下「ガス工作物」という。）又は熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供するボイラー若しくは冷凍設備であって、当該熱供給事業を営む者の管理に属するもの（一定の地域を対象として、熱発生所から冷水、蒸気、温水等の熱媒を配管を通して地域内の建築物に供給し、冷房、暖房、給湯等を行うものを除く。以下「熱供給施設」という。）の新設又は増設であって、次のいずれかに該当するもの	[略]

	ア～エ [略]			ア～エ [略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(8) 条例第2条第2号クに掲げる宅地の造成	次に掲げる宅地の造成（(4)の項から前項まで、(10)の項、(11)の項、(13)の項、(15)の項及び(18)の項のそれぞれ中欄に掲げる要件に該当するものを除く。） ア <u>旧法宅地造成（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。）第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下同じ。）</u> （当該宅地造成に係る土地の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。） イ [略]	次に掲げる宅地の造成（(4)の項から前項まで、(10)の項、(11)の項、(13)の項、(15)の項及び(18)の項のそれぞれ右欄に掲げる要件に該当するものを除く。） ア <u>旧法宅地造成（当該宅地造成に係る土地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）</u> イ [略]	(8) 条例第2条第2号クに掲げる宅地の造成	次に掲げる宅地の造成（(4)の項から前項まで、(10)の項、(11)の項、(13)の項、(15)の項及び(18)の項のそれぞれ中欄に掲げる要件に該当するものを除く。） ア <u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成（当該宅地造成に係る土地の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）</u> イ [略]	次に掲げる宅地の造成（(4)の項から前項まで、(10)の項、(11)の項、(13)の項、(15)の項及び(18)の項のそれぞれ右欄に掲げる要件に該当するものを除く。） ア <u>宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成（当該宅地造成に係る土地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）</u> イ [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則
(平成31年4月規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>(1) 特定施設の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に係る基準</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 地盤の安定性の確保</p> <p style="padding-left: 4em;">事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)、森林法(昭和26年法律第249号)その他関係法令の規定に準じて定める次の(ア)から(オ)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性を確保すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア)、(イ) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) 事業区域内の特定施設の</p>	<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>(1) 特定施設の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に係る基準</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 地盤の安定性の確保</p> <p style="padding-left: 4em;">事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)、森林法(昭和26年法律第249号)その他関係法令の規定に準じて定める次の(ア)から(オ)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性を確保すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア)、(イ) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) 事業区域内の特定施設の</p>

設置にあたっては、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第1項に定める技術的基準に適合したものとすること。この場合において、同項の「宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）」

とあるのは、「事業区域内の特定施設の設置」と読み替えるものとする。

(エ)～(カ) [略]

イ～ウ [略]

(2)～(4) [略]

設置にあたっては、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条第1項に定める技術的基準に適合したものとすること。この場合において、同項の「宅地造成等規制区域内において行われる宅地造成に関する工事」とあるのは、「事業区域内の特定施設の設置」と読み替えるものとする。

(エ)～(カ) [略]

イ～ウ [略]

(2)～(4) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月条例第43号）による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条の許可を受けている特定事業（神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号）第2条第2項の特定事業をいい、同条例附則第3項により、同条例第8条の許可を受けているとみなされるものを含む。以下同じ。）に対する第1条による改正後の神戸市

土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第24条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、旧条例第8条の許可を受けている特定事業に対する神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則第11条第3項、第17条第1項第1号及び第20条第2項の規定の適用については、同規則第11条第3項及び第20条第2項の規定中「第8条第2項各号」とあるのは「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和6年3月規則第74号）第1条による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則第8条第2項各号」と、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則第17条第1項第1号中「第2項第1号」とあるのは「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和6年3月規則第74号）第1条による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則第8条第2項第1号」と読み替える。
- 4 この規則の施行の際、旧条例第8条の許可を受けている特定事業に係る新規則様式第4号、様式第9号（これに添付する様式第5号の別紙を含む。）及び様式第19号については、なお従前の例による。
- 5 第1条による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則様式第14号については、新規則様式第14号によるものとみなす。

（太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第3条による改正後の神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の許可申請書が提出される事業、条例第13条第2項の届出書が提出される事業又は条例附則第2条第1項の規定の適用を受けている事業であって神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則第7条の変更許可申請書若しくは同規則第12条第1項の届出書が提

出されるものに係る条例第4条第2項に規定する施設基準について適用し、同日前にこれらの提出がされたものに係る同項の施設基準については、なお従前の例による。

神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第75号

神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市しあわせの村条例施行規則（平成元年4月規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（許可を要する行為）</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>興行を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために条例第5条第1項に掲げる施設（以下「総合センター等」という。）の全部又は一部を独占して使用するこ</u></p>	<p>（許可を要する行為）</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>業として写真又は映画を撮影すること。</u></p> <p>(3) <u>興行を行うこと。</u></p>

と(設置の目的に従って条例別表第2号に規定する施設(以下「ホール等」という。))を使用する場合を除く。)。

(4) 集会その他これらに類する催しのために総合センター等の全部又は一部を独占して使用すること(設置の目的に従ってホール等を使用する場合を除く。)

(5) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(使用料)

第3条 [略]

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第4条 条例第19条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(4) [略]

(5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(6) [略]

別表(第3条関係)

行為の区分	使用料の額
-------	-------

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために条例第5条第1項に掲げる施設の全部又は一部を独占して使用すること(設置の目的に従って条例別表第2号に規定する施設(以下「ホール等」という。))を使用する場合を除く。)

(使用料の特例等)

第3条 [略]

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第4条 条例第19条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(4) [略]

(5) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(6) [略]

別表(第3条関係)

行為の区分	使用料の額
-------	-------

[略]	[略]
2 興行又は競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]

[略]	[略]
2 興行又は競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]
3 集会その他これに類する催しの開催	1 平方メートル 1 日につき 4 円
4 業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	1 人 1 日につき 900円
5 業としての広告写真の撮影	1 日につき 3 万円
6 業としての映画の撮影	1 日につき 6 万円

備考

- 1 [略]
- 2 営利を目的としてこの表の第2項に掲げる行為をする場合の使用料の額は、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収するときはこれらの項に規定する額の5倍に相当する額とし、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収しないときはこれらの項に規定する額の3倍に相当する額と

備考

- 1 [略]
- 2 営利を目的としてこの表の第2項又は第3項に掲げる行為をする場合の使用料の額は、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収するときはこれらの項に規定する額の5倍に相当する額とし、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収しないときはこれらの項に規定する額の3倍に相

する。

当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の神戸市しあわせの村条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前の行為に係る許可及び使用料の徴収については、なお従前の例による。

神戸市小磯記念美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第76号

神戸市小磯記念美術館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市小磯記念美術館条例施行規則（令和2年3月規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<u>（協議会の会長及び副会長）</u>
	<u>第18条 条例第12条に規定する神戸市立小磯記念美術館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。</u>
	<u>2 会長及び副会長は、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。</u>
	<u>3 会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u>
	<u>4 会長は、協議会の議事その他の会</u>

務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第19条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて小磯記念美術館長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係職員の出席等)

第20条 会長は、会議において関係職員の説明又は資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べるができる。

第18条 [略]

第21条 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市ポートアイランドホール条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第77号

神戸市ポートアイランドホール条例施行規則等の一部を改正する規則
(ポートアイランドホール条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市ポートアイランドホール条例施行規則(平成31年3月規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(遵守事項)	(遵守事項)
第5条 条例第12条第4号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。	第5条 条例第12条第4号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) 写真、 <u>動画</u> の撮影その他これに類する行為をすること。	(7) 写真、 <u>映画</u> の撮影その他これに類する行為をすること。
(8)、(9) [略]	(8)、(9) [略]
(損傷等の届出)	(損傷等の届出)
第7条 使用者等は、使用に際し、 <u>条例第5条第1項第2号</u> の施設等(以下	第7条 使用者等は、使用に際し、 <u>条例第5条第12項第2号</u> の施設等(以下

<p>単に「施設等」という。)を汚損し、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(施行の細目)</p> <p>第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p>	<p>単に「施設等」という。)を汚損し、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(施行の細目)</p> <p>第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>文化スポーツ局長</u>が定める。</p>
---	---

(風見鶏の館等条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市風見鶏の館等条例施行規則(令和2年3月規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第8条 条例第7条の規定により、風見鶏の館等内において、業として写真又は<u>動画</u>を撮影しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第8条 条例第7条の規定により、風見鶏の館等内において、業として写真又は<u>映画</u>を撮影しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>

<p>(2) 写真撮影又は<u>動画</u>撮影の目的及び内容</p> <p>(3) 写真撮影又は<u>動画</u>撮影を希望する日時</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定による許可を受けた者に対し、当該許可に係る写真撮影又は<u>動画</u>の撮影について、風見鶏の館等の係員の指示に従って行うよう求めるものとする。</p>	<p>(2) 写真撮影又は<u>映画</u>撮影の目的及び内容</p> <p>(3) 写真撮影又は<u>映画</u>撮影を希望する日時</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定による許可を受けた者に対し、当該許可に係る写真撮影又は<u>映画</u>の撮影について、風見鶏の館等の係員の指示に従って行うよう求めるものとする。</p>
--	--

(青少年科学館条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市立青少年科学館条例施行規則（令和4年3月規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の禁止)</p> <p>第16条 条例第17条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 許可を受けないで、写真、<u>動画</u>等</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第16条 条例第17条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 許可を受けないで、写真、<u>映画</u>等</p>

の撮影その他これに類する行為

(9)、(10) [略]

別表第2 (第13条関係)

区分	使用料
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 6万円

備考 [略]

の撮影その他これに類する行為

(9)、(10) [略]

別表第2 (第13条関係)

区分	使用料
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合	1人1日につき 900円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 3万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 6万円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 6万円

備考 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第78号

神戸市会計規則等の一部を改正する規則

(会計規則の一部改正)

第1条 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> 前項の場合において、部局の長(農</p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>支出担当者及び前渡金管理者は、使用する印鑑をあらかじめ所管会計管理者等(当該事務を所管する会計管理者、区会計管理者、北神特別出納員及び北須磨支所特別出納員をいう。以下同じ。)に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> 前項の場合において、部局の長(農</p>

業委員会事務局に係るものにあつては、経済観光局長。以下同じ。)は、代行させようとする者の職及び氏名を会計管理者に届け出なければならない。

(出納員その他の会計職員)

第3条 [略]

2 出納員及び区出納員は、別表第2に定める者をもつて充て、所管会計管理者等(当該事務を所管する会計管理者、区会計管理者、北神特別出納員及び北須磨支所特別出納員をいう。以下同じ。)の命を受けてその組織における収納事務をつかさどる。

3 審査出納員は、別表第1各号の表審査出納員の欄に掲げる者をもつて充て、会計管理者の命を受けて電子情報処理組織(所属長の使用に係る電子計算機と承認を受ける者又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて計算のうえ作成された旅費条例(昭和27年7月条例第45号)第4条第1項に規定する旅行命令(教育委員会事務局総務部教職員課の課長にあつては、同課が支出事務を行う神戸市立

業委員会事務局に係るものにあつては、経済観光局長。以下同じ。)は、代行させようとする者の職及び氏名並びに使用する印鑑を所管会計管理者等に届け出なければならない。

(出納員その他の会計職員)

第3条 [略]

2 出納員及び区出納員は、別表第2に定める者をもつて充て、所管会計管理者等の命を受けてその組織における収納事務をつかさどる。

3 審査出納員は、別表第1各号の表審査出納員の欄に掲げる者をもつて充て、所管会計管理者等の命を受けて電子情報処理組織(所属長の使用に係る電子計算機と承認を受ける者又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて計算のうえ作成された旅費条例(昭和27年7月条例第45号)第4条第1項に規定する旅行命令(教育委員会事務局総務部教職員課の課長にあつては、同課が支出事務を行う神

の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の旅行命令を含む。）、歳入の戻出並びに歳出予算に係る節の区分が償還金利子及び割引料であるものの支出に係る支出負担行為に関する確認に係る事務をつかさどる。

4～10 [略]

(収支に関する書類の記載及び金額の改定等)

第6条 [略]

2 [略]

3 支出命令書の科目及び金額並びに債権者の住所及び氏名は、改定し、又は加筆してはならない。ただし、会計管理者において承認したものは、この限りでない。

4 [略]

(歳出予算の配当等)

第19条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により、配当したとき、配分又は再配分したときは予算配当通知書を会計管理者に送付しなければならない。

8 歳出予算の配分又は再配分を受けたときは、その謄本を会計管理者に

戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の旅行命令を含む。）、歳入の戻出並びに歳出予算に係る節の区分が償還金利子及び割引料であるものの支出に係る支出負担行為に関する確認に係る事務をつかさどる。

4～10 [略]

(収支に関する書類の記載及び金額の改定等)

第6条 [略]

2 [略]

3 支出命令書の科目及び金額並びに債権者の住所及び氏名は、改定し、又は加筆してはならない。ただし、所管会計管理者等において承認したものは、この限りでない。

4 [略]

(歳出予算の配当等)

第19条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により、配当したとき、配分又は再配分したときは予算配当通知書を所管会計管理者等に送付しなければならない。

8 歳出予算の配分又は再配分を受けたときは、その謄本を所管会計管理

送付しなければならない。

(調定及び納入の通知)

第27条 [略]

2、3 [略]

4 書類による納入の通知は、用途により次の区分によりするものとする。

(1) 納税通知書 普通徴収の方法によつて徴収する市税(県民税及び森林環境税を含む。次項において同じ。)

(2) [略]

5、6 [略]

(過誤納金の処理)

第29条の2 歳入徴収者は、過誤納金を納付した者から過誤納金の払戻しの請求があつたときは、施行令第165条の6の規定により、速やかに払い戻さなければならない。

2、3 [略]

(委託の手續)

第38条 部局の長は、地方自治法第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務の委託(以下この条において「委託」という。)をしようとするときは、委託先、委託事務の種類、委託期間その

者等に送付しなければならない。

(調定及び納入の通知)

第27条 [略]

2、3 [略]

4 書類による納入の通知は、用途により次の区分によりするものとする。

(1) 納税通知書 普通徴収の方法によつて徴収する市税(県民税を含む。次項において同じ。)

(2) [略]

5、6 [略]

(過誤納金の処理)

第29条の2 歳入徴収者は、過誤納金を納付した者から過誤納金の払戻しの請求があつたときは、施行令第165条の7の規定により、速やかに払い戻さなければならない。

2、3 [略]

(委託の手續)

第38条 部局の長は、次に掲げる委託(以下この条において「委託」という。)をしようとするときは、委託先、委託料の見積金額、委託事務の種類、委託期間その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の

他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の上、会計管理者に協議しなければならない。委託の内容を変更しようとするときも、同様とする。

上、会計管理者に協議しなければならない。委託の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 施行令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定による歳入の徴収又は収納の事務の委託

(2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定による保険料の徴収の事務の委託

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託

2 [略]

3 受託者の現金の収納及び払込については、第31条第1項及び第32条第1項の規定を準用する。ただし、これによりがたい特別の事情があるときは、別に定めることができる。

（請求書の省略）

第43条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、請求書の

2 [略]

3 受託者の現金の収納及び払込については、出納員等に関する規定（第31条第2項を除く。）を準用する。ただし、これによりがたい特別の事情があるときは、別に定めることができる。

（請求書の省略）

第43条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、請求書の

添付を省略することができる。

(1)～(8) [略]

(9) 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) の規定による療養費及び国民健康保険法の規定による高額療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金

(10)～(12) [略]

(13) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による医療費及び拠出金

(14)～(22) [略]

(23) 介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による保険給付 (指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者からの請求に係るものを除く。) 及び第一号事業支給費 (指定事業者からの請求に係るものを除く。)

添付を省略することができる。

(1)～(8) [略]

(9) 国民健康保険法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) の規定による療養費及び国民健康保険法の規定による高額療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金

(10)～(12) [略]

(13) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療費及び拠出金

(14)～(22) [略]

(23) 介護保険法の規定による保険給付 (指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者からの請求に係るものを除く。) 及び第一号事業支給費 (指定事業者からの請求に係るものを除く。)

(24)～(30) [略]

(支出命令書の送付)

第44条 支出担当者は、支出命令書を作成したときは、これを会計管理者に送付するものとする。

2 [略]

(支出命令書の審査)

第44条の2 前条第1項の規定により支出命令書の送付を受けた会計管理者は、当該支出命令書を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由を示して支出命令書を当該支出担当者に返さなければならない。

(1)、(2) [略]

(精算)

第48条 前渡金管理者は、用務終了後5日（神戸市の休日を定める条例第2条第1項に規定する本市の休日は、算入しない。）以内に支払精算書を作成し、直近の上司（当該直近の上司が副局長である場合は副局長）に提出しなければならない。ただし、会計管理者において承認したものは、支払精算書の作成期限を延長することができる。

2～4 [略]

(24)～(30) [略]

(支出命令書の送付)

第44条 支出担当者は、支出命令書を作成したときは、これを所管会計管理者等に送付するものとする。

2 [略]

(支出命令書の審査)

第44条の2 前条第1項の規定により支出命令書の送付を受けた所管会計管理者等は、当該支出命令書を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由を示して支出命令書を当該支出担当者に返さなければならない。

(1)、(2) [略]

(精算)

第48条 前渡金管理者は、用務終了後5日（神戸市の休日を定める条例第2条第1項に規定する本市の休日は、算入しない。）以内に支払精算書を作成し、直近の上司（当該直近の上司が副局長である場合は副局長）に提出しなければならない。ただし、所管会計管理者等において承認したものは、支払精算書の作成期限を延長することができる。

2～4 [略]

(支払通知)

第53条 会計管理者は、支出の命令を受けて所定の手続を完了したときは、直ちに債権者に対し支払の通知をしなければならない。ただし、口座振替の方法によるときは、この限りでない。

(支払の方法)

第54条 債権者に対する支払は、会計管理者が債権者の領収証書を支出命令書と照合して、誤りのないことを確かめた上、小切手を振り出し、又は指定金融機関若しくは指定代理金融機関に支払通知書（第87条第1項の規定により別に定められた帳簿をいう。以下同じ。）を交付して行う。

2 前項に定める支払のほか、口座振替又は会計管理者において必要と認めるときは現金払、隔地払若しくは支払切符の方法により行うことができる。

3 [略]

(隔地払)

第55条 遠隔地の債権者に支払をするために必要があるときは、会計管理者は支払場所を指定し、支出命令書にその旨を表示するとともに、送金

(支払通知)

第53条 所管会計管理者等は、支出の命令を受けて所定の手続を完了したときは、直ちに債権者に対し支払の通知をしなければならない。ただし、口座振替の方法によるときは、この限りでない。

(支払の方法)

第54条 債権者に対する支払は、所管会計管理者等が債権者の領収証書を支出命令書と照合して、誤りのないことを確かめた上、小切手を振り出し、又は指定金融機関若しくは指定代理金融機関に支払通知書（第87条第1項の規定により別に定められた帳簿をいう。以下同じ。）を交付して行う。

2 前項に定める支払のほか、口座振替又は所管会計管理者等において必要と認めるときは現金払、隔地払若しくは支払切符の方法により行うことができる。

3 [略]

(隔地払)

第55条 遠隔地の債権者に支払をするために必要があるときは、所管会計管理者等は支払場所を指定し、支出命令書にその旨を表示するととも

通知書を指定金融機関又は指定代理金融機関に交付しなければならない。

2 前項の金融機関が送金通知を受けたときは、債権者に対して迅速確実な方法により送金し、会計管理者に送金済通知書を提出しなければならない。

3 [略]

(口座振替の方法による支払)

第56条 会計管理者は、指定金融機関又は指定金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があつたときは、口座振替依頼書又は口座振替依頼データにより指定金融機関に通知して、口座振替の方法により支払をさせることができる。

2 指定金融機関が前項の口座振替通知を受けたときは、指定された預金口座に速やかに振込手続をし、会計管理者に口座振替済通知書を提出しなければならない。

3 [略]

(集合の支出命令書の取扱い)

第57条 第41条第1項第1号に定める集合の支出命令書の一部について支払をしたときは、会計管理者は、集

に、送金通知書を指定金融機関又は指定代理金融機関に交付しなければならない。

2 前項の金融機関が送金通知を受けたときは、債権者に対して迅速確実な方法により送金し、所管会計管理者等に送金済通知書を提出しなければならない。

3 [略]

(口座振替の方法による支払)

第56条 所管会計管理者等は、指定金融機関又は指定金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があつたときは、口座振替依頼書又は口座振替依頼データにより指定金融機関に通知して、口座振替の方法により支払をさせることができる。

2 指定金融機関が前項の口座振替通知を受けたときは、指定された預金口座に速やかに振込手続をし、所管会計管理者等に口座振替済通知書を提出しなければならない。

3 [略]

(集合の支出命令書の取扱い)

第57条 第41条第1項第1号に定める集合の支出命令書の一部について支払をしたときは、所管会計管理者等

合の支出命令書の内訳書に、そのてん末を記入しなければならない。

2 会計管理者は、前項の集合の支出命令書を受けて、その一部に当該支出命令書により支払しがたいものを生じたときは、支払不能調書を作成して、支出担当者に送付しなければならない。

3 支出担当者は、前項の調書の送付を受けたときは、支払不能額について減額の支出命令書を作成して、会計管理者に送付しなければならない。

第58条 削除

(委託の手続)

第59条 部局の長は、地方自治法第243条の2第1項の規定により支出に関

は、集合の支出命令書の内訳書に、そのてん末を記入しなければならない。

2 所管会計管理者等は、前項の集合の支出命令書を受けて、その一部に当該支出命令書により支払しがたいものを生じたときは、支払不能調書を作成して、支出担当者に送付しなければならない。

3 支出担当者は、前項の調書の送付を受けたときは、支払不能額について減額の支出命令書を作成して、所管会計管理者等に送付しなければならない。

(所管会計管理者等の所管外歳出の取扱い)

第58条 所管会計管理者等は、所管外の歳出金の支払を委託されたときは、支払の終わった日の翌日、支払済報告書に証拠書類を添えて委託した所管会計管理者等に通知しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、支出命令書の移送を要するときは、交付簿を添えなければならない。

(委託の手続)

第59条 部局の長は、施行令第165条の3第1項の規定により支出事務の委

する事務の委託をしようとするときは、委託先、委託事務の種類、支払資金見積額、委託期間その他委託契約の内容を示す書類を作成し、会計管理者に協議しなければならない。委託内容を変更しようとするときも、同様とする。

2、3 [略]

4 部局の長は、前項の支出報告書を受理したときは、速やかに支出内容を確認し、これを会計管理者に送付しなければならない。

(振替命令書)

第60条 次に掲げる事項の収支は、振替命令書によつて整理することができる。ただし、会計管理者において振替による収支を不相当と認める場合においては、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(振替手続)

第61条 [略]

2 前項の決議が終わつたときは、決議した部局において振替命令書を作成し、会計管理者に送付しなければならない。

3 [略]

託をしようとするときは、委託先、委託事務の種類、支払資金見積額、委託期間その他委託契約の内容を示す書類を作成し、会計管理者に協議しなければならない。委託内容を変更しようとするときも、同様とする。

2、3 [略]

4 部局の長は、前項の支出報告書を受理したときは、速やかに支出内容を確認し、これを所管会計管理者等に送付しなければならない。

(振替命令書)

第60条 次に掲げる事項の収支は、振替命令書によつて整理することができる。ただし、所管会計管理者等において振替による収支を不相当と認める場合においては、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(振替手続)

第61条 [略]

2 前項の決議が終わつたときは、決議した部局において振替命令書を作成し、所管会計管理者等に送付しなければならない。

3 [略]

(控除徴収)

第62条 次に掲げるものは、給料その他の支払のときに控除徴収しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得税法(昭和40年法律第33号)等により徴収又は特別徴収を要する各税

(3)、(4) [略]

2 [略]

(指定金融機関等の派出所)

第78条 指定金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。

(1) [略]

(2) 前号のほか、市長が必要があると認めて指定した場所

2 [略]

(現金入出金機の設置)

第78条の2 指定金融機関の現金入出金機は、次に掲げる場所に設置する。

(1) 区役所(北神区役所を除く。)

(控除徴収)

第62条 次に掲げるものは、給料その他の支払のときに控除徴収しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得税法(昭和22年法律第27号)等により徴収又は特別徴収を要する各税

(3)、(4) [略]

2 [略]

3 前2項の場合の支出命令書には、払込書を添えなければならない。

(指定金融機関等の派出所)

第78条 指定金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。

(1) [略]

(2) 区役所(中央区役所及び北神区役所を除く。)

(3) 須磨区役所北須磨支所

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めて指定した場所

2 [略]

(現金入出金機の設置)

第78条の2 指定金融機関の現金入出金機は、中央区役所に設置する。

(2) 須磨区役所北須磨支所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めて指定した場所

(会計事務の検査)

第83条 [略]

2 会計管理者は、前項又は地方自治法第243条の2第8項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、出納員等に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 [略]

(賠償責任を負う職員の指定)

第83条の2 地方自治法第243条の2の8第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(会計事務の検査)

第83条 [略]

2 会計管理者は、前項、施行令第158条第4項（施行令第165条の3第3項において準用する場合を含む。）又は施行令第158条の2第3項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、出納員等又は施行令第158条第1項の規定により歳入の徴収若しくは収納の事務の委託を受けた者、施行令第158条の2第2項に規定する受託者若しくは施行令第165条の3第1項の規定により支出の事務の委託を受けた者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 [略]

(賠償責任を負う職員の指定)

第83条の2 地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

- (1) [略]
- (2) 地方自治法第232条の4第1項の命令 第2条第2項の規定により支出担当者の事務を代行している場合における当該代行を行っている職員
- (3) [略]
- (4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア 第2条第2項の規定により前渡金管理者の事務を代行している場合における当該代行を行っている職員
イ～エ [略]
- (5) [略]

別表第2 (第3条関係)

- (1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
経済観光局 経済政策課	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

- (1) [略]
- (2) 地方自治法第232条の4第1項の命令 第2条第3項の規定により支出担当者の事務を代行している場合における当該代行を行っている職員
- (3) [略]
- (4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア 第2条第3項の規定により前渡金管理者の事務を代行している場合における当該代行を行っている職員
イ～エ [略]
- (5) [略]

別表第2 (第3条関係)

- (1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
経済観光局 経済政策課	[略]	[略]	
経済観光局 工業課	係長	事務 担当 者	
[略]	[略]	[略]	[略]

須磨区役所 北須磨支所 市民課	[略]	[略]	国民健康保険料の収納に限る。金銭登録機による収納は、出納員に限る。	須磨区役所 北須磨支所 市民課	[略]	[略]	市税収納及び国民健康保険料の収納に限る。金銭登録機による収納は、出納員に限る。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注) [略] (2)～(4) [略]				(注) [略] (2)～(4) [略]			

第22号様式中

「

支出担当者	係長	担当

を

」

「

支出担当者	係長	担当
会計管理者		

に、

」

「

過不足 不足の 場合△

」を「

過不足 (不足の 場合△)

」に改める。

(物品会計規則の一部改正)

第2条 神戸市物品会計規則(昭和39年3月規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2 (第6条関係)		別表第2 (第6条関係)	
物品の種類	出納通知書の種類	物品の種類	出納通知書の種類
1 調達物品	行財政局契約監理課か	1 調達物品	契約決定通知書
	ら送付を受けた契約決		物品購入等発注書
	定に係る通知書		一般支出負担行為書等
	物品の購入に係る発注		
	書		
	一般支出負担行為書等		
[略]	[略]	[略]	[略]
6 廃棄又は	物品の不用の決定及び	6 廃棄又は	物品不用決定兼処分決
	売却をする		議書(第4号の3様式
	処分に係る決議書		による備品取得等決議
物品	行財政局契約監理課か	物品	による備品取得等決議

	ら送付を受けた不用物品の売却決定に係る通知書
[略]	[略]

	書により決裁を行う場合にあつては、当該備品取得等決議書) 不用物品売却決定通知書
[略]	[略]

別表第3 (第18条関係)

様式号数	様式名	関係条文	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
第6号	[略]	[略]	

別表第3 (第18条関係)

様式号数	様式名	関係条文	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
第6号	[略]	[略]	
	契約決定通知書	第6条	契約事務 手続規程 (昭和39年5月訓令甲第6号)様式第18号
	物品購入等発注書	第6条	契約事務 手続規程 様式第25号の2
	物品不用決定兼処分決議書	第6条 第13条	契約事務 手続規程 様式第26号
	不用物品売却決定	第15条	同様式第28号

通知書

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市収入証紙条例施行規則(昭和39年3月規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の規定(同条例第2条第1号から第3号まで、第6号から第11号まで、第18号から第25号まで、第26号から第60号まで、第65号、<u>第132号</u>から第141号まで、第143号、第145号、第146号及び第151号、第3条、<u>第4条から第4条の4まで</u>、<u>第6条並びに第7条</u>を除く。)による手数料(次の各号に掲げる手数料を除く。)の徴収については、収入証紙による収入の方法による<u>ことができる</u>。</p>	<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の規定(同条例第2条第1号から第3号まで、第6号から第11号まで、<u>第16号</u>、第18号から第25号まで、第26号から第60号まで、第65号、<u>第70号</u>、<u>第133号</u>から第141号まで、第143号、第145号、第146号及び第151号、第3条<u>並びに第4条から第4条の4まで</u>を除く。)による手数料(次の各号に掲げる手数料を除く。)の徴収については、収入証紙による収入の方法による。<u>ただし、金銭登録機を置いて出納員が収納する場合は、この限りでない。</u></p>

<p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3)、(4) [略]</p>	<p>(1) <u>高等学校における修学、学業成績等に関する証明手数料</u></p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) <u>農業振興センターにおける証明手数料</u></p> <p>(5) <u>農業委員会における証明手数料</u></p> <p>(6)、(7) [略]</p>
---------------------------------------	--

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正)

第4条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則（昭和39年10月規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(委託の手続)</p> <p>第33条 地方公営企業法第33条の2の規定により、<u>公金の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）第38条第1項の規定を準用する。</u></p>	<p>(委託の手続)</p> <p>第33条 地方公営企業法第33条の2の規定により、<u>収入の徴収又は収納事務を委託しようとするときは、委託先、委託見積金額、委託事務の種類、委託期間その他委託契約に必要な内容を示す書類を作成のうえ、会計管理者に協議しなければならない。委託内容を変更しようとする</u></p>

2、3 [略]

(繰替払)

第53条 公金の徴収又は収納の委託手数料については、総括出納取扱金融機関等をしてその収納に係る当該委託により徴収し、又は収納した収入金を繰り替えて使用させることができる。

(支払事務の委託)

第54条 地方公営企業法第33条の2の規定による支出の事務の委託の手續に関し必要な事項については、神戸市会計規則第59条第1項の規定を準用するほか、別に定める。

(準用規定)

第62条 有価証券の出納については、神戸市会計規則第76条の規定を準用する。

(たな卸資産の購入手続等)

第65条 決算品を購入しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、購入する旨の決議を行わなければならない。この場合においては、主管課において、当該発注が法令及び予算の定めるところに従っていることを十分に確認しなけれ

きも、同様とする。

2、3 [略]

(繰替払)

第53条 収入の徴収又は収納の委託手数料については、総括出納取扱金融機関等をしてその収納に係る当該委託により徴収し、又は収納した収入金を繰り替えて使用させることができる。

(支払事務の委託)

第54条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の11の規定による支払事務の委託の手續については、別に定める。

(準用規定)

第62条 有価証券の出納については、神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)第76条を準用する。

(棚卸資産の購入手続等)

第65条 決算品を購入しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、購入する旨の決議を行わなければならない。この場合においては、主管課において、当該発注が法令及び予算の定めるところに従っていることを十分に確認しなけれ

ばならない。

(1) 別に定めるところにより行財政局契約監理課に要求して契約を締結する場合 別に定める様式による物品調達決議書 (以下単に「物品調達決議書」という。)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次のいずれかの書類

ア 別に定める様式による物品専決調達書 (以下単に「物品専決調達書」という。)

イ 別に定める様式による物品購入等発注書 (発注の相手方に本市において正規の決議が行われた旨が分かる様式のものに限る。) (以下単に「物品購入等発注書」という。)

2 [略]

(予算関係議案)

第108条 [略]

2 地方公営企業法第25条及び地方公営企業法施行令 (昭和27年政令第403号) 第17条の2第2号の規定に基づき議会に提出する予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成するものとする。

(賠償責任を負う職員の指定)

第124条 地方公営企業法第34条の規

ばならない。

(1) 別に定めるところにより行財政局契約監理課に要求して契約を締結する場合 別に定める様式による物品調達決議書

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次のいずれかの書類

ア 別に定める様式による物品専決調達書

イ 別に定める様式による物品購入等発注書 (発注の相手方に本市において正規の決議が行われた旨が分かる様式のものに限る。)

2 [略]

(予算関係議案)

第108条 [略]

2 地方公営企業法第25条及び地方公営企業法施行令第17条の2第2号の規定に基づき議会に提出する予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成するものとする。

(賠償責任を負う職員の指定)

第124条 地方公営企業法第34条の規

定により準用される地方自治法第243条の2の8第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1)～(5) [略]

別表第8 (第67条関係)

物品の種類	出納通知書の種類	様式
調達物品	[略]	
[略]	[略]	[略]
1 生産品	物品の不	
2 廃棄又は売却をする物品	用の決定及び処分に係る決議書	
	行財政局	
	契約監理	
	課から送	
	付を受け	
	た不用物	

定により準用される地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1)～(5) [略]

別表第8 (第67条関係)

物品の種類	出納通知書の種類	様式
調達物品	[略]	契約事務 手続規程 様式第25号及び様式第25号の2
[略]	[略]	[略]
1 生産品	物品不用	契約事務
2 廃棄又は売却をする物品	決定兼処分決議書	手続規程 様式第26号
	不用物品	契約事務
	売却決定書	手続規程 様式第28号

		品の売却					
		決定に係					
		る通知書					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第9 (第125条関係)				別表第9 (第125条関係)			
様式 号数	様式名	関係条 文	備考	様式 号数	様式名	関係条 文	備考
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
第5号	[略]	[略]		第5号	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]		納入通知書(OCR用)		神戸市会計規則第10号の2様式に準ずる。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

第5号様式(第17条関係)を次のように改める。

第5号様式（第17条関係）

(公) 原 符	(公) 領 収 済 通 知 書	(公) 納 入 通 知 書 兼 領 収 証 書	
神戸市会計管理者	神戸市会計管理者	神戸市会計管理者	◎納入のときは、裏面の注意をよくお読みください。
		消費税 課税 免税 非課税	
納入者氏名	納入者氏名	納入者氏名	
登録番号	登録番号	登録番号	
年度 市区 会計科目 事業	年度 市区 会計科目 事業	年度 市区 会計科目 事業	
期別 課税区分 発行課 課税課	期別 課税区分 発行課 課税課	期別 課税区分 発行課 課税課	
発行課 使用者 許可番号 納付書番号 枝	発行課 使用者 許可番号 納付書番号 枝	発行課 使用者 許可番号 納付書番号 枝	
納付書番号	納付書番号	納付書番号	
発行課	発行課	発行課	
金額	金額	金額	
適用税率	適用税率	適用税率	
金額	金額	金額	
適用税率	適用税率	適用税率	
上記の金額を 年 月 日までに納めてください。	上記の金額を 年 月 日までに納めてください。	上記の金額を 年 月 日までに納めてください。	
領収日付印	取りまとめ金融機関 領収日付印	領収日付印	
		神戸市長	
上記の金額を領収しました。			
◎この領収書証書は5年間保存してください。			
(受付店・局保存)	(加入者保存)		納 入 場 所
			指定金融機関 : 指定代理金融機関 : 収納代理金融機関 :

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者に係る委託の手續及び検査については、第1条による改正後の神戸市会計規則第38条、第59条及び第83条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 地方自治法の一部を改正する法律附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令附則第3条の規定によりなお従前の例により公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者に係る委託の手續については、第4条による改正後の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則第33条及び第54条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

神戸市港湾施設条例施行規則及び須磨海岸を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第79号

神戸市港湾施設条例施行規則及び須磨海岸を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

(港湾施設条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市港湾施設条例施行規則(昭和48年4月規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第13号の3中

「

1 出店、募金等	2 写真撮影(広告写真を除く。)	3 広告写真撮影
4 映画撮影	5 興業、展示会等催し	6 集会等催し
7 自動販売機設置	8 その他()	

を

」

「

1 出店、募金等	2 広告写真撮影	3 動画撮影
4 興業、展示会等催し	5 集会等催し	6 自動販売機設置
7 その他()		

に

」

改める。

(須磨海岸を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第2条 須磨海岸を守り育てる条例施行規則(平成20年3月規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(緑地等における行為の許可)</p> <p>第8条 条例第23条第2項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、同項第1号から<u>第6号</u>までに掲げる行為をしようとする場合にあっては様式第3号による港湾施設(緑地・海浜)行為許可申請書を、<u>同項第7号</u>に掲げる行為をしようとする場合にあっては様式第4号による須磨海岸管理用通路通行許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(騒音の発生の禁止及び行為の禁止の例外)</p> <p>第10条 条例第21条第1項第2号ただし書及び条例第23条第1項第6号ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第6条第1項に規定する緑地等の使用の許可又は条例第23条第2項第1号から<u>第5号</u>までに掲</p>	<p style="text-align: center;">(緑地等における行為の許可)</p> <p>第8条 条例第23条第2項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、同項第1号から<u>第5号</u>までに掲げる行為をしようとする場合にあっては様式第3号による港湾施設(緑地・海浜)行為許可申請書を、<u>同項第6号</u>に掲げる行為をしようとする場合にあっては様式第4号による須磨海岸管理用通路通行許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(騒音の発生の禁止及び行為の禁止の例外)</p> <p>第10条 条例第21条第1項第2号ただし書及び条例第23条第1項第6号ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第6条第1項に規定する緑地等の使用の許可又は条例第23条第2項第1号から<u>第4号</u>までに掲</p>

<p>げる行為の許可を受けたとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 条例第23条第1項第8号ウに規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合であって、かつ、他の者の迷惑となる行為をするおそれがないと市長が認める場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第6条第1項に規定する緑地等の使用の許可又は条例第23条第2項第1号から第5号までに掲げる行為の許可を受けたとき。</p> <p>(3)、(4) [略]</p>	<p>げる行為の許可を受けたとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 条例第23条第1項第8号ウに規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合であって、かつ、他の者の迷惑となる行為をするおそれがないと市長が認める場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第6条第1項に規定する緑地等の使用の許可又は条例第23条第2項第1号から第4号までに掲げる行為の許可を受けたとき。</p> <p>(3)、(4) [略]</p>
---	---

様式第1号中

「^{フリガナ}氏名
(法人にあつては名称及び代表者名) ㊟ を
」
「^{フリガナ}氏名
(法人にあつては名称及び代表者名) に
」

改め、備考2を削る。

様式第2号中

「^{フリガナ}氏名
(法人にあつては名称及び代表者名) ㊟ を
」
「^{フリガナ}氏名
(法人にあつては名称及び代表者名) に
」

改め、備考2を削る。

様式第3号中

「^{フリガナ}氏名
(法人にあつては名称及び代表者名) 印」を

「^{フリガナ}氏名
(法人にあつては名称及び代表者名)」に

改め、

「

1	出店	2	募金	3	写真撮影 (広告写真を除く。)	4	広告写真撮影
5	映画撮影	6	興業	7	展示会・集会等催し	8	自動販売機設置
9	広告	10	その他 ()				

」を

「

--

」に

改め、備考2を削る。

様式第4号中「第23条第2項第6号」を「第23条第2項第7号」に改め、

「

氏名 (法人にあつては名称 及び代表者名)	印
-----------------------------	---

」を

「

氏名 (法人にあつては名称 及び代表者名)	
-----------------------------	--

」に

改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

2 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則(平成20年3月規則第57号)	[略]	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則(平成20年3月規則第57号)	[略]
		須磨海岸を守り育てる	様式第1号

		条例施行規則（平成20 年3月規則第63号）	様式第2号
			様式第3号
			様式第4号
[略]	[略]	[略]	[略]

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第80号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則（令和4年10月規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、 <u>附則第3項の規定は、令和7年4月1日に施行する。</u>	1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、 <u>次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> <u>(1) 附則第3項の規定 令和5年1月1日</u> <u>(2) 附則第4項の規定 令和6年4月1日</u>

2 [略]

(3) 附則第5項の規定 令和6年4月1日

(4) 附則第6項の規定 令和5年6月1日

(5) 附則第7項の規定 令和6年1月1日

(6) 附則第8項の規定 令和7年4月1日

(7) 附則第9項の規定 令和7年4月1日

(8) 附則第10項の規定 令和6年4月1日

2 [略]

3 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2の神戸市役所本庁舎2号館再整備事業における庁舎敷地の活用提案に関する検討委員会の項を削る。

4 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2の神戸市立ポートアイランドスポーツセンター再整備PFI事業者選定委員会の項を削

る。

5 執行機関の附属機関に関する条例
第1条第2項の規定に基づく市長の
附属機関に関する規則の一部を次の
ように改正する。

別表1及び別表2の王子公園再整
備にかかる大学設置・運営事業者選
考委員会の項を削る。

6 執行機関の附属機関に関する条例
第1条第2項の規定に基づく市長の
附属機関に関する規則の一部を次の
ように改正する。

別表1及び別表2の神戸空港サブ
ターミナル整備事業者選定委員会の
項を削る。

7 執行機関の附属機関に関する条例
第1条第2項の規定に基づく市長の
附属機関に関する規則の一部を次の
ように改正する。

別表1及び別表2の航空機サービ
ス機能用地事業者選定委員会の項を
削る。

8 執行機関の附属機関に関する条例
第1条第2項の規定に基づく市長の
附属機関に関する規則の一部を次の
ように改正する。

別表1及び別表2の神戸市立鶴越
斎場建替事業者選定委員会の項を削

3 [略]

別表 1

名称	担当事務
本山神岡住宅跡地活用事業者選定委員会	本山神岡住宅跡地の利活用事業者選定に関すること。

別表 2

名称	定数	任期	会長
本山神岡住宅跡地活用事業者選定委員会	6人	委嘱の日から令和7年3月31日まで	委員の互選により選任する者

る。

9 [略]

10 執行機関の附属機関に関する条例
第1条第2項の規定に基づく市長の
附属機関に関する規則の一部を次の
ように改正する。

別表 1 及び別表 2 の神戸空港サブ
ターミナル整備事業者選定委員会の
項を削る。

別表 1

名称	担当事務
神戸市立鶴越斎場建替 越斎場建替 事業者選定 委員会	神戸市立鶴越斎場建替 及び運営事業者の選定 に関すること。
本山神岡住宅跡地活用事業者選定委員会	本山神岡住宅跡地の利活用事業者選定に関すること。

別表 2

名称	定数	任期	会長
神戸市立鶴越斎場建替 越斎場建替 事業者選定 委員会	5人	委嘱の日から令和7年3月31日まで	委員の互選により選任する者
本山神岡住宅跡地活用	6人	委嘱の日から令和	委員の互選に

				事業者選定 委員会		7年3月 31日まで	より選 任する 者
--	--	--	--	--------------	--	---------------	-----------------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公示方法の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第81号

公示方法の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(消防表彰規則の一部改正)

第1条 神戸市消防表彰規則(昭和40年12月規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(顕彰の方法)</p> <p>第5条 受賞者の氏名又は名称及びその功績等は、特に必要があると認めるときは、<u>インターネットの利用その他適切な方法により公表して顕彰する。</u></p>	<p>(顕彰の方法等)</p> <p>第5条 受賞者の氏名又は名称及びその功績等は、特に必要があると認めるときは、<u>神戸市公報に登載するなどの方法により顕彰する。</u></p>

(職員表彰規則の一部改正)

第2条 神戸市職員表彰規則(昭和45年10月規則第95号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(表彰の方法及び <u>公表</u>)	(表彰の方法及び <u>公示</u>)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 市長が必要と認める場合は、表彰を受けた者の氏名及びその功績又は行為を <u>インターネットの利用その他適切な方法により公表</u> する。	2 市長が必要と認める場合は、表彰を受けた者の氏名及びその功績又は行為を <u>市公報に登載する等の方法によって公示</u> する。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 神戸市児童福祉法施行細則(昭和62年3月規則第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>第17条 削除</u>	(所有物の <u>売却</u>)
	第17条 <u>法第33条の2第2項の規定により売却を必要とする物であつて、高価と認められるものは、公告して</u>

<p>(所有物の返還)</p> <p>第18条 <u>法第33条の2の2第4項</u>に規定する公告は、物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯等なるべくその物を知るに足る事項を記載し、当該公告の日から14日間当該児童相談所の掲示板に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、<u>インターネットの利用その他適切な方法により</u>行うものとする。</p>	<p><u>競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失する虞がある物又は公告の後競買人がない物については、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する公告は、競売に付する物の名称、種類、数量及び形状並びに競売の場所及び日時その他必要な事項を記載し、当該公告の日から7日間当該児童相談所の掲示板に掲示して行うものとする。</u></p> <p>(所有物の返還)</p> <p>第18条 <u>法第33条の2第4項</u>に規定する公告は、物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯等なるべくその物を知るに足る事項を記載し、当該公告の日から14日間当該児童相談所の掲示板に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、<u>神戸市公報に掲載して</u>行うものとする。</p>
--	--

(屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第4条 神戸市屋外広告物条例施行規則（平成12年3月規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(講習会の開催)</p> <p>第13条 条例第22条の規定により市長が法第10条第2項第3号ロに規定する講習会(以下「講習会」という。)を開催する場合には、市長は、開催する日時及び場所を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(講習会の開催)</p> <p>第13条 条例第22条の規定により市長が法第10条第2項第3号ロに規定する講習会(以下「講習会」という。)を開催する場合には、市長は、開催する日時及び場所を<u>公告</u>するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第82号

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する等の規則

(手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市手数料条例施行規則(平成12年3月規則第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(健康科学研究所に関する手数料)</u></p> <p>第3条の2 条例第6条に規定する規則で定める額は、別表第1に掲げる額とする。</p> <p><u>(手数料の後納)</u></p> <p>第4条 条例第9条第2項第2号に規定する規則で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とする。</p> <p>(1) 条例第6条に規定する手数料</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>検査の結果でなければ手数料を算出し難いとき。</u></p>	

イ その他市長において特に必要
があると認めるとき。

(2) 条例第7条に規定する手数料

ア 本市の提供に係る検査設備を
使用しようとするとき。

イ その他市長において特に必要
があると認めるとき。

第4条の2 [略]

(家庭から排出される粗大ごみの手
数料)

第5条 条例別表第1 3の項に規定
する30キログラムを超える粗大ごみ
に係る手数料によりがたい粗大ごみ
として規則に定めるもの及び同表備
考1に規定する規則で定める品目の
ものに係る手数料の額は、別表第2
に掲げる額とする。

第4条 [略]

(家庭から排出される粗大ごみの手
数料)

第5条 条例別表第1 3の項に規定
する30キログラムを超える粗大ごみ
に係る手数料によりがたい粗大ごみ
として規則に定めるもの及び同表備
考1に規定する規則で定める品目の
ものに係る手数料の額は、別表に掲
げる額とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前	
別表第1 (第3条の2関係)				
種別		料金		
医学的検査	細菌	赤痢菌	1件につき 1,100円	
		S T D細菌検査	1件につき 4,300円	
		S T Dクラミジア検査	1件につき 2,600円	
		遺伝子解析 (P F G E 法等)	1件につき 20,000円	
		チフス症サルモネラの血清型別	1件につき 3,000円	
		自家血清による血清型別	1件につき 1,700円	
		細菌性下痢症 (赤痢菌ほか8種)	1件につき 8,000円	
		細菌サーベイランス	1件につき 10,000円	
	ウイルス	分離	ふ化鶏卵法	1件につき 10,000円
			組織培養法	1件につき 12,000円
			マウス新生児法	1件につき 15,000円
		同定	ふ化鶏卵法	1血清につき 12,000円
			組織培養法	1血清につき 15,000円
			マウス新生児法	1血清につき 18,000円
		ウイルスサーベイランス	1件につき 10,000円	
		電子顕微鏡法	1件につき 10,000円	
		ウイルス抗原検出 (ロタ、アデノ等)	1件につき 3,000円	
		希少感染症抗体検査 (ライム病、日本紅斑熱等)	1件につき 2,700円	
		その他診療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第59号。以下「社会保険算定方法」という。) 別表第1医科診療報酬点数表に定める検査		社会保険算定方法により算定した療養に要する費用の額 (条例別表第16 (第6条関係) 第1号に

			規定する額を超えるときは、同号に規定する額)
環境衛生検査	普通屋内環境測定	空気環境に係る試験（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度及び気流）	1箇所につき 3,000円
		温熱条件（温度、相対湿度、気流、ふくしや熱及びカタ冷却力）及び照度	1件につき 500円
		汚染条件（粉じん、二酸化炭素及び一酸化炭素）	1件につき 700円
		細菌数測定	落下法
		容量法	1件につき 3,000円
ガス状物質測定	検知管法（一酸化炭素及び二酸化炭素以外）		1件につき 1,000円
	簡易なもの（比色法によるもの）		1件につき 2,000円
	比較的複雑なもの（特殊装置又は前処理を要するもの）		1件につき 3,000円
	複雑なもの（メタン、二酸化炭素、亜酸化窒素等ガスクロマトグラフィーによるもの）		最初の1成分につき 4,000円 1成分増すごとに 2,000円
	特殊なもの（水銀、ふっ素、シアン化合物及び試料濃縮を要するガスクロマトグラフィーによるもの）		最初の1成分につき 10,000円 1成分増すごとに 2,000円
	悪臭物質、揮発性有機化合物、フロン化合物等		最初の1成分につき 20,000円 1成分増すごとに 3,000円
粒子状物質測定	降下ばいじん		1件につき 4,000円
	浮遊粉じん（ろ過法）		1件につき 1,000円

		粉じんの粒度分布	1 件につき 3,000円
	粉じん中の成分分析	水溶性成分（硫酸イオン等）	1 成分につき 2,000円
		金属元素等（マンガン、鉄等）	1 成分につき 3,000円
		特殊成分（多環芳香族炭化水素、ニトロフェノール類、農薬等）	最初の1成分につき 20,000円 1成分増すごとに 3,000円
酸性降下物測定	雨水	簡易なもの（導電率等）	1 成分につき 1,500円
		水溶性成分（硫酸イオン等）	1 成分につき 2,000円
		不溶解性成分	1 件につき 1,000円
	土壌	簡易なもの（pH、導電率等）	1 成分につき 2,300円
		比較的複雑なもの（ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム等）	1 成分につき 3,000円
複雑なもの（アルミニウム、陽イオン交換容量等）		1 成分につき 6,000円	
燃料又は廃棄物の成分分析	硫黄分（燃焼管法）	1 件につき 3,000円	
	灰分	1 件につき 1,000円	
食品・家庭用品検査 理化学的検査		簡易なもの（pH等）	1 成分につき 3,000円
		比較的複雑なもの（酸価、過酸化物、安息香酸、ソルビン酸、亜硫酸、デヒドロ酢酸、ホルマリン、重金属等）	1 成分につき 6,000円
		複雑なもの（サッカリン、プロピオン酸等）	1 成分につき 10,000円
		特殊なもの（PCB、農薬、動物用医薬品、ふぐ毒、貝毒、かび毒等）	1 成分につき 20,000円
		特殊な機器を使用するもの（質量分析計	1 成分につき 20,000円

	等)			
	多成分一斉法による農薬等の検査	最初の4成分まで1成分につき 20,000円 5成分目から50成分目まで1成分につき 3,000円 51成分目から1成分につき 1,000円		
	規格検査	牛乳	1件につき 6,000円	
微生物学的検査	細菌	大腸菌群数	1件につき 800円	
		一般細菌数	1件につき 1,700円	
		M P N法	1件につき 2,800円	
		乳酸菌数	1件につき 3,000円	
		分離培養検査	1件につき 2,000円	
		同定検査	1菌種につき 1,700円	
		食中毒(赤痢菌を含む。)	1件につき 7,000円	
		食品腸管出血性大腸菌	1件につき 10,000円	
		ボツリヌス菌検査(菌及び毒素)	1項目につき 12,000円	
		黄色ブドウ球菌エンテロトキシン	1件につき 10,000円	
	抗生物質検査		1薬剤につき 6,000円	
	真菌	顕微鏡検査		1件につき 2,000円
		真菌数		1培地につき 2,500円
		培養		1件につき 2,500円
同定			1菌種につき 8,000円	
ウイルス	食品ウイルス検出(ノロ、ロタ等)		1項目につき 20,000円	
	電子顕微鏡法(ノロ、ロタ等)		1項目につき 10,000円	

	異物検査	形態観察同定		1 件につき 3,000円
		標本による同定		1 件につき 6,000円
	アレルギー物質を含む食品の検査	定性試験		1 件につき 20,000円
		定量試験		各検査につき 20,000円
確認試験		各検査につき 20,000円		
水質検査	飲料用水検査	理化学的検査	簡易水質検査（亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素、色度、濁度、pH、塩化物イオン並びに過マンガン酸カリウム消費量）	1 件につき 4,000円
			簡易なもの（色度、濁度、pH、塩化物イオン、過マンガン酸カリウム消費量等）	1 成分につき 1,500円
			複雑なもの（シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物、銅及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、亜鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、六価クロム化合物、臭素酸、硬	1 成分につき 2,300円

度、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、T O C、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素等)	
揮発性有機化合物 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1・1-ジクロロエチレン、シス1・2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼン、クロロホルム、ブromoホルム、ジブromokロロメタン、ブromoジクロロメタン、総トリハロメタン等)	最初の1成分につき 20,000円 1成分増すごとに 3,000円
ハロ酢酸 (クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸)	最初の1成分につき 20,000円 1成分増すごとに 3,000円
かび臭物質 (ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール)	最初の1成分につき 20,000円 1成分増すごとに 3,000円
特殊なもの (1・4-ジオキサン、ホルムアルデヒド、フェノール類、P C B、有機水銀等)	1件につき 20,000円
農薬 (チウラム、シマジン、チオベンカルブ等)	最初の1成分につき 20,000円 1成分増すごとに

			3,000円
	微生物学的 検査	一般細菌	1件につき 1,200円
		大腸菌群	1件につき 800円
		大腸菌	1件につき 2,000円
海河川 水・廃水 検査	理化学的検 査	簡易なもの（pH、n-ヘキサ ン抽出物質、塩素イオン、透視度、浮遊物質、アンモニア、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、導電率、溶存酸素等）	1成分につき 1,500円
		複雑なもの（BOD、COD、りん酸、全りん、全窒素、銅、鉄、マンガン、亜鉛、カドミウム、鉛、六価クロム、総クロム、砒素、ふっ素、シアン、水銀、セレン、フェノール類、陰イオン界面活性剤等）	1成分につき 4,500円
		揮発性有機化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエチレン、1・1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼン、クロロホルム、ブロモホルム等）	最初の1成分につき 20,000円 1成分増すごとに 3,000円
		農薬（チウラム、シマジ ン、チオベンカルブ等）	最初の1成分につき 20,000円 1成分増すごとに 3,000円

		特殊なもの（PCB、有機水銀等）	1成分につき 20,000円	
		微生物学的検査（大腸菌群）	1件につき 2,000円	
底質検査	理化学的検査	簡易なもの（pH、硫化物等）	1成分につき 2,300円	
		複雑なもの（COD、シアン、銅、鉄、マンガン、亜鉛、カドミウム、鉛、クロム、砒素等）	1成分につき 6,000円	
		農薬（チウラム、シマジン、チオベンカルブ等）	最初の1成分につき 20,000円 1成分増すごとに 3,000円	
		特殊なもの（PCB、有機水銀等）	1成分につき 20,000円	
水浴場水検査		微生物学的検査（大腸菌群数）	1件につき 8,000円	
環境水検査		微生物学的検査（レジオネラ）	1件につき 3,800円	
医薬品・衛生材料検査（無菌試験）			1件につき 2,000円	
衛生害虫の鑑定	簡易なもの		1件につき 2,000円	
	複雑なもの		1件につき 3,000円	
文書等の交付	特別な証明書の交付		1通につき 500円	
	検査成績書の再交付		1通につき 100円	
	写真の交付	カラー写真		1件10枚までにつき 1,000円 1枚増すごとに 100円
		モノクロ写真		1件10枚までにつき

		500円
		1枚増すごとに 50円
	ポラロイド写真	1枚につき 500円

備考

- 1 条例別表第16備考第1項に規定する規則で定める額は、この表に定める金額の2倍とする。
- 2 条例別表第16備考第2項に規定する規則で定める額は、この表及び前項の規定によって算定される金額の2倍とする。
- 3 この表により難い特別な検査の手数料の額については、実費を基準として市長が定める額とする。条例別表第16備考第3項に規定する規則で定める額も、同様とする。

別表第2 (第5条関係)

略

別表 (第5条関係)

略

(健康科学研究所手数料条例施行規則及び計量検査手数料条例施行規則の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 神戸市健康科学研究所手数料条例施行規則（昭和53年4月規則第19号）
- (2) 神戸市計量検査手数料条例施行規則（平成12年3月規則第103号）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第83号

神戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和42年10月規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（休業補償を行わない場合）</p> <p>第9条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合 <u>又は</u>同法第66</p>	<p style="text-align: center;">（休業補償を行わない場合）</p> <p>第9条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の</u></p>

条の規定による決定により少年院
に收容されている場合

規定による決定により少年院に収
容されている場合又は売春防止法
(昭和31年法律第118号) 第17条の
規定による補導処分として婦人補
導院に收容されている場合

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第84号

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（保険料の減免）	（保険料の減免）
第34条 [略]	第34条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、第1号被保険者が条例第23条第2号に該当する場合において、その収入が著しく減少した年の世帯所得の見込額の金額が1月当たり24万5,000円以下であり、かつ、その金額がその収入が著しく減少した年の前年に係る世帯所得の金額の5割以下であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、その収入	3 市長は、第1号被保険者が条例第23条第2号に該当する場合において、その収入が著しく減少した年の世帯所得の見込額の金額が1月当たり24万5,000円以下であり、かつ、その金額がその収入が著しく減少した年の前年に係る世帯所得の金額の5割以下であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、その収入

が著しく減少した年の4月1日を賦課期日とする年度分の保険料について、それぞれ当該各号に定める額を減額する。

(1) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税について、その属する世帯のすべての世帯員が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であって、当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第2項に規定する額となることが見込まれるとき（当該第1号被保険者が保険料の賦課期日の属する年度分の保険料について条例第8条第2項から第4項までに該当するときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第4号に該当する者 条例第19条第2号から第4号までに該当する事実の発生した日の属する月（その事実の発生した日が当該年度分の保険料の賦課期日（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者）にあつては、当該

が著しく減少した年の4月1日を賦課期日とする年度分の保険料について、それぞれ当該各号に定める額を減額する。

(1) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税について、その属する世帯のすべての世帯員が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であって、当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第2項に規定する額となることが見込まれるとき（当該第1号被保険者が保険料の賦課期日の属する年度分の保険料について条例第8条第2項から第4項までに該当するときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第4号に該当する者 条例第19条第2号から第4号までに該当する事実の発生した日の属する月（その事実の発生した日が当該年度分の保険料の賦課期日（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者）にあつては、当該

資格を取得した日。以下この項から第5項までにおいて同じ。) 前の日である場合にあっては、当該年度分の保険料の賦課期日の属する月) から当該年度の末日の属する月までの期間に係る保険料に相当する額 (以下この項において「事実発生日以降の保険料の額」という。) の10分の7.3の額

イ 当該年度分の保険料について 条例第8条第1項第5号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.5の額

ウ 当該年度分の保険料について 条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.8の額

エ 当該年度分の保険料について 条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.9の額

オ 当該年度分の保険料について 条例第8条第1項第8号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.2の額

カ 当該年度分の保険料について 条例第8条第1項第9号に該当

資格を取得した日。以下この項から第5項までにおいて同じ。) 前の日である場合にあっては、当該年度分の保険料の賦課期日の属する月) から当該年度の末日の属する月までの期間に係る保険料に相当する額 (以下この項において「事実発生日以降の保険料の額」という。) の10分の7.2の額

イ 当該年度分の保険料について 条例第8条第1項第5号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.4の額

ウ 当該年度分の保険料について 条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.6の額

エ 当該年度分の保険料について 条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.7の額

オ 当該年度分の保険料について 条例第8条第1項第8号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.1の額

カ 当該年度分の保険料について 条例第8条第1項第9号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.4の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.49の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.5の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.69の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.7の額

サ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.8の額

シ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.89の額

(2) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税につい

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.3の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.3の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.3の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.5の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.5の額

サ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.6の額

シ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.7の額

(2) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税につい

て、その属する世帯のすべての世帯員が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であって、当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第3項に規定する額となることが見込まれるとき（前号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第4号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.1の額

イ [略]

ウ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6の額

エ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.2の額

オ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第8号に該当

て、その属する世帯のすべての世帯員が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であって、当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第3項に規定する額となることが見込まれるとき（前号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第4号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5の額

イ [略]

ウ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.9の額

エ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6の額

オ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第8号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.7の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第9号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.09の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.28の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.4の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.7の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.8の額

サ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8の額

シ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.8の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第9号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.1の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.1の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.1の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.4の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.5の額

サ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.7の額

シ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.1の額

(3) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税について、その属する世帯のすべての世帯員が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であって、当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第4項に規定する額となることが見込まれるとき（前2号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第4号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.4の額

イ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第5号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.1の額

ウ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第6号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.8の額

(3) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税について、その属する世帯のすべての世帯員が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であって、当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第4項に規定する額となることが見込まれるとき（前2号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第4号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.2の額

イ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第5号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.9の額

ウ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第6号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.9の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.3の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.1の額

カ [略]

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.89の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.09の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.6の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.8の額

サ 当該年度分の保険料について

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.5の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.7の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5の額

カ [略]

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.7の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.8の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.3の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.4の額

サ 当該年度分の保険料について

条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.1の額

シ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.3の額

(4) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税について、第1号被保険者が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であって、翌年度分の保険料が条例第8条第1項第4号に規定する額となることが見込まれるとき（前3号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号若しくは第5号又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.1の額

イ 当該年度分の保険料について

条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.7の額

シ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.9の額

(4) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税について、第1号被保険者が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であって、翌年度分の保険料が条例第8条第1項第4号に規定する額となることが見込まれるとき（前3号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号若しくは第5号又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.8の額

イ 当該年度分の保険料について

条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.6の額

ウ、エ [略]

オ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.7の額

カ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.9の額

キ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.55の額

ク 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.8の額

ケ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.18の額

コ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.5の額

条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.1の額

ウ、エ [略]

オ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.5の額

カ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.6の額

キ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.2の額

ク 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.4の額

ケ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.8の額

コ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.1の額

(5) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税について、第1号被保険者が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であつて、翌年度分の保険料が条例第8条第1項第5号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号若しくは第5号又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.2の額

イ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.8の額

ウ、エ [略]

オ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険

(5) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税について、第1号被保険者が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であつて、翌年度分の保険料が条例第8条第1項第5号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号若しくは第5号又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の0.9の額

イ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.2の額

ウ、エ [略]

オ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険

料の額の 10分の4.2の額

カ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第11号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の 10分の4.48の額

キ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第12号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の 10分の5.2の額

ク 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第13号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の 10分の5.48の額

ケ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第14号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の 10分の5.9の額

コ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第15号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の 10分の6.2の額

4 第33条及び前項の規定にかかわら
 ず、市長は、第1号被保険者が租税特
 別措置法(昭和32年法律第26号)第33
 条の4第1項の規定の適用を受ける
 場合(同法第33条第1項各号に規定
 する補償金、対価又は清算金(当該資
 産の譲渡(消滅及び価値の減少を含

料の額の 10分の3.9の額

カ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第11号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の 10分の4の額

キ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第12号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の 10分の4.7の額

ク 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第13号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の 10分の4.9の額

ケ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第14号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の 10分の5.3の額

コ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第15号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の 10分の5.67の額

4 第33条及び前項の規定にかかわら
 ず、市長は、第1号被保険者が租税特
 別措置法(昭和32年法律第26号)第33
 条の4第1項の規定の適用を受ける
 場合(同法第33条第1項各号に規定
 する補償金、対価又は清算金(当該資
 産の譲渡(消滅及び価値の減少を含

む。)に要した費用がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額)の額の全部に相当する金額をもって代替資産の取得をした場合に限る。)において、同法第33条第1項各号又は第33条の2第1項各号に規定するものがこれらの規定に該当することとなった日(同法第33条第3項の規定により同項第1号に規定する土地等又は同項第2号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があったものとみなされた日、同法第33条の3第3項の規定により旧資産又は旧資産のうち同項の政令で定める部分につき収用等による譲渡があったものとみなされた日及び同条第5項の規定により防災旧資産のうち同項の政令で定める部分につき収用等による譲渡があったものとみなされた日を含む。)の属する年(以下この項において「補償金等を取得した年」という。)の世帯所得の見込額がその年の前年に係る世帯所得の金額の5割以下であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第23条第3号に規定する規則で定める特別

む。)に要した費用がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額)の額の全部に相当する金額をもって代替資産の取得をした場合に限る。)において、同法第33条第1項各号又は第33条の2第1項各号に規定するものがこれらの規定に該当することとなった日(同法第33条第3項の規定により同項第1号に規定する土地等又は同項第2号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があったものとみなされた日、同法第33条の3第3項の規定により旧資産又は旧資産のうち同項の政令で定める部分につき収用等による譲渡があったものとみなされた日及び同条第5項の規定により防災旧資産のうち同項の政令で定める部分につき収用等による譲渡があったものとみなされた日を含む。)の属する年(以下この項において「補償金等を取得した年」という。)の世帯所得の見込額がその年の前年に係る世帯所得の金額の5割以下であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第23条第3号に規定する規則で定める特別

の理由があるものとして、補償金等
を取得した年の4月1日を賦課期日
とする年度分の保険料について、そ
れぞれ当該各号に定める額を減額す
る。

(1) 当該第1号被保険者の翌年度分
の保険料が条例第8条第2項に規
定する額となることが見込まれる
とき（当該第1号被保険者が保険
料の賦課期日の属する年度分の保
険料について条例第8条第2項か
ら第4項までに該当するときを除
く。）次に掲げる第1号被保険者
の区分に応じ、それぞれに定める
額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第4号に該当
する者 居住用財産の買換えを
行った日の属する月（その買換
えを行った日が当該年度分の保
険料の賦課期日前の日である場
合にあっては、当該年度分の保
険料の賦課期日の属する月）か
ら当該年度の末日の属する月ま
での期間に係る保険料に相当す
る額（以下この項において「事実
発生月以降の保険料の額」とい
う。）の10分の7.3の額

の理由があるものとして、補償金等
を取得した年の4月1日を賦課期日
とする年度分の保険料について、そ
れぞれ当該各号に定める額を減額す
る。

(1) 当該第1号被保険者の翌年度分
の保険料が条例第8条第2項に規
定する額となることが見込まれる
とき（当該第1号被保険者が保険
料の賦課期日の属する年度分の保
険料について条例第8条第2項か
ら第4項までに該当するときを除
く。）次に掲げる第1号被保険者
の区分に応じ、それぞれに定める
額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第4号に該当
する者 居住用財産の買換えを
行った日の属する月（その買換
えを行った日が当該年度分の保
険料の賦課期日前の日である場
合にあっては、当該年度分の保
険料の賦課期日の属する月）か
ら当該年度の末日の属する月ま
での期間に係る保険料に相当す
る額（以下この項において「事実
発生月以降の保険料の額」とい
う。）の10分の7.2の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第5号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の7.5の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の7.8の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の7.9の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の8.2の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第9号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の8.4の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の8.49の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の8.5の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第5号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の7.4の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の7.6の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の7.7の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の8.1の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第9号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の8.3の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の8.3の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の8.3の額

ケ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第12号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の8.69の額

コ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第13号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の8.7の額

サ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第14号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の8.8の額

シ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第15号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の8.89の額

(2) 当該第1号被保険者の翌年度分
 の保険料が条例第8条第3項に規
 定する額となることが見込まれる
 とき（前号に該当するとき及び当
 該第1号被保険者が当該年度分の
 保険料について条例第8条第2項
 から第4項までに該当するときを
 除く。）次に掲げる第1号被保険
 者の区分に応じ、それぞれに定め
 る額

ア 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第4号に該当

ケ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第12号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の8.5の額

コ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第13号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の8.5の額

サ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第14号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の8.6の額

シ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第15号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の8.7の額

(2) 当該第1号被保険者の翌年度分
 の保険料が条例第8条第3項に規
 定する額となることが見込まれる
 とき（前号に該当するとき及び当
 該第1号被保険者が当該年度分の
 保険料について条例第8条第2項
 から第4項までに該当するときを
 除く。）次に掲げる第1号被保険
 者の区分に応じ、それぞれに定め
 る額

ア 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第4号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.1の額

イ [略]

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.2の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.7の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第9号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.09の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.28の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.4の額

ケ 当該年度分の保険料について

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5の額

イ [略]

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.9の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.8の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第9号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.1の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.1の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.1の額

ケ 当該年度分の保険料について

条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.7の額

コ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.8の額

サ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8の額

シ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の8.1の額

(3) 当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第4項に規定する額となることが見込まれるとき（前2号に該当するとき及び当該第1号被保険者が当該年度分の保険料について条例第8条第2項から第4項までに該当するときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第4号に該当する者 事実発生日以降の保険

条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.4の額

コ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.5の額

サ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.7の額

シ 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.8の額

(3) 当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第4項に規定する額となることが見込まれるとき（前2号に該当するとき及び当該第1号被保険者が当該年度分の保険料について条例第8条第2項から第4項までに該当するときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について条例第8条第1項第4号に該当する者 事実発生日以降の保険

料の額の10分の2.4の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第5号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の3.1の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の3.9の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の4.3の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の5.1の額

カ [略]

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の5.89の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の6.09の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当

料の額の10分の2.2の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第5号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の2.9の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の3.5の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の3.7の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の5の額

カ [略]

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の5.7の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の5.8の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.6の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.8の額

サ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.1の額

シ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の7.3の額

(4) 当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第1項第4号に規定する額となることが見込まれるとき（前3号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第5号に該当する者 事実発生日以降の保険

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.3の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.4の額

サ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.7の額

シ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.9の額

(4) 当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第1項第4号に規定する額となることが見込まれるとき（前3号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第5号に該当する者 事実発生日以降の保険

料の額の10分の0.95の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の2.1の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の2.6の額

エ、オ [略]

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の4.7の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の4.9の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の5.55の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の5.8の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当

料の額の10分の1の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の1.8の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の2.1の額

エ、オ [略]

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の4.5の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の4.6の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の5.2の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の5.4の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.18の額

サ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.5の額

(5) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税について、第1号被保険者が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であって、翌年度分の保険料が条例第8条第1項第5号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号若しくは第5号又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.2の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.8の額

サ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.1の額

(5) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税について、第1号被保険者が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であって、翌年度分の保険料が条例第8条第1項第5号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号若しくは第5号又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の0.9の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.8の額

ウ、エ [略]

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.2の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.48の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.2の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.48の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.9の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.2の額

(6) 当該第1号被保険者の翌年度分

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.2の額

ウ、エ [略]

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.9の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.7の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.9の額

ケ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.3の額

コ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.67の額

(6) 当該第1号被保険者の翌年度分

の保険料が条例第8条第1項第6号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号から第6号まで又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の0.7の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.1の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第9号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.05の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.5の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当

の保険料が条例第8条第1項第6号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号から第6号まで又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の0.4の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.3の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第9号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.2の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.4の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.8の額

カ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.6の額

キ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.93の額

ク 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.4の額

ケ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.75の額

(7) 当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第1項第7号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号から第7号まで又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、そ

する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.5の額

カ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.3の額

キ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.57の額

ク 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.04の額

ケ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.43の額

(7) 当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第1項第7号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号から第7号まで又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。）次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、そ

れぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の1.5の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第9号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の2.5の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の3の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の3.3の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の4.2の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の4.5の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当
する者 事実発生日以降の保険

れぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第8号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の2の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第9号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の2.9の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の3.1の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の3.2の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該
当する者 事実発生日以降の
保険料の額の10分の4の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該
当する者 事実発生日以降の保
険料の額の10分の4.2の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該
当する者 事実発生日以降の保
険

料の額の10分の5の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の5.4の額

(8) 当該第1号被保険者の翌年度分
の保険料が条例第8条第1項第8
号に規定する額となることが見込
まれるとき（前各号に該当する
とき及び当該第1号被保険者の当
該年度分の保険料が条例第8条第1
項第4号から第8号まで又は第2
項から第4項までに規定するもの
であるときを除く。）次に掲げる
第1号被保険者の区分に応じ、そ
れぞれに定める額

ア [略]

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の1.8の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の2.2の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当
する者 事実発生日以降の保険

料の額の10分の4.7の額

ク 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の5.1の額

(8) 当該第1号被保険者の翌年度分
の保険料が条例第8条第1項第8
号に規定する額となることが見込
まれるとき（前各号に該当する
とき及び当該第1号被保険者の当
該年度分の保険料が条例第8条第1
項第4号から第8号まで又は第2
項から第4項までに規定するもの
であるときを除く。）次に掲げる
第1号被保険者の区分に応じ、そ
れぞれに定める額

ア [略]

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の1.4の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第11号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の1.6の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当
する者 事実発生日以降の保険

料の額の10分の3.2の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の3.6の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の4.2の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の4.7の額

(9) 当該第1号被保険者の翌年度分
の保険料が条例第8条第1項第9
号に規定する額となることが見込
まれるとき（前各号に該当する
とき及び当該第1号被保険者の当該
年度分の保険料が条例第8条第1
項第4号から第9号まで又は第2
項から第4項までに規定するもの
であるときを除く。）次に掲げる
第1号被保険者の区分に応じ、そ
れぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の0.6の額

料の額の10分の2.6の額

オ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の2.9の額

カ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の3.5の額

キ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の4の額

(9) 当該第1号被保険者の翌年度分
の保険料が条例第8条第1項第9
号に規定する額となることが見込
まれるとき（前各号に該当する
とき及び当該第1号被保険者の当該
年度分の保険料が条例第8条第1
項第4号から第9号まで又は第2
項から第4項までに規定するもの
であるときを除く。）次に掲げる
第1号被保険者の区分に応じ、そ
れぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第10号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の0.2の額

イ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第11号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の1の額

ウ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第12号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の2.2の額

エ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第13号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の2.6の額

オ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第14号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の3.3の額

カ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第15号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の3.87の額

(10) 当該第1号被保険者の翌年度
 分の保険料が条例第8条第1項第
 10号に規定する額となることが見
 込まれるとき（前各号に該当する
 とき及び当該第1号被保険者の当
 該年度分の保険料が条例第8条第
 1項第4号から第10号まで又は第
 2項から第4項までに規定するも

イ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第11号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の0.4の額

ウ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第12号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の1.6の額

エ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第13号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の2の額

オ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第14号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の2.69の額

カ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第15号に該当
 する者 事実発生日以降の保険
 料の額の10分の3.27の額

(10) 当該第1号被保険者の翌年度
 分の保険料が条例第8条第1項第
 10号に規定する額となることが見
 込まれるとき（前各号に該当する
 とき及び当該第1号被保険者の当
 該年度分の保険料が条例第8条第
 1項第4号から第10号まで又は第
 2項から第4項までに規定するも

のであるときを除く。)。次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の0.5の額

イ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.7の額

ウ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.2の額

エ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.9の額

オ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.5の額

(11) 当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第1項第11号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当

のであるときを除く。)。次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第11号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の0.2の額

イ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.4の額

ウ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.8の額

エ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.5の額

オ 当該年度分の保険料について
 条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.1の額

(11) 当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第1項第11号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当

該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号から第11号まで又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。)。次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.3の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.8の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.5の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.1の額

(12) 当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第1項第12号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第

該年度分の保険料が条例第8条第1項第4号から第11号まで又は第2項から第4項までに規定するものであるときを除く。)。次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第12号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.2の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.6の額

ウ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.3の額

エ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.9の額

(12) 当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第1項第12号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第

1 項第 4 号から第12号まで又は第 2 項から第 4 項までに規定するものであるときを除く。)。次に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について 条例第 8 条第 1 項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の0.6の額

イ 当該年度分の保険料について 条例第 8 条第 1 項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.4の額

ウ 当該年度分の保険料について 条例第 8 条第 1 項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の2.1の額

(13) 当該第 1 号被保険者の翌年度分の保険料が条例第 8 条第 1 項第 13号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第 1 号被保険者の当該年度分の保険料が条例第 8 条第 1 項第 4 号から第13号まで又は第 2 項から第 4 項までに規定するものであるときを除く。)。次に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

1 項第 4 号から第12号まで又は第 2 項から第 4 項までに規定するものであるときを除く。)。次に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について 条例第 8 条第 1 項第13号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の0.4の額

イ 当該年度分の保険料について 条例第 8 条第 1 項第14号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.2の額

ウ 当該年度分の保険料について 条例第 8 条第 1 項第15号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の1.9の額

(13) 当該第 1 号被保険者の翌年度分の保険料が条例第 8 条第 1 項第 13号に規定する額となることが見込まれるとき（前各号に該当するとき及び当該第 1 号被保険者の当該年度分の保険料が条例第 8 条第 1 項第 4 号から第13号まで又は第 2 項から第 4 項までに規定するものであるときを除く。)。次に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の0.9の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の1.6の額

(14) [略]

5 市長は、第1号被保険者が前条第
1号に該当する場合においては、当
該第1号被保険者に対して課する保
険料について、次の各号に掲げる区
分に応じそれぞれ当該各号に定める
額を減額する。

(1) [略]

(2) 前条第1号ウに規定する者のう
ち条例第8条第1項第2号に該当
する者（次号に該当する者を除
く。） 当該年度分の保険料（賦課
期日後の扶養要件該当により同号
ウ（ア）又は（イ）に該当すること
となった者にあつては、当該年度
分の保険料のうち当該該当するこ
ととなった日の属する月から当該
年度の末日の属する月までの期間
に係る保険料）の額の87分の40に
相当する額（当該額がアに掲げる

ア 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第14号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の0.8の額

イ 当該年度分の保険料について
条例第8条第1項第15号に該当
する者 事実発生日以降の保険
料の額の10分の1.5の額

(14) [略]

5 市長は、第1号被保険者が前条第
1号に該当する場合においては、当
該第1号被保険者に対して課する保
険料について、次の各号に掲げる区
分に応じそれぞれ当該各号に定める
額を減額する。

(1) [略]

(2) 前条第1号ウに規定する者のう
ち条例第8条第1項第2号に該当
する者（次号に該当する者を除
く。） 当該年度分の保険料（賦課
期日後の扶養要件該当により同号
ウ（ア）又は（イ）に該当すること
となった者にあつては、当該年度
分の保険料のうち当該該当するこ
ととなった日の属する月から当該
年度の末日の属する月までの期間
に係る保険料）の額の9分の4に
相当する額（当該額がアに掲げる

額からイに掲げる額を控除して得た額（以下この号において「第1段階の保険料の額との差額」という。）を超えるときにあっては、第1段階の保険料の額との差額）

ア、イ [略]

(3) 前条第1号ウ（ア）又は（イ）に規定する者のうち条例第8条第1項第2号に該当する者であって、前年の世帯収入金額又は当年の世帯収入金額の見込額が条例第8条第1項第1号該当者の減額基準収入金額以下である世帯に属する者当該年度分の保険料（賦課期日後の扶養要件該当により同号ウ（ア）又は（イ）に該当することとなった者）にあっては、当該年度分の保険料のうち当該該当することとなった日の属する月から当該年度の末日の属する月までの期間に係る保険料）の額の 174分の127に相当する額

(4) 前条第1号ウに規定する者のうち条例第8条第1項第3号に該当する者（次号に該当する者を除く。） 当該年度分の保険料（賦課期日後の扶養要件該当により同号ウ（ア）又は（イ）に該当すること

額からイに掲げる額を控除して得た額（以下この号において「第1段階の保険料の額との差額」という。）を超えるときにあっては、第1段階の保険料の額との差額）

ア、イ [略]

(3) 前条第1号ウ（ア）又は（イ）に規定する者のうち条例第8条第1項第2号に該当する者であって、前年の世帯収入金額又は当年の世帯収入金額の見込額が条例第8条第1項第1号該当者の減額基準収入金額以下である世帯に属する者当該年度分の保険料（賦課期日後の扶養要件該当により同号ウ（ア）又は（イ）に該当することとなった者）にあっては、当該年度分の保険料のうち当該該当することとなった日の属する月から当該年度の末日の属する月までの期間に係る保険料）の額の 18分の13に相当する額

(4) 前条第1号ウに規定する者のうち条例第8条第1項第3号に該当する者（次号に該当する者を除く。） 当該年度分の保険料（賦課期日後の扶養要件該当により同号ウ（ア）又は（イ）に該当すること

となった者にあつては、当該年度分の保険料のうち当該該当することとなった日の属する月から当該年度の末日の属する月までの期間に係る保険料)の額の136分の89に相当する額(当該額がアに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額(以下この号において「第1段階の保険料の額との差額」という。)を超えるときにあつては、第1段階の保険料の額との差額)

ア、イ [略]

(5) 前条第1号ウ(ア)又は(イ)に規定する者のうち条例第8条第1項第3号に該当する者であつて前年の世帯収入金額又は当年の世帯収入金額の見込額が条例第8条第1項第1号該当者の減額基準収入金額以下である世帯に属する者当該年度分の保険料(賦課期日後の扶養要件該当により同号ウ(ア)又は(イ)に該当することとなった者にあつては、当該年度分の保険料のうち当該該当することとなった日の属する月から当該年度の末日の属する月までの期間に係る保険料)の額の272分の225に相当する額

となった者にあつては、当該年度分の保険料のうち当該該当することとなった日の属する月から当該年度の末日の属する月までの期間に係る保険料)の額の14分の9に相当する額(当該額がアに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額(以下この号において「第1段階の保険料の額との差額」という。)を超えるときにあつては、第1段階の保険料の額との差額)

ア、イ [略]

(5) 前条第1号ウ(ア)又は(イ)に規定する者のうち条例第8条第1項第3号に該当する者であつて前年の世帯収入金額又は当年の世帯収入金額の見込額が条例第8条第1項第1号該当者の減額基準収入金額以下である世帯に属する者当該年度分の保険料(賦課期日後の扶養要件該当により同号ウ(ア)又は(イ)に該当することとなった者にあつては、当該年度分の保険料のうち当該該当することとなった日の属する月から当該年度の末日の属する月までの期間に係る保険料)の額の28分の23に相当する額

6 [略]

6 [略]

様式第2号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の神戸市介護保険条例施行規則の規定は、令和6年度分以降の保険料について適用し、令和5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。